

Title	橘守部撰述現存諸稿本とその成立に就いて(二)
Sub Title	
Author	平澤, 五郎(Hirasawa, Goro)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1982
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.19 (1982.) ,p.47- 191
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	阿部隆一名誉教授追悼記念論集
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000019-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

橘守部撰述現存諸稿本とその成立に就いて (二)

平 澤 五 郎

記 紀 の 研 究

日 本 書 紀

稜威道別・温源録稿・神代紀心覚・神代紀索引・道別対照・附旧事紀直日

稜 威 道 別

「稜威言別」と並び守部生涯の課題となった日本書紀総釈は、総論二巻、神代紀九巻、神武紀二巻を以って未完のままに終校となるのであるが、その総論二巻に誌す守部の古代観はその道の論と共に就中その分析的な方法論に於て、当代的潮流に特異な観点を劃するものであった。

既に文化文政期、その著作活動の劈頭期、「神風問答」(文化十三年)、「古訓古事記頭書」(文政二年)、「神道弁」(文政三年)などに、未熟ながらも緒業の一端を窺い見るのであるが、なかでも、「古訓古事記頭書」(国学大系所収「古事記索隠頭書」)緒言教葉には、宣長学統に於ける没批判的古学に対する駁論と、いずれ後の古記典解釈の鍵鑰となる「稚

「言談辞弁」の萌芽が見出され、古伝説に見る「実事の中に戯れをそへ戯れの中に実事をくはへ」たる彩どりを弁別する一種の合理的方法論が提示されているのである。

しかしながら、以下別記諸稿本に見るが如く、その実際の企劃と着稿は猶十余年の歳月を閲しての後のことである。

「心の種」(天保九年刊)下巻追記の「其すぢ／＼の書目」に、

一第一に改めたき事は、神の道のときごと也云々……………中略……………守部は、いさゝか神さちやありけん、はやくより、かの二人の大人を信じながら、神の御上のさだ、道の論などは、はじめよりえうけず、たゞ勿躰なく覚えければ、別になして、学び来しを、さりとして外に考へもなく、歎きながら過つる内、家に聊か伝へたる事のあるにもとづきて、初念のほい空しからず、数十年苦学して今は十年あまり以前につひに眞の解さまをさとり得つ、よろこばしきあまりに、とみに筆をとりて、しるしおける、即書目に出せる、稜威道別是也、今より後、かのときごとをあかず思はん人々は、猶よく此道別を補ひ助けて、彼大人達の志に、むくいてよかし、

と、道別着稿を前にして回顧している。右文中に、「家に聊か伝へたる事のあるにもとづきて」というのは「橋の昔語」(天保十四年浜子序)に云う「わか家に古き神秘の口決あり」と口述する家伝の秘説を指すのであろうが、そのいささかほえましい誇大な口吻はともかく、「数十年苦学して」と記すのは幸手移住以来の初念である神典の「眞の解さま」であつたらうことは、上記の初期著述にも窺うことが出来よう。そして、「眞の解さま」のさとりを得たのを「今は十年あまり以前」と記している。天保十四年を遡る十年余りといえ、恐らく文政末から天保年初を想起してのことであつたらう。

「山彦冊子一名難語考」初編三巻は、「天保二年辛卯十一月刻成」の刊記をもつ、その巻末附載「池庵橋守部大人著述

目録」に、

古史鉤玄^{冊七} 此書はもはら日本紀古事記旧事本紀古語拾遺祝詞等の旧辞につきて近世古学者の感説を并し初て古伝説の意味深長なる奥旨を解^ト事^ヲを考出られて巨細に導き論^シされたる書にしあれば此書に寄て学ぶ時はゆうく^クに神典の難き疑問も開^ラけぬべきなり

と記し、「稜威道別」の前身たることをうかがわせる。文政十二年成立と推定される「待問雜記」前編(自筆稿本)下巻末にも、その付記に「鈎玄雜錄 五冊 近輯」の類題書名を記している。両書は共に現存せず、果して成稿におよびしかいなかも審らかにしないが、「道別」初度の草案とすれば、「心の種」に回想する十余年以前のこととなり、相呼応するのである。守部五十歳を前後するの頃である。

「稜威道別」の旧稿、明らかに初稿本として現在確認されるのは斯道文庫蔵「温源録稿」巻一・二(稿本14)である。両巻は「道別」総論にあたり、その内容も、巻一、前の^ト積^トの論、御伝^{ミツツ}風の論、談詞^{カカリゴト}の論、巻二、古伝の心得^{サマ}様の論、古伝の^ト釈^ト法の論、の五項目を標とし、後の「道別」総論に於ける「神秘第一条 旧事本辞ノ差」、「神秘第二条 古伝説ノ本義」、「第三条 雜^ヲ言^ヲ談^ヲ辞^ヲ弁^ト」の三条に相当する原案がやや粗且つ雑然ながら確立するにいたっている。その執筆期は天保四・五年頃と推定され、さきの「古史鉤玄」の腹稿をうけることかと思われるのである。「稜威道別」の第一稿は現在の諸稿本からみてこの「温源録稿」にはじまるとみてよい。

この書名が、現在の「稜威道別」と冠せられるのは、右の「温源録稿」の続稿、あるいは改稿本である斯道文庫蔵「温源録稿・稜威道別」巻三・七(稿本15)からである。天保六・七年から八年頃のことであろうか。「温源録稿」巻三から巻七にかけての途路、同一稿本執筆の間に書名改題のことが起ったのは後述(該本解題)するごとくである。左記の「心の種」巻末附載、「池庵北畠守部先生著述畧目録」に、「○稜威ノ道別 十五卷 一名神典古義」と見え、

前者「温源録稿」との間に、「神典古義」の書名、「稜威言別」を一名「神詠古義」と併称するのに対応してかゝを挟んで、この天保九年六月の予告著述に、その書名を新たに誌しているのである。

其後、嘉永四年―守部没年同二年五月―「稜威道別」初帙五卷五冊は上梓されるが、その最晩景にいたるまで初念の執着を持して諸稿本の改訂、改稿本は次に掲げることく、二十年の星霜を閲して改補に改補を重ねているのである。

一 板本

稜威道別 卷之一～五 嘉永四年刊 五冊

附 無窮会神習文庫蔵「稜威道別抄録」井上頼因抄写本 一冊

二 写本

(A) 定稿本系統諸本

(イ) 稜威道別原本 存卷六～十一 自筆 六冊 斯道文庫蔵 (稿本1)

稜威道別 存卷六～十一 橘冬照筆 六冊 斯道文庫蔵 (稿本2)

附 稜威道別 存卷六～十三 明治六年池田正平筆 神宮文庫蔵

稜威道別 存卷六 筆者未詳 一冊 国立公文書館蔵

(ロ) 稜威道別 存卷之一～八 自筆 八冊 天理図書館蔵 (稿本3)

(ハ) 稜威道別 存卷之四・五 自筆 二冊 斯道文庫蔵 (稿本4)

(B) 未定稿本系統諸本

(イ) 稜威道別 存卷三～五 自筆 三冊 斯道文庫蔵 (稿本5)

(ロ) 稜威道別 存卷第三 自筆 一冊 斯道文庫蔵 (稿本6)

	稷威道別	存卷第四・五	自筆	二軸	靜嘉堂文庫蔵	(稿本7)
	稷威道別	存卷六・九	自筆	四冊	天理図書館蔵	(稿本8)
	稷威道別	存卷六・十三	筆者未詳	八冊	無窮会神習文庫蔵	(稿本9)
	附 稷威道別	存十三卷	筆者未詳	六冊	栗田文庫蔵	(未見)
(イ)	稷威道別	存〔卷三〕	自筆	一冊	斯道文庫蔵	(稿本10)
(ニ)	稷威道別	存卷一・二(総論)	橘冬照筆	二冊	斯道文庫蔵	(稿本11)
(ホ)	稷威道別	存総論・〔卷四・七〕	自筆	三冊	斯道文庫蔵	(稿本12)
(ヘ)	稷威道別	存〔卷三〕	自筆	一冊	天理図書館蔵	(稿本13)
(ト)	温源録稿	存卷一・二	自筆	合一冊	斯道文庫蔵	(稿本14)
(フ)	温源録稿・稷威道別	存卷三・七	自筆	二冊	斯道文庫蔵	(稿本15)
	附 神代紀心覚	自筆	一冊		天理図書館蔵	
	神代紀索引	自筆	一冊		天理図書館蔵	
	道別対照	自筆	一冊		斯道文庫蔵	

上記諸稿本の成立次第は以下解題に詳記したので、此処ではその概要を略記することにする。「温源録稿」巻一・二(稿本14)成稿後、(ホ)「稷威道別」総論・〔卷四・七〕(稿本12)に至ると、漸くに総論・釈註は整備され、本格的な、註釈書としての体裁を整えるのである。総論末に記す日付は「天保十五年五月廿五日」である。朱墨補訂の著しい草稿本ながら、その補訂に従えば、定稿本に見る「古記典之一・四」と、神秘第一条〜第四条、即ち、「○旧事本辭ノ差」、「○古伝説ノ本義」、「○稚言談辭ノ弁」、「○天黄泉幽現顯ノ大意」と、後の神秘五条の核心をなす秘説四ヶ条

を以って構成し、その面目を一新するのである。釈註に於ても「総論」の方法論を踏え、現「稜威道別」にと第一歩を確実に踏み出している。猶留意されるのは総論卷末に付記する「道別」執筆に関する「凡例」である。該本解題中に全文を掲出したので省略するが、この期の執筆状況を辿る上にも参考すべき資料である。其後、この「総論」に沿って改稿されたのが、(一)冬照書写本「総論」二卷(稿本11)である。現在自筆本の所在を明らかにしないが、定稿本同様に両三序と自序を備え、卷一を古記典之一く五にあて、卷二は神秘第一条から第五条を完備し、「総論」の第一次成稿本と想定されるのである。本稿本にも前者の「凡例」を改補繕写している。かく「総論」の整備を経て後、(B)未定稿本系稿本の完成稿となったのが、斯道文庫・静嘉堂・天理図書館等蔵本、稿本6以下稿本8である。その料紙には、「板下本下稿ともすべく用意された匡郭付の専用紙に繕写され、恐らく「稜威道別」第一次成稿本であろう。筆者未詳ながら無窮会神習文庫蔵本(稿本9)に卷六く十三が転写されているので、さきの冬照書写本「総論」二卷を冒頭に据え、神代紀九卷、神武紀二卷を以って編成された完成稿であったかと推定されるのである。しかし猶稿後には、再び、推敲、補正の添削を余儀なくしたのである。前記稿本(稿本6く8)には無慚な斧鉞の跡が随所にとどめられるのである。

この加筆補訂稿を境に斯道文庫蔵本(稿本5)の如き暫定的経過はあるが、斯道文庫蔵本(稿本4)・天理図書館蔵本(稿本3)の再度の改稿を経て、定稿本「稜威道別原本」(稿本1)に到達し完稿の運びとなるのである。それは、まさに驚嘆すべき入念と執着の連続の成果であったとも称すべきであろう。

右掲諸本を未定稿本系統・定稿本系統と私に仮称したのであるが、未定稿本系統から定稿本系統への改稿の機縁となったのは、直接には所引参照資料、傍証例の増補と整理、それに伴う叙述の簡頭化が主であったかと思われるのである。卷第編成、紀本文校訂、同訓点等は右記自筆稿本6く8の過程で既に殆んど定着化している。所論自体に於て

も、その根幹に於て著しく変転するところは認められない。あるいは、ひとつには、記紀歌謡の総釈「稜威言別」の最終稿着筆時とも相関聯し、参考資料の充実と共に、両書相對偶すべく、構成・叙述上の再配慮が全般にわたり吟味検討されることもあつたのであろう。

しかし、別して留意されるのは、未定稿本系統(I)稿本5は同(I)稿本6・8の右述増訂にとどまるが、定稿本系統(I)稿本4にいたると、後述する如く、「旧事本紀」の所引例が多見されることである。以後定稿本に於ても同様である。この事実は、稿本5以前の旧稿、即ち未定稿本系統と以後の改稿、定稿本系統とを截然とわかっている。

「先代旧事紀本紀」に対する守部の評価を上掲諸稿本に拠つて略記すると、未定稿本系統稿本12に於ては、「古紀典之四」末尾に多田義俊の「旧事紀偽撰考」を引いて寸述するにとどまり、該書の資料的価値を説く「古紀典之五」は次の冬照筆稿本11にはじまるのである。その稿本11に於ては、「旧事本紀」の再検討が詳述され、全巻偽書説を否認して、

かゝれば其加筆は後の所為として見てもゆくに更に此紀にも古事記にも伝へ泄せし古伝も遣り、又神ッ伝、人の系統なともいと委しく、此書に拠て悟り知らるゝ事なんいと多かりけるをあはれ偽書といふ汚名の世に弘りてありければ今此道別の奥旨も半は此書に拠て悟りながら此書を引用する事のいと罕なるは他の疑を憚てなりけり、(傍点筆者)

と、その評価は著しく認識をあらたにし、傍点部分に見るが如く、本書が緊密に「旧事本紀」にかかわることを強調している。が、しかし、猶積極的な検証としては書中に所引するのを躊躇しているのである。それが、定稿本系統稿本3に於ては、

此書近世おしなへて、偽撰といひふらしたれと、偽撰にしたてゝ、偽書にはあらず……………(中略)

こたひ其ちり曇りをおし払ひて、人々のあらぬ疑ひをさやかに解きつ、すなはち旧事紀直日ナホヒと名付て、其書十卷六あり、そもく書紀の積を半途にして、さる考証をかきつる事は、此書に引用するに、世人の疑ひなん事を、恐れてなり、故し其然る所以は、皆彼ノ考証にゆつりて、こゝにはたゞ、其ノ本に復して、目録を挙ぐ、

と記述するまでにいたる。因みに其目録は「旧事紀直日」と殆んど同じくしている。右文中注目されるのは、「旧事本紀」の考証と「旧事紀直日」の着稿が、「そもく書紀の積を半途にして」とどめ、「此書に引用する」ためであったと推測されることである。前記冬照書写本「総論」に於て猶その所引に躊躇していたのに対し、本稿本では既に「旧事本紀」本文の整理を終了し、書紀の積中の重要証例として援用されているのを告げている。又板本に於ても、同所に「故ゆゑこたび、此ノ道別に引用せんとて、さきに其ノ然る所以ゆゑを証して、旧事紀直日ナホヒと云を稿せり」と記している。かく「稜威道別」稿本経過に於て、「旧事本紀」に密接に係るところが、記中にも、積文中にも見出され、未定稿本系統の再検討を機にして、主要課題となつていたのである。此処にも両系統を取て設ける一半の理由があらうかと考えられるのである。

擬、定稿本「稜威道別原本」(稿本一)の成立であるが、従来、未定稿本系統因斯道文庫蔵稿本12の成稿、天保十五年五月廿五日の識語の後、翌年のこととする。即ち、穿履集雜部上に、

弘化二年九月十七日伊勢皇大神宮の神嘗祭の勅使藤波三位卿祭はて、申し給はく此たひ禁裏カミにおいて日本書紀の御会読はしめさせ給へりそれにつきて荒木田神主久老か日本紀楓の落葉奉るへし又江戸人橋守部か稜威道別もかねて聞及はせり神官の中にする人あらは其書奉すへしと仰ことありけるよし久守のかたよりいそき申おこせけるにつきて写させて奉るときそへて奉りけるうた

と見え、四首の歌を誌していることから、この弘化二年九月の期日を以つて、その定稿本の終了とするのである。

しかし、果して此年紀を以って、「稜威道別」定稿本の完成と認められるであろうか。それは上述した「旧事本紀」の考証と「旧事紀直日」の整定とが、猶此期に着手されていたか否かが疑問であるからである。「旧事紀直日」序文末凡例には「此書をかくいそきたるは、稜威道別を、書き改めんとてなりければ、只誤字、落字を改て、引用のためにそある」と断り、その奥に「弘化の四とせう月のはつかの日 橋守部」の年紀を誌している。記述に従えば、「道別」の改稿―定稿本系統と想定される―は「直日」脱稿以後とならねばならず、それは又前述天理図書館蔵本（稿本3）「総論」の記とも呼応するのである。もっとも、板本「総論」には「旧事紀直日と云を稿せり」ともしるし、又、「委き事は、直日の稿を脱せん後、披き見へし」とも両様に記し、厳密には「直日」完稿後の改稿ともいいがたいが、尠くとも着稿、着手後のことであつたろうことは推定しうるのである。従つて、この改稿、定稿本系統は未定稿本系統の第一次完成稿―稿本6、8―の後をうけ、「旧事本紀」の考証、「旧事紀直日」執筆と相併行し重なりながらに進められたのではなからうかと推測されるのである。

一方、弘化二年九月の献上本は、現在その所在は確認しえず、未詳というほかはないが、未定稿本系統の第一次完成稿を以ってあてられたのではないかと、臆測されるのである。以下天理図書館蔵本（稿本3）、斯道文庫蔵本（稿本6）、同蔵（稿本11）等解題備考欄、その他にも関聯事項として重複し縷述するところが多いので併せ参照を請ひ略述するにとどめる。

「稜威道別」成立経過は右略記したのみにても多岐錯綜する諸稿本の過程の中にあつて守部ならぬ余人の推測を以つては既に解明しがたい諸点が存する。以下の解題は、煩雑縷述にすぎない嫌いは充分に認めながらも、諸稿本相互の關係から、その成立過程をいささかなりとも辿ろうと意図したものである。諸稿本の詳細については、各本解題にゆずることとし、猶その構想・編成・本文校訂等諸点につき、大概の経過を以下に併せ記し、本解題の目安としたい。

まず、その構想であるが、「温源録稿」に於ては、卷二巻尾に、

さて今此書は、如斯しも本つ旧事を重みし、専ら古伝説の意趣の、覚り安かりなん事を、主として解なれば、語
釈までは得ことわらず、余りに此も彼も、混雑ヒツツに釈んとせば、事も長く、煩しくもなるへければとてなり、故
先ッ書紀を表にたて、其段毎に、一書のある限りを引付々、古事記も一書の一ッツに附て、其一段の意は、段毎に、
一書等の末に釈なり、

と記し、古事記をも「一書の一ッ」として併せ古伝説の意趣を啓せんとしている。

次いで、天保九年刊「心の種」附載「池庵北畠守部先生著述略目録」には、「○稜威ノ道別 十五卷」とし、前者と
略同様の趣旨（温源録稿解題備考に全文掲出）を述べ、

其軼載は、書紀を本文に立て、古事記も、其一書の中にくはえ、諸の神書をも合せ、天地の初メより、崇神の朝
迄を、精く釈せり、

と予告している。天保九年の頃までは、神代紀から崇神紀まで、およそ全十五巻の構想の許に執筆が目論まれてい
たものと思われるのである。

次に、未定稿本系（稜威道別）（稿本12）総論末、凡例には、

此書ははしめより世々の人の思ひ感し神代はかりも清く諭してんとて古事記をもくはへて如此はものしたれと此
（古事記に似たる一書もあれば、用ある所のみ引いて、いり彼記の事は別に難古事記伝といふもあれば、也かくて此書神武天皇御巻迄）
比又覓むる人多かれは三巻以下をも此さまにことわりてんもし其いとまを得ずはせめて神の御うへ又さらてもあ
（綏靖天皇御巻以下を統篇とせり）（朱訂）
やしげにし人の感ひ安けなるふし／＼のみも注してそへつへし

と記している。天保十五年五月廿五日（該本識語）の頃の構想では、その朱訂傍書に従えば、前者の構想を改め、前
編を神武紀まで綏靖以下を後編として、前後二編と結構している。しかし、現存当稿本は卷六（定稿本卷七）迄を存す

るにすぎず、以下続稿については未詳である。又、巻第の編成は、本稿本は当初「総論」を全二巻と分巻するが、其後朱訂して全一巻と改められ、以下釈文は巻二（定稿本巻三）より起稿され巻六（同巻七）に至っている。この巻第編成は前稿（天理図書館蔵本（稿本13）と次稿（斯道文庫蔵本（稿本10）もこれに準じている。（二）冬照書写本（稿本11）は前者の「総論」改訂稿であるが、再び「総論」を全二巻にもどし、以後定稿本にいたるまで、この再編成を以って巻第を構成することとなるのである。又、前者と同じく、その凡例には、「かくて神武天皇御巻以上を前編とし綏靖天皇御巻以下を後編としてをこましかれと稜威道別と名^ナけぬ」とその構想を継いでいる。しかし、同稿本も又「総論」二巻を現存するにすぎず、其後の続稿は不明である。

前・後編の二編のこの構想は、恐らくあくまでも此の期の企劃であり、後編の執筆は腹案のままに終わったものと推測される。

未定稿本系統の第一次完成稿（稿本6、9）と目される稿本中、無窮会神習文庫蔵本（稿本9）は筆者未詳ながら巻六以下巻十三迄が転写され、神代紀に続き神武紀二巻を以って終っている。この期に至ると神武紀迄十三巻、即ち前編は確実に成稿となったのが同稿本によって確認されるのである。因みに、全集巻十二上下の底本となったのは同解題によれば、巻頭に「稜威道別十一」とある一冊本で、さきの旧稿巻第を襲った稿本であり、全集編輯時に巻第を統一し、巻十二上下と改めた由である。因みに、当本の改稿本が無窮会本（稿本9）と推定される。又、未見ながら、「栗田文庫善本書目」中に見える「稜威道別」十三巻六冊の転写一本はこの第一次完成稿本の完本として唯一の伝存本であったろうと推測されるのである。同書も十三巻と記しているのをみると、神武紀迄前論を以って完稿となっていたものと思われる。

さきの前編・後編の構想はくずれ、以後改稿を重ねながら、定稿本―板本初篇五巻・斯道文庫蔵原本巻六―十一―は

卷十一、神代紀を以って摺筆することとなつたのである。

日本書紀の本文・訓点に就いては、未定稿本系統、斯道文庫蔵(二)冬照書写本(稿本11)「総論」末凡例、(内)同蔵自筆稿本(稿本12)同凡例に、その趣旨を明らかにしているので、以下にこれを挙げて贅言を避けることにする。

まず、本文については、冬照書写本に(内)自筆稿本12に比しやや詳述す――

本文の異同ははやくよりあまた校(合せ)つれともそこをこゝに一々ことわらんもうるさかるへければ誰も見しれる世の普通の本に先ッ従ひてとけりさてそのうへに必ず然^ずは有るへからす見えたるは他の善本に就て改めてときつ其中に脱字、衍文、攙入等、又或は後の加筆と見ゆるなどは必ずそのよし委くことほるへきなれと別に六国史校合録もあれは其レにゆつりて只一わたりつゝ云り、

と記す。猶確認を頼るが流布印本に基づき他本――上記に善本、稿本中に古本とあり――を以って取捨撰択し、所謂守部校訂本が漸次作られている。校訂本文は「温源録稿」時代にも既に見え、改稿と共に次第に定着し、未定稿本系統成稿(稿本6、9)に於て略整定されるに至る。其後も僅かながらの改訂が散見するが、定稿本系統(内)自筆稿本4に於て固着している。その校訂は云うまでもなく、守部の解釈上の恣意によるところも尠くない。

次に、その訓読については、未定稿本系(内)自筆稿本12同凡例に、旧稿、次稿との推移を、朱筆補訂の経過の間に提示しているの、次に掲出すと、

訓点あまり字を辨なんまいか、なれば其レもよき程にはからへり又全くの漢(全以下、表は漢ト訂ご文なからも其意の古へ状なるはしひて古語をほととせり亦た、潤色の為めは全くの漢意を加へたるは漢籍(り)に点なり是もと記者の意なりければ(り)ければ(れ)はな(ト)訂(ご)たれとさすかに重き事の上には古語をたすけてさすかに訓注をさへほとこしたれば其心してよみわかつへきもの也

と朱訂を補い、その方法は鮮明である。その訓点は初期稿本に於ては顯著に異同し、和訓は時に独断の嫌いがなく

もないが、「溫源録稿」卷三(稿本15) 釈文中に「さて今本文を、如此様に訓むわさは、賀茂、本居ノ翁等の、物を訓りしふりに倣ひて、よむ所なり」と断り、両先学からの影響を素直に認め、又それに倣っているかと思われる。或は又、「溫源録稿」卷一・二・三(稿本14・15)などに於ては、各段末尾に、書紀本文に旧事風の復元を試み、「所謂宣命書と云に倣て」、古格・雅正を再現すべく創案を以てて例示するなど苦心の跡も辿られるのである。さすがに、その試作は「溫源録稿」本をもって熄んだが、古語附訓の経緯は改稿と共に異同をしるし、これも又、本文同様に未定稿本系統成稿(稿本6~9) 期に定稿本と略同じくし定着しているのである。

猶各稿本の内題下の署名は、未定稿本系統の「溫源録稿」をはじめ、(V)天理図書館蔵本(稿本13)、(VI)斯道文庫蔵本(稿本12)、(VII)同蔵本(稿本10)等、この系統本には「橘守部謹撰」を記し、その完成稿に近づくに従い、冬照書写本(稿本11)、第一次成稿本(稿本6)以後定稿本系統では、「橘守部畏々撰」と改められ、略稿本を二分している。

又、序文は、未定稿本系統、(VIII)斯道文庫蔵本(稿本12)に、天保十三年長月朔日の日付のある仮名交り文の自序が据えられるのをはじめとして、同(IX)冬照書写本では、出雲宿禰尊孫序(天保十四年五月十日誌)、荒木田久守序(同年六月誌)、青木永章序(同十五年七月誌)、守部真名文自序(同十三年長月朔日誌)の各序を既に完備している。以下、定稿本系統とは僅かな語句上の相違を散見するほか上記各序はその日付を同じくして早くから用意されていたものと思われるのである。

以上、「稜威道別」前編十三卷の概要を粗々採述したのであるが、その初稿本「溫源録稿」にはじまる稿本の経過は、天保のはじめより二十余年、將に営々致々として、その学問上の生涯の半ばを消尽し果てたとも称言すべき「神道の論」の究明であった。その意味では、寧ろ神代卷十一卷、かく前編として、それは終るべき命数にあったかもしれない。しかし、その「道の論ひ」は、こと志とことなり既に顧みられるところ尠く、寧ろその分析的方法論に彼

の伶俐な機能が再認識されるのであろうか。ともかく、伝存諸稿本は、夥しい著述の中にあつて、他の諸本に比し書写、転写する伝本が尠い。が、それは、わけても秘して許すことがなかった、いわば、守部の秘伝の書でもあつたからであらう。

稜威道別 卷之一〜五

嘉永四年刊

斯道文庫蔵

袋綴、五冊。縹色布目空押表紙、竪二十六・六糎、横十八・五糎。匡郭、四周单边、竪二十・八糎、横十五・二糎。每半葉、本文七行、釈文十行一字下げ。板心、「稜威道別」、下方に丁附す。卷之一、「一之一（〜四十八）」内、序（十二丁裏迄）一、卷之二、「二之一（〜五十一）」、卷之三、「三之一（〜五十七）」、卷之四、「四之一（〜六十二）」、卷之五、「五之一（〜六十六）」内、跋文自六十四表至六十六丁裏一と記す。

題簽、短冊形白紙（表紙左肩）に、「稜威道別一（〜五）」内題、「稜威道別卷之一（〜二）」、「稜威道別卷第三（〜五）」とそれぞれに刻している。署名は卷之一及び卷第三の内題の許に「橘守部畏々撰」と記す。

各冊見返しにはいずれも封面書題はなく、卷之一巻頭に、次の三序並びに自序を附す。

石上古事記。磯城島能日本紀乃釈言者。世丹夥可礼村。……（中略）……奇之伎可母。靈幾迦毛。今般乃道別尔
説類旨止羽。真清乃鏡照之合為流二。弥淨久明香丹。悟理所知行米類我。喜之俱悅煩四九天。称辞勢乃道例尔
真都夫佐奈利也。日本紀乃成之移破礼。宇倍那里也正語談言乃差。妙南離耶。天上黄泉之直香。其余之秘事
等。孰加尊。可良邪羅牟。翁者我道之塩土老翁叙可云。天保十有四年五月十日。称而卷之片端尔誌。

天日隅宮御杖代

出雲宿禰尊孫

よろつの事時いたらねはならず時のいたるは神の御心なりまろか父荒木田神主^老は水くきの岡部の賀茂の大人をいたく貴めりしは誰もしることくにそある然はあれとちはやふる神代のことはいまた時到らすけたし此古語学の末にいたりて殊に神のみたまよせ給ふ人出へしといはれき今この稜威道別を見おとろきてあまりあやしく貴きまゝに……(中略)……

且は吾父神主のゝたまひおかれし言のたかはさりしもあやしきあまりに思はず一言をしるすになも
今よりは尊き神の神語もまよはて見へきこれのとき言

天保十四年美南月

皇大神宮権禰宜

従四位下 荒木田神主久守

……(前略)……石^{イソノカミ}上古事記は。怪しきこと。量^{ハカ}なきことのみおほく。空見^{ウツミ}つ日本紀は。言さへく。漢風^{カラフリ}の所狭^{トコロセキ}中に。ゆくりなき古語^{フルゴト}の訓^{ヨミ}をくはえ。本の件^{クダリ}と。一書^{アルフミ}の条^{ワチ}とは。這葛^{ハツツタ}の。己^シが向^{ムカ}行^{ユキ}キわかれて。そのこゝろ反对^{ウラウヘ}に乖^{タガ}へるなもある。いかなる識^チ者^{モノ}ならんとも。こをはいかてか。一つ意に解あへむと。思ひわたりつるに。あやしきかも。奇^{オキ}しきかも……(中略)……只難^シき物とのみ思ひしに。常盤^{トコノ}なす。石よりかたき真鉄^{マダガネ}も。火以てとけは。如此^{カコ}しも安く解ぬるものかとて。目もうつらうつら。見めてつゝ。しるす。天保の十五年七月望日

長崎諏訪大神につかへまつる

前大宮司

従五位上 青木永章

と、三序が誌され、次いで、守部の自序が見える。自序の奥に、

天乃八重^{アメノヤヘ}柵^{サシ}雲^{クモ}衰^{シズ}。稜威^{イツツノチ}乃道^{ノチ}別^{ワケ}余^ノ道^{ノチ}別^{ワケ}而^{シテ}。天乃御照^{アメノミヒカリ}。国能^{クニノミ}御光^{ヒカリ}乎^カ。掲^{カケ}出^ゲ多^タ流^ル。此稜威^{コノイツツノチ}乃道^{ノチ}別^{ワケ}叙^ノ余^ノ。搔^{カキ}漏^シ之^シ限^ヘ之^シマ

波。又後之益荒雄播分称。

大御代之号乎。天保云十有三年。君代遠千五百長月朔日。神世事乃再。世尔豊采昇。朝日能影乎待取而。畏。
毛識

橘元輔源守部

と記す。

又、卷之二の奥に、跋文（後掲）を記し、

天保十五年五月廿五日

橘守部畏々謹識

と記し、自序末の「天保云十有三年」の年紀とは相違しているのが注意される。

卷第五卷末には、門弟中村正富が、

……（前略）……おのか友とちうつし伝へてふたつなき玉とひめおきしをよろこほしきかもおむかしきかもこ
たひうみのみこ冬照大人いたく勤しみたまひて梓にゑらせたる社またなくいかしきみいさをなりけれと海人のさ
か手をうちてよろこひあへり……（中略）……この書とゞもに皇神のしきます嶋のやそしまおちす谷嶼のさわ
たる極みいゆきわたらすとおもへはたのもしくよろこほしきまゝにかく称言かきしるしつ御代の名を嘉永ちふよ
とせ正月の十日の日

大江門 中村正富

と、日付のある跋文を載せている。兩三序、又跋文は、その性格上、本書の称言に始終しているが、一方また「稜威道別」に対する評価の一端を語るものであったろう。

「稜威道別」五卷五冊の初帙は僚卷たる「稜威言別」三卷三冊と共に相前後し、跋文の日付に記す嘉永四年正月頃

に刊行の運びとなったのであろう。次に附記する神宮文庫所蔵の、その装訂を飾った特製本には、巻第五後表紙見返しに「嘉永四年正月発兌 椎本蔵板」の刊記があり、上梓と発兌の年時が確認される。

又、嘉永三年正月発兌の日付のある「稷威言別」三巻初帙の後表紙見返しの奥付には、同書の既出、嗣出予告と並び、「稷威道別 初帙 五冊 既出/同 二帙 五冊 嗣出」(稷威言別解題参照)と記しているところから、両書は併行して開板がすすめられていたのであろう。そして、嘉永三年に「稷威言別」初帙、続けて同四年に「稷威道別」初帙と、冬照を中心にして板行されるところとなったと推測される。しかし、続刊第二帙五巻五冊は、刊行予告の段階にありながら遂にその機を得ず、全集刊行をまって、はじめて所収されているのである。

この嘉永四年刊本が全集巻之一と五の底本である。本板本の直接に依拠した下稿は現存諸本から猶明確にしがたいが、次述する斯道文庫蔵「稷威道別 原本」(存巻六と十一)の如き最終稿本か、或は板下本が守部生存中に繕写されていたのであろうかと考えられる。

以下、叙述の便宜上、本板本の巻第編目次第を略記する。

第一冊、稷威道別巻之一 上記両三序・自序 総論上 古記典之一 古記典之二 古記典之三 古記典之四 古

記典之五

第二冊、同巻之二 総論下 神秘第一条 旧辞本辞ノ差 神秘第二条 古伝説ノ本義 神秘第三条 椎言談辞

弁 神秘第四条 略言含言大概 神秘第五条 天。黄泉。幽。現。顕露大意。

第三冊、同巻第三 日本書記神代上之一 自神代上第一段至第四段一書第十(筆者注、以下同)

第四冊、同巻第四 日本書記神代上之二 自神代上第五段至同段一書第八

第五冊、同巻第五 日本書紀神代上之三 自神代上第五段一書第九至第六段一書第三 跋文

と編成されている。

又、本書には目録・凡例を欠き、わずか巻之二総論末に、「稜威道別」、「稜威言別」両書の積法よみかたについて附記している。参考までに掲出すると、

さて此書。別に凡例と云もなし。歌ははやく此紀に。古事記を合せて。別に釈しつれば。此書には。凡て省けり。即稜威ノ言別と名ナツけて。此たび俱に刊行す。故ノ語釈は。其ノ言別に譲りて。省る処多かれど。彼ノ書は。三十年以前にもものせ註れば。いつか忘れて。同じことの。両方に出たるも有べく。又其ノ釈言の。稀には。此レと彼レと。齟齬ソゴへるもあるまじきにあらず。もしあらば。見む人其宜きをえらび取ルべし。

天保十五年五月廿五日

橘守部畏々謹識

と誌し、両書相携えて僚卷たらしめていることがよく識られる。共に永年の研鑽の成果ではあろうが、殊に本書は守部の神の道の論として、その神髓を吐露した執着の結晶でもあったのである。

附記

○神宮文庫蔵「稜威道別」五卷五冊 嘉永四年刊

淡埴色雲母雲形刷表紙、堅二十六・六厘、横十八・五厘。題簽、鶉色短冊(表紙左肩)に、「稜威道別 一(一五)」と刷られている。本書は前掲刊本と同板であるが、巻第五の後表紙見返しに、

嘉永四年正月発兌

椎本蔵板

と刻している、その装幀を飾った特製であろう。

○斯道文庫蔵「稜威道別」五卷五冊 嘉永四年板明治重印

本書は前掲嘉永四年板と表紙・題簽等をも全く同じくする明治の重印本である。但し、第一冊表紙見返しには、一

面に匡郭を設け界線にて三分し、

橘守部撰述／稜威道別初帙五冊／椎本蔵板

と封面書題を刻す。又、第五冊巻尾に、「椎本文庫蔵版書目」二葉を附載している。かく封面あるいは奥付などの存否する同板本は更に散見されることであろうが、緒言した如く偶目せるとどめ省略する。

附記

○無窮会神習文庫蔵「稜威道別抄録」 井上頼圀抄写本一冊。

袋綴一冊。薄茶色墨流し表紙、竪二十四樞、横十四・九樞。料紙、楮紙。字面高サ約十六・九樞。每半葉八行。分註双行。外題、表紙左肩に「稜威道別抄録」と打付書きしている。

本書は前掲嘉永四年刊「稜威道別」五巻から、覚書風ノートとして総論巻一・二の中から、「古記典之論」「神秘五ヶ条」の要旨と、巻三〜五から語釈を一部摘出し抄録したものである。仮内題にそれぞれ「稜威道別抄録」、「稜威道別語釈」と記し、前者十三丁、後者十四丁の小冊子である。印記、巻初に「井上頼圀蔵」、「井上氏」の両朱印を捺している。

註 「三十年以前にもせれば、云々」と記すのは、嘉永三年刊「稜威言別」初帙三巻の自序の奥に「御代の名を。文政と申す。三とせの冬。をかましくはあれと。みつから言挙してしるす」と記しているのに、あるいは対応させているのかもしれない。この年紀の作意的表記については当該書解題で触れたので参照されたい。

稜 威 道 別 原本 存卷六〜十一

自筆 (稿本1)

斯道文庫蔵

袋綴、六冊。丹色卍ツナギ空押表紙、竪二十六・二樞、横十八・七樞。料紙、楮紙。字面高サ約十九・八樞(本文)。

釈文一字、分註二字下げ。毎半葉、本文七行、釈文十行、分註十四行。

題簽、香色布目斐紙短冊(表紙左肩)に「稜威道別 原本 六(〇十二終)」と自筆墨書する。内題、「稜威道別卷六(〇十一)」と記す。署名なし。

各冊次第は、

第一冊 稜威道別卷六 日本書紀神代上之四 自神代上第七段至同段一書第三(筆者注、以下同)―丁附「六之一」(四十八)

第二冊 同卷七 同神代上之五 自神代上第八段至同段一書第六―丁附「七之一」(五十四)

第三冊 同卷八 同神代下之一 自神代下第九段至同段一書第一前半―丁附「八之一」(五十三)

第四冊 同卷九 同神代下之二 自神代下第九段一書第一後半(承前)至同段一書第三―丁附「九之一」(四十六)

第五冊 同卷十 同神代下之三 自神代下第九段一書第四至第十段一書第一―丁附「十之一」(五十二)

第六冊 同卷十一 同神代下之四 自神代下第十段一書第二至第十一段一書第四―丁附「十一之一」(四十四)である。

本書は橘守部全集首巻に「自巻一至巻十一 写本六冊 これは見事に浄書してある本で、題簽に『稜威道別原本』とあって、引続き上梓せられる筈であった原本に相違ないと思はれる」と橘純一氏が記され、全集第一巻所収底本となった自筆浄書本である。装訂は僚卷である「稜威言別原本」十巻と全く同一である。嘉永四年正月十日(跋文)、初帙五冊の刊行後、二帙五冊の上木を予告しながら上梓の機会を佚した稜威道別後半の定稿本である。全巻端正に書写されているが、猶書写後、僅かながら誤字の訂正を施し、又一・二行程度の補正文を当該箇所の上に丹念に貼付して、その完全稿を期している。巻十一の一冊は数ヶ処に旧稿の日本紀本文を活用したところも見出される。上記の墨

筆補訂のほかに、極く少いが一・二字の朱筆訂正が散点するが、筆跡はやや相違し、全集刊行の際に加えられたものかと思われる。全集に於て朱墨訂正は当然のこと、原本の本文清濁を統一し、句読点、送仮名等をあらたに加筆しているのは諸巻同様である。

神代紀十一巻を以て終っているのは、後述の斯道文庫蔵稿本12に於て述べる如く、人皇時代「神武紀」迄を以て前編とし、「綏靖紀」以下を後編として企劃したのであったが、全集解題にて橋純一氏が述べられているように「一先づ神代紀の註を以て完結を告げたので、即ち以上合せて十一巻が道別の正編とすべきものである」こととなつたのかもしれない。

全集に載録する「神武紀」上下二巻は同解題に「写本 一冊」と記され、

これは神武紀の註であるが、毎葉添削の跡ある未定稿である。巻頭の題目に「稜威道別十一」とあつて前の神代の巻の註から引続くものとしては巻次が合はない。

と、述べられ、「その中（諸稿本中）総論を第一巻としたものと、第一、二巻を総論に充てたものがある。蓋し此の神武紀註が道別巻十一となつて居るのは、第一巻だけを総論に充てた系統に属するから」であるとされ、今回刊行した原本（本稿本）よりも旧稿である旨を断り、

今回此の神武紀の註をも整理して、収録することゝなつたので、巻次を合せる為に、巻十二上下巻と改めたのである。かやうな次第であるから、此の神武紀の註は、神代紀に比べると、少しく見劣りがするのである。

と続けられている。現在右の全集底本たる写本一冊はその所在未詳であり、右記の解題に拠るのほかはないが、「総論」を全一卷に当てた自筆稿本は後述の斯道文庫蔵稿本12である。私に仮称する未定稿本系統である。定稿本系統に較べ、釈註の素であるのは後述する如くである。この未定稿本系統では神武紀までも前編にあてておる（稿本12参照）

ことから氏の推論が正しいことが判るのである。しかし定稿本の段階に於て、正編を神代紀、後編を神武紀以下と再編成したのであるが、その続編は旧稿神武紀を以て終り、遂に定稿本として書繼がれることがなかったのである。

印記、各冊第一葉に「椎本文庫」朱印を捺す。

備考

稜威道別十一卷、事実上の完成であつた本稿本の成立に就いては、全集解題に、

その最後の成稿はいつ頃であるかといふに、本集所載の道別総論の終にある天保十五年（此の年十二月弘化と改元）五月廿五

日の日付がそれを示すものであろう。自序の日付は天保十三年九月とあるが、これは以前に一先づ脱稿した時の序文をそのまま用ゐたものである。それは我が家に蔵する道別の一本で一卷が総論（総論の内容も刊本よりは簡略である）二巻から註になつて居る本に、やはり此の日附のそして同文の序がのつて居るのでわかる。これによつて見ると道別は天保十三年に一度脱稿し、天保十五年五月頃までに、更に稿を易へ、殊に総論の部に大增訂を加へたのである。尚守部翁の著旧事紀直日の自序は、弘化四年二月廿日の日付であるが、その中に、

此書（旧事紀直日）をかくいそぎたるは、稜威道別を書改めんとてなりければ、只誤字落字を改て引用んためにぞある。

と言つてある「書き改めんとて」といふのも、此の天保十五年の改稿をいふのであろう。かくて増訂脱稿の翌弘化二年の九月に道別を朝廷に奉り、天覧の栄を賜つたことが、翁の歌集穿履集に見えて居る。

と、橘純一氏は解説されている。

しかし、右の推論は後述する天理図書館蔵稿本3にて提起する如く、本定稿本の脱稿は天保十五年五月廿五日頃と

は到底考ふる事は出来ない。同書解題備考に詳記したので此処には再述しないが、恐らく、旧事紀直日の大略成稿時に近き頃を、この定稿本の成立期と推定されるのである。それは、守部の日本紀註釈に於けるこの旧事紀本文の意義と積極的引用の有無が、後述諸稿本に於て、未定稿本系統と定稿本系統とに二分されるからである。又、穿履集雜部に見える弘化二年九月、道別献上の記も、未定稿本系の成稿(稿本6、9)を以て行われたものと推測され、氏の天保十五年成立説には同意しがたい。同じく同備考を参照されたい。

又、右の解説に自序の日付「天保十三年九月」を以て、「一先づ脱稿した時の序文」とされ、「我が家に蔵する道別一本」―恐らく後述の斯道文庫蔵本(稿本12)を指すのであろう―に「やはり此の日附のそして同文の序がのつて居るのでわかる」と略記されているが、同日付同序文の稿本の存するを以て、直ちに旧稿脱稿時と断定するのはいかがかと思われる。同稿本と推定される斯道文庫蔵本(稿本12)の総論は文字通り草稿本であるし、その前稿本と目される稿本の存在も現在知られるところではない―但し「温源録稿」が存するが、その成立は更に遡る―。従つて、此天保十三年九月の日付は、今のところ臆測すべくもない。強いて附会すれば、「温源録稿」は巻七に於て、「稜威道別」と改題している。しかし、その年代は天保十三年をやはり遡るものである。が其後、更に続稿され、上記の神武紀一冊の如きをもつて前編が完結し、その時期が天保十三年九月のことであつたとすれば、その年月をふりかえり記念して、かく記したとも考えられなくもない。「温源録稿」には序文は存しないので、その序文は、斯道文庫蔵(稿本12)の「総論」脱稿時―天保十五年五月廿五日―に冠せられて、以後の稿本序文の年紀としてそのままに継襲してきたのではなからうか。未定稿本系統を更に前後期に二分すれば、「温源録稿」が前期の起首となるので、その前期の集成時を以て、自序日付に代えることは充分に想定されるからである。そして、後期の「稜威道別」の初稿は現存の草稿本(稿本12)にはじまり、其処に自序を冠するとき、前期の成稿日を記念するのは、又自然な心の動きでもあつた

ろう。猶末詳のまま附記するにとどめ再考を期することとする。

稜 威 道 別 存卷六ノ十一 橘冬照筆 (稿本2)

斯道文庫蔵

袋綴、六冊。青鈍色絹表紙、竪二十七糎、横十九・三糎。見返し、金銀切箔散し。料紙、薄様斐紙。字面高サ約十
九・八糎(本文)。釈文一字、分註二字下げ。每半葉、本文七行、釈文十行、分註十四行。

題簽、金銀切箔散し短冊(表紙左肩)に「稜威道別六(ノ十二)」と記す(冬照筆)。内題、「稜威道別卷六(ノ十二)」
と墨書。署名なし。

本書は冬照による前掲自筆本の丹念な影写本で、各冊の丁附、行数・字詰・草跡等は記すまでもなく一致するが、
極く僅かの誤写が散点するほか、自筆原本にままた点在する後補の朱筆訂正は殆んど本書に転写されていない。前者の
朱訂が記した如く全集刊行時の補訂であるからであろう。本書にも、又、全集刊行時のものと思われる朱筆後補の跡
が、巻八、四丁以下巻尾に及んでいる。即ち朱句読点・濁点、同送り仮名・振仮名、又誤字の訂正である。他巻にも
極めてわずかの朱訂は見出されるが、本巻にかぎって顕著である。勿論冬照の手跡ではない。猶本書の装訂は冬照影
写本「稜威言別」三巻と全く同じくする。同時期の書写本でもあろうか。同書「撰状」奥の日附は「弘化三年六月」
と誌している。

印記、各冊巻首に「椎本文庫」朱印を捺す。

備考

上記定稿本系統の転写本に、次の二本が散見される。

○神宮文庫蔵「稜威道別」存卷六〜十三 明治六年池田正平筆。

袋綴、八冊。淡茶色刷毛引表紙、竪二十七・一糧、横十九糧。料紙、楮紙。字面高サ約二十糧（本文）。釈文一字、分註二字下げ。每半葉、本文七行、釈文十行。柱に丁附す、「六之一（〜四十八）」、「七之一（〜五十八）」、「八之一（〜五十二）」、「九之一（〜四十五）」、「一（〜四十八）」（卷十）、「一（〜三十三）」（卷十一）、「一（〜三十八）」（卷十二）、「一（〜五十二）」（卷十三）。

外題、表紙左肩に「稜威道別一（〜八）」と打付書しているが、内題には「稜威道別卷六（〜十三）」と記し、道別巻六から卷十三迄である。署名なし。

又、各冊の扉には、各々「稜威道別 卷六 四十八牒」、「稜威道別 卷七 五十八牒」、「稜威道別 卷八 牒五十一 明治六年第二月書焉」、「稜威道別 卷九 牒四十五 明治六年第二月書焉」、「橘守部著 稜威道別 卷十 牒四十八 明治六年四月書焉」、「稜威道別卷十一 牒三十三 明治六年四月池田正平書焉」、「稜威道別卷十二 神武本紀 牒三十八 明治六年四月書焉」、「稜威道別卷十三 神武本紀下 牒五十二 明治六年四月七日筆工竣」と誌している。明治六年二月から四月にかけて書写されたのである。卷十一に「池田正平書焉」と見えるのが、本書の筆写者であろうが、その人は猶審らかにしない。同文庫所蔵本に、同じく明治六年四・五月の両月に書写された「稜威言別」巻四〜十、七冊（稜威言別解題参照）があるが、本書の書写に続く同一筆写者の手になるものである。

本書は嘉永四年刊「稜威道別」第一帙巻一〜五に続く欠巻部を補巻書写したものであろう。但し、以下の如く、二種の稿本系統からの転写本である。即ち、巻六から卷十迄の本文は前掲定稿本系統からの転写本であり、巻十一・十二・十三の両三巻は後述の無窮会神習文庫蔵本（存巻六〜十三、稿本9）系統の当該巻に拠っている。後者は未定稿本系統の最終稿本に属する。定稿本は巻十一迄成稿となっていたのは既述した如くであるが、本書は何故か巻十までを

以って定稿本の書写をとどめ、卷十一から無窮会神習文庫本系統に拠って、その欠巻部を補写することとなったのか、現在からは既に明らかにしがたい。書写の経過を誌す扉の記からも推測は困難ではあるが、恐らく本書のよった依拠本が既にかく両稿本に拠る転写本として書写されていて、それに従い不審を抱くことなく筆写されたものと思われるのである。それ故に筆写者も特別に識語することはなかったであろう。かく再転写にいたる経由は未詳ながら、本書の原本をなすのは二種の稿本系統に拠って編成されている。

猶無窮会神習文庫本（後述当該解題参照）は筆者未詳であり、その依拠した自筆稿本の所在も不明である。本書卷十一・十二・十三の両三巻は、その系統本からの転写本文であるが、猶若干の異同も散見される。又、本書は、全巻にわたり、朱句点、朱引が施され、まま、上欄に本文を訂す書入れが散点し、旧所蔵者の精読の跡が窺われる。

印記、各冊巻首に、「林崎文庫」朱印を捺す。

○国立公文書館蔵「稜威道別」存卷六 筆者未詳。

袋綴、一冊。紺色表紙、豎二十六・二糎、横十七・一糎。料紙、薄様斐紙（全巻裏打す）。字面高サ約二十糎（本文）。

釈文一字、分註二字下げ。每半葉、本文七行、釈文十行、分註十四行。

題簽、子持粹付斐紙短冊（表紙左肩）に「稜威道別 六」、内題、「稜威道別卷六」と記す。丁附、「一六之一（一）四十八」と柱記。

本書は前掲自筆原本からの影写本かとも考えられるが、細微な特徴に於て冬照書写本と一致し、同影写本と推定される。印記、巻首巻尾に、「太政官／文庫」等朱印等を捺す。

稜威道別 存卷之一八

自筆 (稿本3)

天理図書館蔵

袋綴、八冊。縹色口ツナギ空押表紙、竪二十六・七纏、横十九纏。料紙、斐・楮交漉紙。字面高サ(総論・本文)約二十・五纏。釈文一字、分註二字下げ。每半葉、本文七行、釈文十行、分註十四行。

題簽、表紙左肩に白紙短冊を貼付し、「稜威道別 総論上(下) 一(二)」、「稜威道別 三(八)」と自筆墨書する。内題、「稜威道別卷之一(八)」と記す。但し第三・四・五の両三冊は「卷第三・四・五」と稍異なる。卷之一・卷之三の内題下に、「橋守部長々撰」と自署している。

卷之一巻頭に、板本同様に次の三序と自序が置かれている。

石上古事記。磯城島能日本紀乃釈言者。世丹駁可礼杆。……………(中略)……………

真都夫佐奈利也。日本紀乃成之移破礼。宇部奈里也。正語談言乃差。妙南離耶。天上黄泉之直香。其余之秘事等。孰加尊。可良邪羅牟。翁者我道之塩土老翁叙可之。天保十有四年五月十日。称而卷乃片端尔誌。

天日隅宮御杖代

出雲宿禰尊孫

よろつの事時いたらねはならず時のいたるは神の御心なりまろか父荒木田神主老は水くきの岡部の賀茂の大人をいたく貴めりしは誰もしることくにそある然はあれとちはやふる神代のことはいまた時到らすけたし此古語学ひの末にいたりて殊に神のみたまよせ給ふ人出へしといはれき今この稜威道別をみおとろきてあまりあやしく貴きまゝに……………(中略)……………

且は吾父神主のゝたまひおかれし言のたかはさりしもあやしきあまりに思はず一言をしるすになも

今よりは尊き神の神語もまよはて見へきこれのときこと

天保十四年美南月

皇大神宮權禰宜

從四位下 荒木田神主久守

……(前略)……石イソノカミ上イノ古事記は。怪しきこと。量ハベなきことのみおほく。空ソラみつ日本紀ニッポンキは。言さへく。漢風マンフウの所狭トコロセキ中に。ゆくりなき古語フルコトの訓ヨミをくはへ。本ホつ件ケと。一書イツショの条ジョウとは。這葛シヅマの。己ミが向ムカ行ユクわかれて。そのころ反對ワカウヘに乖タガへるなもある。いかなる識チ者モノシラヒトならんとも。こをはいかてか。一つ意イに解トクあへむと。思オモひわたりつるに。あやしきかも。奇オドロクしきかも……(中略)……只難オシき物モノとのみ思オモひしに。常盤トコノエなす。石イソよりかたき真鉄マテツも。火ヒ以ヨリてとけは如此カクしも安ヤスく解トクぬるものかとて。目メもうつらうつら。見ミめてつゝ。しるす。天保テンポの十五年七月望月。

長崎諏訪大神につかへまつる

前大官司

從五位上 青木永章

と、三序サンジヨが見え、次いで守部シウベの自序ジジヨがあり、その奥には、次の如く誌シしている。
天之八重アメノヤヘ棚タナ雲クモ衰セ。稜威レイイ道ミチ別ワケ余オノ道ミチ別ワケ而ニ。天アメノ乃ノ御照ミヒカリ。国能クニノ御光ミヒカリ乎ヤ。掲カ出ゲ多流タフル此稜威ココノレイイ乃道ノミチ別ワケ曾余ソノオノ。擗カキ別ワケ漏ロ之ノ畏オソ々クハ波ハ。
又マ後ノチ乃ノ益マシ荒アラ雄ヲ擗カキ分ワケ称ナリ。天保テンポ云ク十ト有リ三ニ年ニ。君代キミノヤ乎ヤ長月ナガキキ朔日シツジツ。神世カミヨ乃事能ノコトノ。世尔ヨニ豊榮トヨノカミ昇流ノボリ。朝日アサヒ乃影乎待取而ノカゲヲマテテ。
畏カシコミ々カシコミ毛識モシ

守部

又、卷之二、総論の奥には、
さて此書別に凡例と云もなし歌はやく古事記に合せて別に釈トキつればすへて省シけり故ユ語釈ゴは其書にゆつりて省シる処トコロもあれとかれは三十年以前に書たれば今は忘れて同しことの両方に出たる事もあるへく又其釈トキの希スには前後

くひちかふ事のありなんもしるへからすも少しもあらは見む人の明かなるめしてその宜きをとりなんかし

天保十五年五月廿五日

橘守部畏々謹識

と、前掲板本の跋文と概ね同じくする原案を添えている。本稿本では後述の斯道文庫蔵冬照筆「稜威道別」(巻一・二、稿本11)・自筆稿本「稜威道別」(総論・[巻四・七]、稿本12)に見える当該箇所「凡例」を削除している。

各冊の巻第編成次第は次の如くである。

第一冊 上記三序・自序 稜威道別巻之一総論上 古記典之一 古記典之二 古記典之三 古記典之四 古記典之五—丁附「一(〓五十一)」、内序十二丁

第二冊 同巻之二 総論下 神秘第一条 旧辞本辞ノ差 神秘第二条 古伝説ノ本義 神秘第三条 稚言談辞^{ワサナゴトカタカリゴト}

弁 神秘第四条 略^{ウキコトヲメグト} 語含語 大概 神秘第五条 天^{アマ}。黄泉^{ヨミ}。幽^{カミ}。現^{ウツ}。顕露^{アラハヒ}ノ大意—丁附「一(〓五十一)」

一部丁附ニ誤記アリ

第三冊 同巻第三 日本書紀神代上之一 自神代上第一段至第四段一書第十(筆者注、以下同)—丁附「一(〓五十九)」

第四冊 同巻第四 日本書紀神代上之二 自神代上第五段至同段一書第八—丁附「一(〓六十三)」

第五冊 同巻第五 日本書紀神代上之三 自神代上第五段一書第九至第六段一書第三—丁附「一(〓六十三)」

第六冊 同巻之六 日本書紀神代^{上脱}之四 自神代上第七段至同段一書第三—丁附「一(〓四十八)」

第七冊 同巻之七 日本書紀神代上之五 自神代上第八段至同段一書第六—丁附「一(〓五十七)」

第八冊 同巻之八 日本書紀神代下之一 自神代第九段至同段一書第一前半—丁附「一(〓五十五)」

本稿本は、現在のところ前掲嘉永四年刊本(初帙五卷)・斯道文庫蔵自筆稿本原本存巻之六〓十一(稿本1)の前稿本と推測される。巻第三の一冊上欄に一部増補書入れが散見されるが、全巻美麗に繕写され、両三序・自序も完備した

淨書本である。

前掲兩本と比較するに、(1)上記序文に於ては自序末に僅かの訂正が見出されるほか、用字に一・二語の異同が散点するにすぎなく、(2)又、所引する守部校訂書紀本文も全く同じくする―但し附訓に相互存否あり―、がい本論に入ると、やはり各巻は兩本との間にやはりかなりの相違が現れている。それらはいずれも各巻巻尾に近き部分にあたり、定稿本としての完備を期してか、刪補は顯著である。しかし、それは、本論の趣旨を改めるといふにはいたらず、各巻の終尾を斧正し、公刊に備えたのであろう。そのほかは、処々一部―約半丁程度―の刪省や、一行乃至數行の改訂にとどまるところが主である。積註項目も前掲兩本に於てやや増加しているが、参考資料索搜の間の古辞書・外典類による補足であつて、その數量は共に尠い。全般的に見て、定稿兩本は簡潔化のあまり、その論述に難解のきらい、がいなまれないが、本稿本はその点重複纏述する一面が存するも却つて定稿兩本の論述を助けるものであろう。しかし、その叙述形式は既に定稿と殆んど異るところはなく、その寸前の形態であり、「稜威言別」定稿本と対偶すべく意図を明瞭とした繕写本である。印記、各巻第一葉に「椎本文庫」朱印を捺す。

備考一

本稿本巻之一「総論上」、「古記典之五」は後述の斯道文庫蔵冬照書写本(稿本11)の当該箇処に較べ、著しく改補され、特に本項の主要対象である「先代旧事紀本紀」については、本稿本に於て、「旧事紀直日」の目録を板本同様に列記し、次の如く冒頭に述べている。

右古事記、日本紀に見合て、其足らざるを補ひ、過れるを糺すへき物は、今世に十卷^五存⁷、先代旧辞本紀と云る書なり、此書近世おしなへて、偽撰といひふらしたれと、偽撰にしたて、偽書にはあらず、其元來の物実^{モトノモノ}は、本ト古記典の殘篇、一書、一説等の抄録、闕本の類を、種々拾ひ輯て、世々忌部卜部の家の、秘書たりき、

其遠祖の中に、心さし深かる人ありて、彼ノ天武天皇四年ノ撰、又十年ノ撰、又和銅七年ノ撰等の、抄録闕本、或は日本紀ノ一書ニ云々の類の、余残ともを、古しとなく、新しとなく、見る度毎に、書キ留メ置ケリしものなるへし、さるを其子孫の裔に、譎リ飾る人出て、今本の如く……(中略)……且は先祖の輯め置る書にしあれば、さすか本文には手をつけかねて、不都合なからむも、多くの刀筆はせずて、秘め伝へたりけらし、

と、後述冬照書写本(稿本11)を土台として、その資料的意義を一層積極的に補説している。そして、冬照書写本に於て、「今此道別の奥旨も半は此書に拠て悟りながら此書を引用する事のいと罕なるは他の疑を憚てなりけり」と、その所引資料として躊躇しているのに対し、本稿本では、

こたひ其ちり曇りをおし払ひて、人々のさらぬ疑ひを、さやかに解キつ、すなはち旧事紀直日と名付て、其書十卷本あり、そもく書紀の積を半途にして、さる考証をかきつる事は、此書に引用するに、世人の疑ひなん事を、恐れてなり、故レ其然る所以は、皆彼ノ考証にゆつりて、こゝにはたゞ、其ノ本に復して、目錄を挙ケ

と述べ、「旧事紀直日」の目錄を掲示しているのである。冬照書写本に於ける消極的な態度に比し如何に旧事紀への傾斜が窺われるかは贅言すべくもあるまい。板本では此の項は更に補説されて、「此書近世おしなべて、偽撰といひふらしたれど、偽撰にしたてゝ、偽書にあらず、其ノ物実は、古記典の抄録物也」と同じく断じ、次いで、

如此名たる大人たちの、押並て疑へりし事なれば、さるやうこそあらめと、年ごろ心とめても見ざりつるに、さすがに神たちのみうへ、王臣の系譜等の、いと思ひの外に委しく、且つ正しかるは、いかなる事かと、見もてゆくに、今の如く、偽書ぶりに書キなしたるは、やゝ後のわざにして、其ノはしめは、然らざりし物なる事を、始メてさとりぬ、悔しきかもおそきかも、彼ノ人々の言に塞れて、速くも見ざりし事よ、はやくより此書をよく見ば、神代の事を、今少し悟り得べきものなりしをと、くちをしまるゝにつけて、後学の人のために、いさゝか

ことわるなり、

と、以下数葉にわたり、旧事紀の資料的信憑性を縷述分註している。右記の誇張的言辭はともかく、旧事紀の資料的意義の此確認には「稜威道別」積註に於けるひとつの重視すべき転機となつたであらうことが推測されるのである。稿本経過から見て、この旧事紀の積極的引用は後述斯道文庫蔵自筆稿本（稿本4）からである（同解題備考参照）。同稿本は本稿本と隣接する前稿本であり、同稿本の段階から「稜威道別」は積註項目も整備されつつ漸次定稿にと近づきつつあるのを思えば、右掲引用文中に記す、「そも／＼書紀の積を半途にして、さる考証（旧事紀直日）をかきつる事は、此書に引用する」ところに、新たな進展を意図したのであらう。本書積註の転機といつたのは其意味であり、現存諸稿本は同稿本を境に未定稿諸本と定稿諸本と両系統に一応は分類し得るものと考えられるのである。

旧事紀直日の成立については同稿本解題で詳述するが、定稿本序末の年紀は「弘化四年卯月廿日」と誌している。「稜威道別」卷之二奥の跋文「天保十五年五月廿五日」から既に四年を経過してのことである。本稿本の先の引用文中に「故レ其然る所以は、皆彼ノ考証にゆつりて云々」と誌し、本稿本成立時には、「旧事紀直日」は既にその成立をみたかの如く記している。又板本の当該箇所にも「故こたび、此ノ道別に引用せんとて、さきに其ノ然る所以を証して、旧事紀直日と云を稿せり」とも誌している。その数葉後には「猶其卷々に、ことわるる事多かれど、事長かれば得記さず、委き事は、直日、の稿を脱せん後、披き見へし」とも分註し、未だ脱稿以前とも解される。しかし、その揭示する直日目録は直日定稿本のそれと殆んど同じくし、「旧事紀直日」本文からの引用の如くである。尠くともこの目録の段階までは成稿となつていたのであらうし、目録に見る限りの直日稿本の結構―旧事紀本文の再編と整理―はその大概を整えていたものと推測されるのである。その間の詳細は書翰など他記録未見の現在未詳というほかはないが、前記引用文とも考合せるに、「稜威道別」は後述の稿本6又は稿本5の過程で一時中止され、旧事紀正文の考証に向

けられたが、その編成が略々成るにおよんで、同時期に併行しながらに「稜威道別」新稿が着手されたのではなからうか。その間の実際が、本稿本又板本などに、直日成稿後又は以前の如き紛らわしき記述となって現れたのではないかとも思われる。いずれにせよ「旧事紀直日」の成立と本稿本は深き係りをもち、その成立と略々時期を同じくするものであったことと考えられるのである。前記した「稜威道別」定稿本系統は稿本4から本稿本、更に自筆原本（稿本1）と、「旧事紀直日」の完成「弘化四年卯月」を前にして急速に進捗したものと推測されるのである。

しかしながら、猶右の推論に疑点がないわけではない。それは、守部の歌集「穿履集」巻六雑上に、

弘化二年九月十七日伊勢皇大神宮の神嘗祭の勅使藤波三位卿祭はて、申し給はく此たひ禁裏におきて日本書紀の御会読はしめさせ給へりそれにつきて荒木田神主久老か日本紀槻の落葉奉るへし又江戸人橋守部か稜威道別もかねて聞及はせり神官の中にする人あらは其書奉すへしと仰ことありけるよし久守のかたよりいそぎ申おこせけるにつきて写させて奉るときそへて奉りけるうた

と端書して四首の短歌を載せている。守部生涯の榮譽に浴したる大事であったろう、が寡聞にして其後の消息を知らない。また、奉呈した「稜威道別」其書についても同様であるが、その端書の年紀に「弘化二年九月十七日」と明記した献上本は果していずれの稿本を護写したものであったろうか。定稿本系統本とすれば、右記の推論と齟齬し、さりとて未定稿本系統本とも想定しがたくも思われるのである。しかし、この期「弘化二年九月以前」「旧事紀直日」の成稿は如何にも考えられず、転機となった同書本文の整理に着手する以前と推測するのが後述の稿本次第から見て、やはり自然と思われるのである。「天保十五年五月廿五日」の識語を誌す斯道文庫蔵草稿本（稿本12）から略一年の間であれば、草稿本から未定稿本系統の完成稿（稿本6・7・8・9）、あるいは冬照書写本（稿本11）に至るにはそれ相応の期日を要したこともあったろう、さらに道別と相並ぶ「稜威言別」十巻定稿本の完成をも急ぐの頃でも

あることを想うと、現時点からすれば未定稿本とは云え、此期にあっては稿本6・7・8・9は、当然の事ながら完成稿寸前の稿本であったことは云うまでもなからう。とすれば、右記文中に云う「弘化二年九月云々」の献上本は、この稿本6・7・8・9の繕写一本を以って奉呈したものと考えられなくはない。徒らに固執するというのではないが、定稿本系統の着手、改稿は、この献上本以後の事ではないか、特に「旧事紀直日」稿本着手後のこととして、ひとまず仮説を記し、後考を俟つことにする。

猶、高井浩氏は、桐生連の盟主吉田秋主宛守部書翰の調査から、天保十五年七月には「稜威道別」完成の旨桐生連中に書信し、翌弘化二年一月、同「総論」二冊を秋主に送付している由を述べている。吉田家所蔵の同書翰は遺憾ながら披閲の好機を得られぬので、氏の御論考を俟つのほかはないが、前者はその日付からして、「天保十五年五月廿五日」の識語をはじめて誌す斯道文庫蔵稿本12を指すものかと推定される。後者については、前述の仮説とも相関聯し、猶問題を後に提起するものであるが、同書信の文面が省略され、且つ送付された「総論」二巻の内容についても言及されていないので、それは本稿本の如き定稿本に近き「総論」であるか否かが、定稿本成立の鍵鑰ともなるが、しかし、同稿本の存否の確認されない現在如何とも推測すべくもない。従って、上述の仮説に拠れば、後述の冬照書写「総論」（稿本11）に近き、あるいは、同様稿本ではなからうかと推測するのが、やはり自然かと思われるのである。定稿本の成立については猶確証を得ぬがひとまず、上述の仮説の許に、疑議を付記して、併せ追考を俟つことにする。

註 高井浩氏「吉田清助秋主伝」―みやま文庫「近代群馬の人々」(2)、昭和三十八年。

備考二

本稿本巻之二「総論下」の跋文に「さて此書別に凡例と云うもなし歌ははやく古事記に合せて別に釈つればすへて

省けり」と記し、紀中の歌謡は、この釈註に以下の如くことわっている。

○歌の解は、凡て言別に出す事、はしめにことわりつるが如し（素戔嗚尊御詠「やくもたつ云々」巻七・十丁裏）

○此事、歌につきて言別に詳く弁へつ（下照媛詠「あめなるや云々」、「あまざかる云々」巻八・五十四丁裏）

本稿本中には、ただし、紀中の本文までは省筆していないが、前掲自筆稿本原本（稿本1）にいたると「歌今畧之」（巻十）、「別注畧此」（巻十一）などと記して削除するのが徹底している。冬照書写本（稿本11）にも「其中に語釈なくては事かけぬへきわさなれば稜威言別の方に委しく尽して其レと引合せて悟りへくものしつ」と記している如く、もとより「稜威道別」は「稜威言別」と相並び対偶しての著述を意識してのことであった。従って、前掲定稿本・本稿本以下後述の諸稿本（稿本12）まで、右掲の歌詠のみならず釈項目中の語釈にいたるまで屢々言別に弁じたる旨を断り、言別との係りを提示している。この「稜威言別」の書名が「蘆荻鈔」と明記されているのは、「稜威道別」の前身たる「温源録稿」中の巻七（稿本15）―中途にて改題し「稜威道別」巻七―に素戔嗚尊御詠に「歌は総て蘆荻抄に出したればこゝはたゞ大旨のみを挙おく也」とある該稿本以前である。後述する如く「稜威道別」、「温源録稿」の両稿本はその執筆時期を相隔てているところから、かく別書名を以って記すのは当然のことながら、同時に、その間に「蘆荻鈔」から「稜威言別」への改題のことがあったことも事実であろう。そして、上記「稜威道別」諸稿本に「言別」と記すのは「稜威言別」の成稿後のことか、書名改題後のことであるべきであろう。

さて、「稜威言別」の成立であるが、現存定稿本は斯道文庫蔵「稜威言別原本」十巻は、現在のところ、弘化二年十一月頃から「蘆荻鈔」を改稿し、弘化三年六月頃には成稿の運びとなったものと推定される（「稜威言別」解題緒言参照）。その後、更に天理図書館蔵「稜威言別歌紀草稿」巻一―三（弘化三年冬成立）、板本初帙三巻の刊行（嘉永三年）と補訂は猶続くのであるが、上記原本十巻を以って事実上の完成とみてよいと思われる。そして又、現在上記原本十巻

以前には「稜威言別」と命名する稿本・草稿本なども現存しないところから、その書名もこの期のころからであろうと、推論せざるを得なくなるのである。

とすると、上記「稜威道別」諸稿本の中に「言別」と明記し相参照すべく断つたその稿本は弘化二年の晩暮以後のものでなければならぬのである。就中、斯道文庫蔵草稿本(稿本12)は「稜威道別」稿本としては最も早期の稿本であり、その「総論」末に「天保十五年五月廿五日」の記が見え、その論述中にも「此事は稜威ノ言別に委くいへり」(総論分註)、「○御歌正しく素羨鳴尊のよみ坐たるか(正しく以下抹消)又上ツ代の人のよみて云々」(巻六、但し定稿本巻七)の如くに記している。「言別」原本成立は翌年十一月のことであれば、厳密にはかく言うべくもなく「稜威

道別」稿本12の「総論」末の年紀は事実と相違することともなるわけである。然りとすれば、この矛盾は如何様に解すべきであろうか。ひとつには、この年紀は守部稿本に屢々散見される成立年次の作意である。即ち、稿本12の成稿年月を更に旧稿年次を以って敢て記述したものであるとも暗推することである。しかし、現在稿本12の前稿と目されるものは、後述する斯道文庫蔵「温源録稿」(稿本14・15)が存するが、本稿はその書跡からも天保十五年頃の書風とやや異り、更に遡る稿本と想定されるので、やはり、稿本12に記す年紀は疑いがたいものと思われる。一步譲つて、既に現在は反故として破棄された稿本12の前草稿(下書)の如きが存し、その年紀を誌したものとすれば、稿本12は翌年頃の執筆となり、「言別」着手への準備も整う時期として、「道別」論中にかく弁ずるのも矛盾することとはならない。しかし、この臆説も確認すべき実証を得ぬことは記すまでもない。

又、これも屋上屋を架するの臆測ではあるが、「稜威道別」の命名―後述温源録稿巻七は内題「稜威道別巻七」とする―にともない、紀記歌謡註釈書の書名も本書と併せ「稜威言別」と改称し、略々併行しながらに着稿、又は着稿を準備しつつあって、それ故に言別旧稿の書名「蘆荻鈔」、「神詠古義」などに代え、両書相並称すべく、論中、重複

する釈註には、稜威言別にゆずるべく、かく記したのではなからうか、と臆測するのである。

斯道文庫蔵「温源録稿」中の「稜威道別卷七」の成立については後述する如く推論にとどまり確認しえないが、天保九年六月刊「心迺種」三卷（足穎舎蔵版）の巻尾附載「池庵北畠守部先生著述略目録」のはじめに「○稜威ノ道別十五卷 一名神典古義」と見えるので、既に天保九年六月頃には「温源録稿」、「神典古義」を「稜威ノ道別」と改称していたものと認められる。「温源録稿」の巻七の「稜威道別」改題もこの頃のことであろうか。この呼称からして、当然の事ながら、言別旧稿の「蘆荻鈔」、「神詠古義」の書名は相並称されるべく改称されることとなるのは自然なりゆきでもあったらう。同目錄は次に「○八十ノ言別 十五卷 一名蘆荻鈔」と記し、道別・言別と並記して、もはやすでに「稜威言別」と並称される寸前にあるのである。其後確実に「稜威言別」と改題された時期は猶確認しがたいが「稜威言別原本」十巻起草以前であったことは、左記の情況から見て、疑いがたい。高井浩氏の稜威言別執筆経過に就いての論中^註に引用される弘化二年十一月九日付吉田秋主宛書信には「さて此節は御存し昔の荻鈔を綴直し認め候」と記すのは「稜威言別原本」十巻の着手進行を告げているものであるから、尠くとも同年紀以前に改称と改稿の意図を腹案しながら、「稜威言別」と改題して改稿されつつあったのであるから、同書信には「昔の荻鈔」とは記していたものと推測されるのである。かく改稿、改称を予定することであれば、「稜威道別」（稿本12）の執筆中に於て、早晚着手改稿する「蘆荻鈔」を呼んで「稜威言別に云々」と記すことに何の憚りもあらうとは思われない。従って、稿本12が「天保十五年五月廿五日」の着稿又は成稿であり、「稜威言別原本」着稿以前のことであるとしてみても認されるべきことであつたかと思われるのである。

稜威道別諸稿本は以下に述べる如く、この天保十五年以降に於ても幾度かの改稿を繰返しているのであるが、その諸稿本に云う「稜威言別」はすべて「稜威言別原本」十巻を必ずしも指すものとはかぎらず、前稿本「蘆荻鈔」十五

卷又は「神詠古義」十五巻をも含むものであったかと推測されるのである。そして、備考一で部類した定稿本系・未定稿本系の二系統の中で、前者は略々「稜威言別原本」に併行し、後者は同書着手以前のことであったのではなからうかと臆測するのである。即ち稿本5・12等に云う「言別」は同原本の前稿である「蘆荻鈔」又は「神詠古義」を以って「言別」とあらかじめ記したものではなからうかと。その後「稜威道別」未定稿本系の中断のことがあり、「稜威言別原本」改稿着手、「旧事紀」正文整定の考証など相重りながら、定稿本に近き本稿本は「旧事紀直日」成稿と相前後しつつ成立を見たのではなからうかと、臆説を記し、「稜威道別」諸稿本と「稜威言別」との係りを記して、その各稿本の成立次第の手懸りを窺い、附記して参考に供した次第である。

註 高井浩氏「橘守部の稜威言別の執筆経過とその間に於ける桐生門生との交渉」『群馬大学紀要人文科学篇十二』所収、昭和三十八年。

稜 威 道 別 存卷之四・五

自筆 (稿本4)

斯道文庫蔵

袋綴、二冊。浅缥色表紙、縦二十七・六糎、横二十・二糎。料紙、薄様斐紙、全巻裏打す。字面高サ約二十・四糎(本文)、积文一字下げ、分註略二字下げ細書。每半葉、本文七行、积文十行。

外題、表紙左肩に、「稜威道別 四(五)」と自筆墨書する。内題、「稜威道別卷之四(五)」と記している。

本書は僅かに墨筆訂正又貼紙補訂が散点されるが、全巻美麗な浄書本である。

両巻の編成次第は次の如くである。

第一冊 稜威道別卷之四 日本書紀神代上之二 自神代上五段至同段一書第八(筆者注、以下同)―柱下ニ丁附―

第二冊 同卷之五 日本書紀神代上之三 自神代上五段一書第九至同六段一書第三—丁附「一（五十五）」

本書は前掲天理図書館蔵自筆稿本八冊本の前稿本である。「椎本文庫目録」に「釈文本本ニ稍々近キモ語釈ノ項目や散慢の嫌いがある。殊に参照資料は両書に比し整備するにいたらず、定稿本との間には猶相当の隔りがある。しかしながら、前記した如く巻第の編成、日本紀本文—守部の校訂であろう—は全く同じくし、又、主要註項目、あるいは各段の総意等、その基本的骨髄に於ては概ね異るところはない。又、極めて端正に繕写されているところから、本書の時点では「稜威道別」成稿として世に問おうとしたものであつたらうかと思われる。

其後、前記天理図書館本への改稿にあたり、参考文献の博搜と共に、註項目の整備、とりわけ釈文の改訂増補があらたに企図され、全面的に一新するにいたつたものと推測される。

本書は卷之四・五両巻をとどめているにすぎず、その傍巻は現存しないので本稿本の繕写は孰れの巻第にまで及んでいたであろうか、臆測すべくもないが、尠くとも卷之五迄の稿本には至っていたのであろう。本文中には、屢々、「最肝要なりければ、既に総論にも、ことわりおきつ」（卷之四・三ウ）、「総論ノ幽頭ノ条と、此と合せて、悟りてよ」（卷之五・ハウ）と断り書きしているのを見ると、卷一・二の総論両巻は書写されていたのであろうか。此総論は定稿本に較べて、どのようなところまで整備されていたのであろうか明らかではないが、もし存するとすれば、後述する斯道文庫蔵冬照書写本（稿本11）の「総論」の如きに拠つて増訂補修され、既に前掲天理図書館蔵稿本（稿本3）の「総論」に近き稿本となつていたことであろう。言うまでもなくその「総論」は卷之一・二の両巻を以つて編成され、更に卷之三に就いても上記天理本・定稿本同様に編成されていたものと推定される。

本稿本の積文中に於て留意されるのは、以下の後述諸稿本中には所引するのを控えていた「旧事本紀」の積極的な引用である。前掲天理図書館蔵（稿本3）、また後述の冬照書写本（稿本11）等に於ても述べたが、例えば冬照書写本に於て「今此道別の奥旨も半は此書（旧事紀）に拠て悟りなから此書を引用する事のいと罕なるは他の疑を憚てなりけり」と、「旧事本紀」の意義を十分に認めながらに猶躊躇するところが語られているのであるが、それが同書の整定に進み、再び「稷威道別」改稿におよぶと、その引用は随所に置かれ、所論の検証の上に主要な一面を荷うにいたっている。と同時に稿本は一転して私に謂う定稿本系へと面目を改め進捗するのである。その意味で、本稿本は、定稿本を期しての第一歩を印した稿本であり、一応は完成稿として繕写された稿本であったと推測されるのである。

擬、本稿本の執筆時期であるが、本文中にそれを確認するところがなく、臆測の範囲を越えるものではないが、斯道文庫蔵冬照書写本（稿本11）又、その前稿本である同蔵本（稿本12）の「総論」末識語に「天保十五年五月廿五日畏々も申す 橘守部」と記してあるので、本稿本は確実にその後の改稿本であることは判る。又、積文中には「此事言別、又難語考^ハ」にも、既に弁へつれば、あら／＼云也」（卷之四・廿七才）と記しているところから、この場合、「言別」即ち「稷威言別」の定稿本完成時を前後する頃―此事に就いては前掲天理本（稿本3）解題「備考二」を参照されたい―が推測されるのである。そして、とりわけ「旧事紀」本文の引証例の多見するところから「旧事紀直日」着手後の事と想定され、未定稿本系諸稿本の成稿の後、「旧事紀」本文の整理と編成とに相併行しながら、定稿本系の第一稿として着手したのが本稿本ではなかつたらうかと推測するのである。その時期は又弘化二年九月十七日、天覧に供した「稷威道別」第一次完成稿時のあとをうけ、更に生涯の著述に入魂しての改稿ではなかつたかと臆測するのである。

印記、両卷々首に「椎本文庫」朱印を捺す。

稜 威 道 別 存卷之三・四・五 自筆 (稿本5)

斯道文庫藏

袋綴、三冊。改装濃紺色表紙、竪二十八・四樞、横十九・七樞。但し、卷之四・五の両卷には本文共紙元表紙がある。料紙、薄手斐紙。字面高サ約二十樞(本文)。釈文一字下げ。分註は二字下げ細書する。每半葉、本文七行、釈文十行。

題簽、金切箔散し短冊(表紙左肩)に、「稜威道別 卷三(四・五)」と後補墨書する。卷之四・五両卷の元表紙には、自筆にて「稜威道別 四(五)」と表紙左肩に記している。内題は「稜威道別卷之三(四・五)」と記し、卷之三題下に「橘守部長々撰」と自署している。

本書の編成次第は、

第一冊 稜威道別卷之三 日本書紀神代上之一 自神代上第一段至第四段一書第十(筆者注、以下同)一柱下ニ丁附
「一(五十三)」

第二冊 同卷之四 日本書紀神代上之二 自神代上第五段至同段一書第八一同丁附「一(五十二)」

第三冊 同卷之五 日本書紀神代上之三 自神代上第五段一書第九至第六段一書第三一同丁附「一(四十九)」
五十一

となっている。本書の編成は板本以下前掲書までと既に全く同一である。

本書は前掲斯道文庫蔵自筆稿本(稿本4)の前稿本である。しかし、所謂草稿本ではなくして、これも前者同様に、一旦は成稿として清書されたものであろう、端麗な筆跡を以って書写されている。其後、書写のあと問もなくであるうか、朱句点を施しながらに叙述を推敲する処がまま散見され、更に再び、書紀本文の墨筆校訂と共に欄外・行間に

同墨筆の塗抹と増補が加えられ、やや草稿的な稿本となっている。

前掲稿本4と比較すると、概ね次の如き経過が辿られる。

先ず、本書の巻第編成は上記した如く、前掲稿本4と異るところはないが、書紀本文に於ては、一部未整理の本文が存し、書写後に墨筆の改訂註を施し、改訂本文がそのまま前掲稿本4に移行している。従って、書紀本文は本書にて整理の後、定稿本文として踏襲されることとなっている。

又、釈註の項目は前掲稿本4に比し、やや尠いが殆んど変るところがない。しかし、その釈文、分註は異同するところが多く、本書が時に詳述し、前掲稿本4が簡頭に略記し又削除するところなども散見するが、全般的に本書の論述を整備し、刪定しながら、自説のあらたな展開などを含めて、大幅に増補されていたのが前掲稿本4である。本書に於ては論旨に未だ自説の決定を遡進する一面も見出され、永々たる研鑽の経過が覗われる。上記した朱墨両筆の補訂であるが、朱筆補訂は一部更に改められて前掲稿本4の本行中に転写されるところがあるが、墨筆補訂は、そのほとんどが、ほぼ全文が其儘に前掲稿本4に移写されている。それは再度の補訂の跡をとどめたものであろうが、その経過からみて、恐らく、墨筆補訂は前掲稿本4改稿寸前のことかと推定されるのである。

扱、本稿本の執筆時期であるが、本書にも屢々、「如此るさかしらわさに、二種あり、其一種は、総論に引し」(卷之三・一ウ)、「故ヘ此レ事既に総論にも云とつれと」(卷之四・三オ)、「総論に其引合せて、世の惑ひを晴へルくへき、一ツに備ふへかりしを」(卷之五・五ウ)の如くに誌している。本稿本に云う「総論」は、その卷之一・二として上記諸卷と共に改稿されたものか否かは現存本を見出されぬ今如何とも推測しがたいが、尠くとも後述の斯道文庫自筆稿本(稿本12)以後の「総論」を指すものであり、或は同歳冬照書写本(稿本11)の「総論」の如きをいうのであったかもしれない。というのは、本稿本には屢々既述するところの「旧事本紀」を所引するところは皆無であり、「旧事紀直日」着稿以前の稿本であると推定され、

その点では寧ろ未定稿本系統に属するからである。しかし、上記した如く、本稿本は前稿本とは踵を相接する稿本であり、未定稿本系としては、最終過程に位置するものであるかと推測される。

又、本稿本の釈文の中には、「言別に云〇が如し」(卷之三・五十ウ)、「此事、言別、又難語考」(八葉)にも、既に弁へつれば(卷之四・廿六オ)等、前掲書同様に、釈註を「稜威言別」に譲る旨を断っているのが散見される。この言別は前掲稿本4と同じく定稿原本を指すものか猶ためらわれるのであるが、恐らく言別定稿本着手に近い頃の成立であったろうかと想定されるのである。強いて附会すれば「稜威道別」天覧の稿本と同時期の一本であり、間もなく「旧事紀直日」整定と、定稿本系の前掲稿本4を前にしてのことではなかったかと思われるのである。

印記、各冊巻首に「椎本文庫」朱印を捺す。

註 卷之四神代上第五段一書第六の本文は、

伊弉諾ノ尊不聴陰、取湯津爪櫛牽ニ折其雄柱以、為三乘炬二而見之者、則膿沸虫流今世ノ人夜忌二片之火二又夜忌櫛

櫛、此其縁也、時伊弉諾ノ尊大驚之曰……………中略……………醜女亦以拔噉之、噉了則更追、後則伊弉冉ノ尊亦自来追

〇是時伊弉諾ノ尊、已到泉津平坂、〇今世ノ人夜忌二片之火二又夜忌櫛此其縁也

の如く、校訂箇所を圈点を設け、次に欄外に補訂している。校訂本文は斯道文庫蔵稿本4にそのまま踏襲され、本書の〇忌二片之火二云々の註文も又本書に印す指定に従い、稿本4に於て当該箇処に移註している。猶數ヶ所にかかる校訂が見えるが、概ね本書の本文補訂に於て、守部校訂本文は整えられたものと推測される。

稜 威 道 別 存 卷 第 三

自 筆 (稿 本 6)

斯 道 文 庫 藏

袋綴、一冊。卅ツナギ空押香色表紙、竪二十六・四糎、横十八・八糎。料紙は薄手楮紙に匡郭を刷れる用箋にて、四周単辺、竪二十一・二糎、横十五・五糎。積文一字下げ。每半葉、本文七行、積文十行、分註双行。

題箋、短冊形白紙に匡郭を設け、上辺に「池庵」、下辺に、「文庫」と印刷せる自家専用のものにして、表紙左肩に貼付し、自筆にて「稜威道別 神代上之一 卷之三」と誌している。内題、「稜威道別卷第三」と記し、その許に「橘守部長々撰」と自署する。

本書の編成は題箋に誌す如く、

日本書紀神代上之一 自神代上第一段至第四段一書第十(筆者注)―柱下方二丁附「〇一(一四十七)」

であり、板本以下前掲稿本と共通する。

本書は前掲斯道文庫蔵自筆稿本(稿本5)の前稿本である。本稿本も所謂草稿本ではなく、上記専用箋を使用して、極めて丹念に繕写され、寧ろ当初は板下本の下稿として書写された如き印象を受ける。恐らく、稜威道別第一次の完成稿を意図しての改訂稿本であったかと思われる。しかし、其後朱筆を以って、多少の補訂を行間、欄外に書入れている。本書と僚巻をなすものに、次述の静嘉堂文庫蔵自筆稿本存卷四・五(稿本7)二軸と天理図書館蔵自筆稿本存卷六・九(稿本8)四冊がある。

本書は前掲稿本5に較べると、次の如き異同が見出される。

本稿本は全般にわたり前掲稿本5に比し、釈註は簡素であり、註項目もやや尠く、叙述は時に重複し、冗長の嫌い

がある。その論述にも傍証例を欠き、自説を充分に整備するにいたらぬ一面が各所に散見され、所引日本書紀本文に於ても小異が存する。

本稿本は上述した如く、第一次成稿本として書写されているのであるが、其後稿本の進行するに従い、次述する天理図書館本（稿本8）―本書と傍巻をなす―に至ると、一旦繕写されて後、加筆補正が増加するにおよび、更に本稿本は全面的改稿を余儀なくすることとなったのであろう。

従って、其点では本稿本と前掲稿本との間には顕著な異同を随所に提示している。各註項目に於ても相当な増訂刪修が施されて、所説の充足、叙述の整備と推敲を経て、前掲稿本5の改稿となつていたのである。

扱、本稿本の執筆時期に就いては確証は得がたい。しかし、本稿中にも次の如きいくつかの執筆時期を推定する手懸りが散見される。

そのひとつは、二十丁表、双註の中に、「猶此等の事は、難古事記伝の方にも、弁へたるを見合すへし」と見え、「難古事記伝」成立以後のことであると判る。「古事記伝考異」にはじまる「難古事記伝」の成立は後述する如く、その間に「記伝慨言」など兩稿本経過を辿り、「難古事記伝」の書名に定着するまでには幾度かの改稿過程があり、その成立を確認するのは困難であるが、天理図書館蔵「記伝慨言」四巻の「於褒牟涅」末に「天保十三年三月十八日」と記され、斯道文庫蔵「難古事記伝」定稿本五巻「於褒牟涅」にも前稿の期日を踏襲して「天保十三年三月」と誌しているが、その事実上の完成は、同定稿本序末に記す「天保十五年卯月」頃から、いくばくも遡らぬ時期の事であつたらうかと推定される。本書に云う「難古事記伝」も、その定稿本を指してのことであつたらう。

又、本稿本中、四十五丁表には、「此段に、汝身何成耶と、互に問せ給ふ意をとりて、負せたる事、言別に云か如し」と、「稜威言別」を挙げ断つている。これも前掲稿本（稿本5）同様に「稜威言別」成立に係ることであるのは明

らからである。

更に、本稿本、四十五丁表には、「そもく談辞と云ものに、かくしも姪事の多かるは、総論に云ひしやうに、夜のおとゞの、目覚くさにそへて云々」と述べている「総論」は、前記の「難古事記伝」、「稜威言別」などと併せ考えて、本稿本の場合も、後述の斯道文庫蔵自筆稿本「稜威道別」（稿本12）総論以後を受けて云うのであろうから、「天保十五年五月廿五日」以降の執筆であることが判明する。

従って、本稿本は斯道文庫本（稿本12）以後に於ける改稿であって、前掲稿本（稿本5）とは程遠からぬ時期に成った繕写稿本であったのであろう。次述の静嘉堂文庫蔵自筆稿本（稿本7）に卷四・五、天理図書館蔵自筆稿本（稿本8）に卷六・七・八・九の後半を僚巻としてとどめているのを想うと、恐らく神代巻全般にわたる「稜威道別」十一巻は本稿本を以って完成の運びとなったのであろう。又、併せて参考されるのは後述する無窮会神習文庫蔵本（稿本9）第六・十三卷八冊はこの自筆本系統の転写本であり、同稿本が神武紀二巻を加え終了しているのを見ると、更に本稿本は神代巻・神武紀をあわせ全十三巻を完成していたことが判明するのである。

本稿本は定稿本との間に未だ猶上述の如き幾多の改稿・補正の段階を重ねるのであるが、ともかくも本稿本を以って、幸手以来の永い経営の果に、神典究明の立脚の地を確認しての日本書紀総釈の第一歩を世に問うべくして成った第一次の記念すべき完成稿本であったものと推測されるのである。

しかし又、本稿本も前掲稿本（稿本5）同様に「旧事本紀」を所引するところは皆無であり、その点では上述してきた如く、私に云う未定稿本系統に属する稿本であったと考えられるのである。これは私の想像にすぎないが、「穿履集」卷六雑上に見える弘化二年九月十七日、禁裏における日本書紀御会読につき、天覧に供すべく奉呈したと記す「稜威道別」は、恐らく本稿本の繕写本か、それに近き改訂浄書本、例えば、無窮会神習文庫本（稿本9）の如き体裁

を整えた十三巻本ではなかったかと暗推されるのである。それは、やはり「旧事紀直日」整定に係る時期の問題が纏述した如くに考慮されねばならないからである。とすると、本稿本も一応の完成稿ではありながら猶日本書紀総釈に於ける「旧事紀直日」の導入をまつ前の、そして、さきの弘化二年九月の献上本を前にしての、未定稿本系の略完成稿本であったかと考えてみたいのである。

猶本書巻第三の一冊は加筆補訂の跡はわずかであり、その朱訂は前掲稿本（稿本5）に入るところが散見される。印記、後表紙見返しに「椎本文庫」朱印が捺されている。

稜 威 道 別 存巻第四・五

自筆 （稿本7）

静嘉堂文庫蔵

卷子本、二軸。雲母入鳥子紙改装表紙。見返し、縹色地金切箔散し。紙幅二十六糎。題箋、茶褐色短冊に「稜威道別」（別筆）と記す。原装は袋綴二冊本であったのを卷子本仕立と改装したものである。料紙は前掲斯道文庫本（稿本6）と同じくし、四周单边（現在左辺は卷子改装の際切断され僅かに残痕をとどめるのみであり、前掲本（稿本6）にみられる丁附は削除されている）、竪二十一・一糎、横十五・五糎（但し切断部分による若干の相違あり）の匡郭を印刷した楮紙の専用箋である。両卷全裏打す。内題、「稜威道別巻第四（五）」と記し、四・五の右に朱筆にて共に「五」と加筆している。前巻の朱は薄く、後巻は明瞭であるが、朱訂の理由は現在明らかにしがたい。^{註1}原袋綴丁数は、巻第四、四十三丁、巻第五、四十三丁。每半葉、本文七行、釈文一字下げ、十行。分註双行。署名なし。全卷美麗、端正に浄書され、僅か一・二ヶ処に数字の見消ちを散点するにすぎない。

本稿本の巻第編成は、

第一軸 稜威道別卷第四^{五朱} 日本書紀神代上之二 自神代上第五段至同段一書第八(筆者注)

第二軸 稜威道別卷第五^{五朱} 日本書紀神代上之三 自神代上第五段一書第九至第六段一書第三(同)

となっており、板本以下前掲諸稿本の当該巻と同一である。

本稿は記した如く、現在卷子二軸にしたてられ、前掲斯道文庫本(稿本6)とは装訂を異にするが、同一用箋を使用して端麗に清書され、後述するように、斯道文庫本(稿本6)につづく同一稿本であると推断される。次掲の天理図書館本(稿本8)と共に僚巻をなし、「稜威道別」神代上下巻第三巻から巻第九巻中の第四・五両巻であったのが、現在の如くに散離所蔵されるにいたったものと思われるのである。

本稿本は右記の僚巻たる両稿本に見られると同様に、巻第の表記は「稜威道別卷第四(五)」とあり、前掲斯道文庫本(稿本5)以後の改稿本の如く「稜威道別卷之三(一五)」と改められる以前の表記である。又、註項目も両僚巻同様に、稿本5に比しやや尠く、釈註も前記(稿本6)した如く稿本5以前の叙述の階程にとどまっている。そのほか、書紀本文の校訂に於ても稿本5の前過程^{註二}にあり、両三本は同一校本であったものと認められるのである。但し、本稿本には朱墨訂正は僅か一・二ヶ処にすぎず、前掲稿本6に比しても、まして後述天理図書館本(稿本8)の加筆補訂の如きはなく清書されている。この点からのみ見れば、あるいは、両三稿本中、本稿本などは加筆補訂本を更に改め繕写したものであったかとも臆測されなくもない。しかし、現在、その間の事情を推測すべき手懸りはなく、同一稿本中の離散した改装稿本とみるほかはないのである。

従って本書の執筆時期も両三本は略同じくして第一次完成稿本として成立したのであろう。因みに、本稿本中にも「総論に、委しく弁へたる如し」、「此事言別にも、難語考^{八葉}にも弁へつれば云々」の如き、「総論」、「言別」等、その成立期を示唆する書名をあげている。

註一 現在既に推断しがたいが、「巻第五」^(五朱)の墨筆「五」は「四」を誤記せしを削りて上に加筆せしが如く見受けられる。それ故に「五」を朱訂したものかとも考えられるが、しかし、「巻第四」^(五朱)の場合には同様の推測は不可能であり、未詳というほかはない。後述の天理図書館本(稿本8)に見られる巻第の変更などから、あるいは、かかる朱訂の錯誤が生じたのかもしれない。

註二 本稿本の書紀本文は前掲斯道文庫本(稿本5)に於て改訂されているのが二ヶ処見出れる。巻第四、神代上第五段一書第六と巻第五、同段一書第九の両本文中である。前者に就いては、斯道文庫本(稿本5)の解題中に註記したので、後者を例示すると、本稿本に、

時、伊弉諾尊、乃投^{マタシ}其^ミ杖^{ツヱ}。曰^{イハク}自此^{コノ}以^{ヨリ}還^ヘ雷^{カミナリ}不敢^{コト}來^ク。是謂^{コトイフ}岐^ノ神^ノ。此^{コノ}本^ノ号^ヲ曰^フ來^キ名^ヲ之^ヲ祖^ト神^ト焉^ト。所謂^{イハル}八^ツ雷^ノ者^ノ云々

とある本文中、『』圈内の本文を、稿本5に於て消去の傍線を引き、積文中に書入れし、
今本岐神ノ下に此ノ本号曰^ニ來^ニ名^ノ之^ノ祖^ト神^ト焉^トとあるは後人の道饗祭祝詞に依て書加へたる攙入也
と削除すべき由を断っている。以後の改稿に於て、即ち稿本4から定稿本にいたるまで此文を除去することとなるのである。本稿本巻第四・五と稿本5とに見出される本文校訂の顯著な一例であるが、両稿本に於ける書紀本文の改訂は既に殆んど変るところはない。

稜 威 道 別 存卷六ノ九

自筆 (稿本8)

天理 図書館 蔵

袋綴、四冊。卅ツナギ空押香色表紙、竪二十六・五糎、横十八・七糎。料紙、薄手楮紙に匡郭を刷った用箋、四周単辺、竪二十一・一糎、横十五・五糎。但し、一部に継紙し、改訂稿を補紙する処がある。積文一字下げ、分註双行。每半葉、本文七行、積文十行。

題簽、短冊形白紙に匡郭を設け、上辺に「池庵」、下辺に「文庫」と印刷せし自家用箋にて、表紙左肩に貼付し、自筆にて「稜威道別 神代上之四(ノ)神代下之二) 卷之六(ノ)九」と誌している。内題、「稜威道別卷五(ノ)八」と記

す。署名なし。本稿本四卷四冊は前掲斯道文庫蔵巻三(稿本6)と同じく、同装訂・同用箋に端麗に繕写されたのであるが、その後、朱墨の増補訂正が甚しく施されたのであろう、行間、上欄の加筆のみならず、継紙、又は補紙を以って追補するところが少なくなつて、当初の浄書本的性格は崩れ、すでに草稿本的な傾向を示すにいたっている。

本稿本の編成次第は、

第一冊 稜威道別卷五^{六(朱)} 日本書紀神代上之四 自神代上第七段至同段一書第三(筆者注、以下同)一柱に丁附「〇一

(三十九)」。

第二冊 同卷六^{七(朱)} 同神代上之五 自神代上第八段至同段一書第六—丁附「〇一(四十八)」、但し補紙に一箇処丁附

を欠き実数四十九丁。

第三冊 同卷七^{八(朱)} 同神代下之一 自神代下第九段至同段一書第一前半—丁附「〇一(四十八)」。

第四冊 同卷八^{九(朱)} 同神代下之二 自神代下第九段一書第一後半(承前)至同段一書第三—丁附「〇一(四十六)」。

となつていて、本稿本の編成は既に前掲斯道文庫蔵自筆定稿本(稿本1)と、その次第を同じくしている。但し、本稿本は右記した内題に見るが如く、その各巻第は、それぞれ朱筆の訂正巻第が傍記されている。題簽の巻第は内題の巻第朱訂後統一されたのであろう。この巻次第のずれは、恐らく、後述斯道文庫本(稿本12)の旧稿「総論」が全一卷を予定したために惹起され、以後其巻第を踏襲したことによるのであろう。そして、その朱訂巻第は、其後、「総論」を前後二巻に改編することとなつて、それをうけ本稿本も改編巻第を朱筆にて訂正したものとされる。即ち「総論」二巻・神代上下九巻、又加うるに無窮会神習文庫本(稿本9)の神武紀二巻であつたらう。「稜威道別」の巻第編成は本稿本を以つて、次稿本から定稿本にいたるまで統一整定されたのであつたと推定されるのである。

又、本稿本は第六—九巻迄、四卷四冊であるが、前記した如く、前掲斯道文庫本(稿本6)、又静嘉堂文庫本(稿本

7)とは僚卷をなすものと推定され、両三稿本はその装訂、用箋―但し静嘉堂文庫本は卷子本に改補―の一致に明らかなるのみならず、その前後の稿本に較べ、書紀本文・釈文等の叙述形態が共通するにもかかわらず、次の如くその僚卷表記に於て、前掲両稿本と相違するのである。

即ち、前掲両稿本は「稜威道別卷第三(四・五)」と記し、定稿本「卷之三〇五」と僚卷を同じくしているのに対し、本稿本では前記した如く、「稜威道別卷五(六・七・八)」と記されているのである。まず、僚卷の「第」字を本稿本が欠くと共に、僚卷数を見消ち傍記朱訂正していることである。前掲両稿本が本稿本と僚卷をなすものであれば、執筆次第から想定して、当然の事ながら、本稿本同様に「卷二(三・四)」と記され、朱訂が施されていしかるべきであろう。両三本が同一稿本としては、これは理解しがたい疑点として残されるのである。

現存稿本からは、其経過と執筆事情は猶確認しがたいことではあるが、しかし、次述斯道文庫本(稿本10)を見るに、その内題には「稜威道別卷二」と記され、実は定稿本卷三であつて、前掲斯道文庫本(稿本6)の文字通り前稿本である。そして、その執筆後の増補訂正を辿ると、斯道文庫本(稿本6)となるのである。このことから、その改稿経過を臆測すると、この加筆補訂本(稿本10)は卷三・四迄に進捗して、その改訂作業からして、既に本稿本と同一改稿本の過程にあるものと認め、さて新たに、専用箋を使用して改稿するにあたり、前記前半諸卷はひとまず其儘におかれ、本稿本卷五六から着手改稿されたものもあろうか。其後「総論」が二卷の編成に改められた後をうけて、本稿本の僚卷たる稿本卷三・四・五(稿本6・7)が加筆補訂本(稿本10と散佚卷)に沿つて繕写されたのではなからうか。それ故に僚卷も「総論」二卷のあとをうけ「稜威道別卷第三(四・五)」と改められているのではなからうか。本稿本の朱訂僚卷は、従つて其後のことであつたらうかとも、その改稿経過に臆測をさせてみるのである。勿論、臆測の域を越えるものではないが、いずれにせよ、両三本は同時期の改稿僚卷たることは疑いがたいものと考え

られる。

次に、本稿本諸巻と掲出諸稿本との關聯をみるに、まず、本稿本とその前稿本とは、本稿本巻七と後述斯道文庫蔵自筆稿本（稿本12、存総論・巻三・巻六）とであるが、その稿本12巻六は本稿本巻七に当り、本稿本は稿本12のあとを受けて改稿されたものと推測される。稿本12は塗抹・改訂・増補のかなり著しい稿本であるが、本稿本はその増補改訂に沿いつつ、更に論述を大幅に新訂しながらに改稿されている。註項目は既に両稿本全く同じくするが、時に同一註項目を全面的に改補するところなども散見され、叙述の整備・考証の追補、所説の不足を補うなど、全巻を通じ刪修、整除が施されて、やはり面目を一新している。前掲本（稿本6）にて述べた如く、「稜威道別」十三巻の第一次完成稿として改稿繕書された稿本であったと推測される。

書紀本文に就いて一例を挙げると、神代上第八段一書第三の末は、

其素^ス羨^{サン}鳴^ノ尊^ノ断^{キリ}玉^ヲ蛇^ノ之^ハ劍^ヲ。今在^リ吉^ノ備^ノ神^ノ部^ニ許^ニ也。^ユ其^ニ斬^ル大^ノ蛇^ノ之^ハ地^ノ則^ト也。^{ナリ}出^ル雲^ノ簸^ノ之^ハ川^ノ上^ニ山^ノ是^{ナリ}也。

と流布本を増訂し、その註項目には、

○其^ニ斬^ル大^ノ蛇^ノ之^ハ地^ノ則^ト也、この七字、今本になきは、脱したる也、古本には、総て如此あり、故レ補ひつ、

と註記している。以後定稿本にいたるまで右の本文校訂は踏襲されるのであるが、この例などは、後述稿本12の本
文整定を受けての一例であり、かかる箇所がまま散点する。

又、本稿本にての本文校訂は、わずかであるが、例えば、神代上第七段一書第二の末は、

送^ル糞^ヲ此^ニ云^フ俱^ニ蘇^ノ摩^ノ履^ト。玉^ノ籤^ニ此^ニ云^フ多^ク摩^ノ摩^ノ俱^ニ之^ト。祓^ル具^ニ此^ニ云^フ波^ノ羅^ノ閉^ノ都^ノ母^ノ能^ト。手^ノ端^ニ吉^ノ棄^ル此^ニ云^フ多^ク那^ノ○衛^ノ能^ノ余^ノ之^ハ岐^ノ羅^ノ毗^ト。神^ノ祝^ニ之^ニ此^ニ云^フ加^ム武^ノ保^ノ佐^ノ枳^ノ保^ノ佐^ノ枳^ト。逐^ル之^ニ此^ニ云^フ波^ノ羅^ノ賦^ト。

の右文を細註双行に記し、左傍点部分を圏中に囲み、「此云多摩俱之」の次に改訂すべく指示している。又「○逐

之、此訓註の波は、夜をあやまれるなるへし」と訂しているなど、本稿本中に見る校訂であり、定稿本に引継がれているのである。

或は、又、

其後少彦名命行^レ至熊野之^ニ御碕^ニ。遂適^ニ於常世郷^ニ矣。(神代上第八段一書第六)

此神之子即甘茂君^等。大三輪君等。又姫蹈備五十鈴姫命。(同右)

の如く、□圈にて囲み、各一字を被除している。これらも共に定稿本の本文となっている。

かく、この種の書紀本文には猶多少の異同を施しているのが散在するが、この期に於て既に殆んど本文は整定されたものと推定されるのである。従つて、稿本12との相違は主に釈註部分に限られ改稿されたのである。

次に、本稿本巻六・八・九(朱訂巻第)に就いてであるが、この西三巻はその前後に比較すべき稿本が管見に入らぬので、以下斯道文庫蔵自筆定稿本(稿本1)と又、定稿本に隣接する前述の天理図書館蔵自筆稿本(稿本3)の両本とを参照比較するほかはない。

まず、その書紀本文は右述した如く、些少の改訂を本稿本に散見するにすぎず、両三巻は既に定稿本・天理本(稿本3)両本のそれと殆んど相違するところはない。しかし、その訓点には、これも僅かながら定稿本・天理本(稿本3)と異るところが散点し、時に異訓がまま見出される。やはり、本稿本に於て本文同様に定着したものとみてよいであろう。

その註項目は定稿本と天理図書館本(稿本3)との間にも小異はあるが、その異同は本稿本のそれと比較するまでもなく僅差なものにすぎない。本稿本は両稿本に較べて註項目はやや尠く、両稿本へと次第に増補、整備されてゆくのである。因みに本稿本巻八は天理本(稿本3)と共通巻が存するので、両本を比較すると、(1)天理本(稿本3)にて

増補される註項目と、(ロ)本稿本の補訂書入中に新項目が設けられ天理本(稿本3)にて本行中に整叙される項目、(ハ)本稿本の項目を前後の叙述から整理してゆく、三つの方法がとられ、次第に定稿本へと接近し移行してゆく傾向が窺われるのである。

右の註項目はしかし既に過半は両稿本と同じくするのであるが、その釈註にいたると、両稿本との隔りは甚だしく、全般的に本稿本は簡略であり、時に縷述し重複して、やはり完全な成稿とは云いがたい諸点が散見されるのである。巻七のほかは、隣接する稿本を欠くので、その改稿経過全般は推測すべくもなく、また、その比較は妥当性を欠くが、本稿本は当初完成稿を期して繕写されながらも、その所論、叙述、考証の不備を痛感したのであろう、執筆後、朱墨の補訂書入れとなり、時に改訂甚だしき処には継ぎ紙し、補紙を挟んでの加筆となったものと思われる。本稿本四巻四冊は僚巻たる前掲斯道文庫本巻三(稿本6)・静嘉堂文庫本巻四・五(稿本7)に比し、甚だ著しい。―斯道文庫本巻三に改補の少いのは寸前の草稿本(稿本10)がすでに存したからであらう。ともかく、一旦、浄書された本稿本は此加筆補訂によって再度の改稿を余儀なくされることとなったのであろう。その増補部分には、屢々「纂疏云」、「口決云」、「集解云」など、書記の基本参考資料を挙げて引用し、再検討する処がまま瞥見されるのをも、完成稿となるには更に以後に見る諸稿本の経過を俟たねばならなかったのであろう。

本稿本の執筆の時期は、既に前掲本(稿本6)にて略記したので再述をさけるが、本稿本巻七は現存稿本からみて、後述斯道文庫本(稿本12)の後をうけての改稿本であるから、同本に見る加筆補訂の後、程なくして着手されたことかと想像される。そして、それは前稿(稿本12)の草稿に沿いながら、第一次の完成稿本を期して、私家の用箋を整えた上での改訂繕写本たらしめようとしたことであつたらう。しかし、猶稿了後、各所にわたる補訂をやむなくし、現在見るが如きの書写情況となったものかと思われるのである。それは弘化元年後半から同二年のはじめにもかけて

のことであつたらうか。いづれ、天覧の榮譽に浴する弘化二年九月を前にしてのことであつたかと臆測されるのである。本稿本中にも屢々「稜威言別」に言及しているところを見ると、同書定稿本の着手、あるいは、その準備にも寧日なき頃目でもあつたのであろう。両書相併称し相對偶して完稿を期していたものと思われるのである。猶本稿本系統の転写本に次述の無窮会神習文庫蔵本（稿本9）巻六〜十三の八冊がある。

本稿本には、「椎本文庫」等橘家の印記が見えぬ。早くして橘家を離れたのもあろうか。

稜 威 道 別 存卷六〜十三 筆者未詳（稿本9）

無窮会神習文庫蔵

袋綴、八冊。朽葉色菊花唐草空押表紙、竪二十六・三纏、横十八・五纏。料紙、楮紙。字面高サ約二十・二纏（本文）。釈文一字下げ。每半葉、本文七行、釈文十行、分註双行。

題簽、子持梓付刷短冊（表紙左肩）に「稜威道別 六（〜十三大尾）」と墨書。内題、「稜威道別卷六（〜十三）」とある。署名なし。

全巻端麗に繕写され、僅かに所蔵者井上頼因氏による朱筆の本文訂正が散見される。筆写者は未詳であるが、明らかに守部手跡を模するものである。但し、巻九の一冊のみが別筆である。本書は後述する如く、斯道文庫蔵自筆本巻三（稿本6）・静嘉堂文庫蔵自筆本巻四・五（稿本7）・天理図書館蔵自筆本巻六〜九（稿本8）等の系統、その第一次補訂稿からの転写、寧ろ臨模本であらうかと推定される。

本稿本の各巻編成次第は、

第一冊 稜威道別卷六 日本書紀神代上之四 自神代上第七段至同段一書第三（筆者注、以下同）―柱に丁附「一」

三十八)】。

第二冊 同卷七 同神代上之五 自神代上第八段至同段一書第六—丁附「一(〓四十八)」。

第三冊 同卷八 同神代下之一 自神代下第九段至同段一書第一前半—丁附「一(〓四十八)」。

第四冊 同卷九 同神代下之二 自神代下第九段一書第一後半(承前)至同段一書第三—丁附なし、四十四丁。

第五冊 同卷十 同神代下之三 自神代下第九段一書第四至第十段一書第一—丁附「一(〓四十九)」。

第六冊 同卷十一 同神代下之四 自神代下第十段一書第二至第十一段一書第四(神代下卷尾迄)—丁附「一(〓三十三)」。

第七冊 同卷十二 同神日本磐余彥天皇之上 自神武天皇即位前紀至同紀六月乙未前半(「于時天皇適寐忽然而寤之曰予

何長眠若此乎尋而中毒士卒悉復醒起」迄—丁附「一(〓三十八)」)。

第八冊 同卷十三 同神日本磐余彥天皇之下 自即位前紀六月乙未後半(承前)至神武紀末七十七年秋九月乙卯—丁

附「一(〓五十三)」。

となっている。本稿本の編成は前掲天理図書館蔵自筆稿本(稿本8)の当該巻巻次の編成と全く同じくし、以後の改稿諸本、更に全集底本に至るまで、巻十二・十三の両巻を除き巻第に於ては同一編成をなしている。巻十二・十三の両巻については後述する。

扱、本稿本巻六〓巻十三の八冊が依拠した底本であるが、本稿本と全く同一である自筆稿本は現存しないが、前掲天理図書館本(稿本8)巻六〓九の四巻と本稿本当該巻との間には次の如く緊密なる親子関係が見出される。

(イ)巻六・九の両巻は、天理本に於ける著しい朱墨筆の補訂書入れ、又継紙改稿部分はすべて本稿本中には見出されないが—但し天理本の巻第訂正、一・二語の訂正など極く当初の朱訂は本行としている—上記以外の過半は行数・字

詰・字跡にいたるまで全く同一であり、寧ろ当初の自筆原本からの直接の影写に拠るものとさえ推定される。しかし、当然の事ながら継紙部分の補訂による丁数、各葉字面の変動は散見される。従って、天理本の上記補訂部分に関しては、その改訂以前の本文をとどめているものであるかと推測されるのである。

(四) 卷七・八の両巻は、天理本に屢々散見する略一行内外の朱筆訂正と継紙補訂部分―卷七は過半、卷九は全紙―は前者と異り、本稿本の本行に組込まれて転写されている。そのため卷七に丁数の変動、両巻に字詰などの相違が散見されるが、そのかぎりに於ては影写又は臨模本と見て差つかえがない。但し、前者同様両巻にも墨筆後補書入れは著しいが、本稿本は一切これを転写していない。

天理本に於ける上記朱筆訂正は稿後間近い第一次訂正であろうか。その後、更に相当の改訂増補の必要が生じたのであろう。その間暫くの間を置き、継紙補訂の作業があったものと推測される。次いで最終的な墨筆増補を欄外・行間に書入れし、あるいは、又継紙増補なども加えられて次稿(稿本5系統)への改稿にと転じたのであつたらう。概ね上記の推測に然したる誤りはなからうかと思われる。

本稿本は右の天理本加筆経過からみると、卷六・九が第一次改訂過程以前の略原形の跡をとどめ、卷七・八が第二次継紙加筆過程の跡をとどめている転写本と比較上指摘しうるのである。猶其間の転写事情、改訂経過の詳細は推測すべくもないが、大凡第一・二次改訂過程の途路に於て、上記四巻が転写―其間には猶自筆稿本からの直接の影写なども存したかもしれないが―され来たのであろうと認められる。従って、以下卷十―十三の四巻に就いても上記四巻同様に、この天理自筆本系統―斯道文庫蔵自筆本卷三(稿本6)・静嘉堂蔵自筆本卷四・五(稿本7)―の加筆補訂過程に於ける同時期の転写、又は臨模一本としてとどめられた稿本であつたと考えられるのである。この系統本は上記自筆諸稿本の第三―九の七巻が散在するのみにて余巻はその所在を明らかにしない。その意味からも、又前述したご

とく、未定稿本系統の一応の完成稿として本稿本の伝存意義は尠くないと思われるのである。

次に、本稿本巻十二・十三の両巻に就いてであるが、両巻は全集巻十二上下に相当する。その全集底本（現在所在未詳）は、同解題に、橋純一氏が、

十二巻上下

写本 一冊

これは神武紀の註であるが、毎葉添削の跡ある未定稿である。巻頭の題目に「稜威道別十一」とあつて前の神代の巻の註から引続くとしては巻次が合はない。これは、稜威道別は守部翁が心血を注いだ著書であるから、幾度か稿を改めたので、現に予の家に蔵する同書の稿本は、今回刊行した原本の外に四種ある。その中総論を第一巻としたものと（筆者注、斯道文庫蔵稿本12號）、第一、二巻を総論に充てたもの（同注、天理図書館蔵稿本3號）とがある。蓋し此の神武紀註が道別巻十一となつて居るのは、第一巻だけを総論に充てた系統に属するからである。此の系統の稿本は、今回刊行した原本よりも旧稿に属するもので、註も比較的粗雑である。今回此の神武紀の註をも整理して、収録することゝなつたので、巻次を合せる為に、巻十二上下巻と改めたのである。かやうな次第であるから、此の神武紀の註は、神代紀に比べると、少しく見劣りがするのである。

と述べられている。まず、留意されるのはその底本が上掲諸巻と異なる未定稿の草稿本を使用していることである。巻第も「稜威道別十一」とあつて、「総論」を全一卷にあてた旧稿本の系統であることである。右掲出文中に註記した如く、「総論」を第一巻に充ちた自筆稿本は斯道文庫蔵稿本12であると推定されるので、本稿本の拠った原本は天保十五年五月廿五日以降の稿本であつたと考えられる。

扱、本稿本と全集底本とを照合するに、本稿本は全集底本巻十一神武紀が巻十二・十三の両巻に改編されている。全集の巻十二上下両巻の編成は全集編輯時の任意な分割であるので、本稿本と若干の相違があるのは勿論問題となら^{註一}

ないであろうから、神武紀を二巻とし、巻十二・十三とした稿本過程の時期が本稿原本の成立時と想定して然るべきかと思われる。現存諸稿本からみると、それは、斯道文庫蔵稿本10以後の事となる。該稿本は全集底本同様に「総論」を全一卷に充当したために、神代紀上の始めを「巻二」として、次稿斯道文庫蔵稿本6から当該巻が「巻三」と改編されているからである。又、この斯道文庫蔵稿本6は本稿本巻六・九の依拠した原本と同時期の僚巻をなすものであるからして、本稿本巻十二・三の両巻は先行諸巻とは別個な独立した稿本からの転写本ではなくして、同一稿本からの転写本であったと推定されるのである。斯道文庫蔵稿本6・静嘉堂蔵稿本7・天理図書館蔵稿本8の巻三・九の稿本は本転写本によって此期に神武紀まで全十三巻を稿了し、更に一部補訂の経過に入っていたことが略推断されるのである。

その内容の上から両本を見ると、全集底本は「毎葉添削の跡ある未定稿」と誌されているが、本稿本は転写本とはいいながらよく繕写され叙述上の混乱は認められない。書紀本文には両本殆んど異同するところはないが、その訓読に於ては顯著に相違し、詳密且つ敢て和訓を以て註二変改するところが多見され、全集底本から更に一步前進、意を尽した跡が瀟然とする。註項目は略同様であるが相互に多少の増減がある。釈文については、全集が「註も比較的粗雑」であるのに対し、全般にわたり相当の増補と改訂、又整叙の跡が辿られ、更に整備するにいたっている。全集底本が草稿本としてあったものに、本稿改稿にあたり、大略右記の増訂を施しながらに成稿となったのであろう。従って基本的には全集底本と極めて近く、両本の関係は草稿本と成稿との差異にとどまるものといえようか。ただしかし、何故に全集が本稿本の原本を採用することなく、草稿本に拠ることとなったのであろうか、と疑念を抱くと共に、その意味では、本稿本を以って全集の不備を補うところは尠くないと思われる。

又、全集底本は所在未詳ながら、かく寸前の稿本であり、その執筆時も本稿本の原本と恐らく隣接し、前記した如

く、斯道文庫蔵自筆稿本10成稿と同時期、あるいは同経過段階のことではなかったかと思われるので此処に附記し参考する。

本稿本は、現在無窮会神習文庫には嘉永四年刊初編五巻と同架されている。

印記、各冊巻首に「井上頼圀蔵」朱印を捺す。

備考一

本稿本巻十二・十三の両巻に於て旧事本紀の引用が頻りと多見される。旧事本紀の積極的な採用は屢々各稿本中に縷述して来た如く、定稿本系諸稿本からの事である。冬照書写総論(稿本11)の階程では「今此道別の奥旨も半は此書に拠て悟りなから此書を引用する事のいと罕まなるは他の疑を憚てなりけり」と敢て躊躇しているのである。しかるに、かく所引するところを見ると、私に謂う定稿本系統一本という傾向を提示していることとなる。定稿本系統が前掲斯道文庫蔵自筆稿本4の過程からと推定されるので、本稿本の拠った稿本は更にその旧稿本、即ち未定稿本系統の終稿であるから、明らかに仮説との矛盾が生じてくるのである。全集底本の旧事紀所引は本稿本に比しやや尠いが略同様である。本稿本の如きには「此段のみは、此紀も大かたは違はされと、旧事紀尤慥に詳かなり」(巻十三、三十三裏)、「其よし旧事紀に委く出たり既にこと物に引おけり」(巻十三、四十七丁表)など、其書への信頼は顕著である。この矛盾する事実を如何に解すべきかは猶判断しがたいが、本稿本が未定稿本系の終稿に近く、又、神武紀中に紀本文と符合し且つより詳記するところが旧事紀中に多見されるがために、冬照書写本の中で述べた意を再認識し、敢て証例として所引するところとなったのではなからうか。すでに、旧事紀再検討への時期にさしかかり、同直日の腹案なども芽生えていたのではなからうかと臆測して再考を期することにする。

備考二

「栗田文庫善本書目」（日本書誌学大系8「書誌学の発達」附載）に次の一本が記載されている。

稜威道別 橋守部 十三卷六冊

守部の高弟橋本直香の旧蔵本にして、一冊はその自筆なり。薄様に精写し版下本の如し。千家尊孫の序の平仮名交りにして、且凡例を存する等の形式を初め、内容文章著しく版本と相違す。即初期の稿本として版下本を作りしが、更に稿を改めしためこの書は世に出でざりしものと見るべし。守部主著の異本として尊重すべし。

現在、その所在を確認しがたく、その内容は猶審らかにしがたいが、高弟橋本直香旧蔵本にして、内容文章共に板本と相違し、「初期の稿本として版下本を作りしが云々」と記し、且つ、凡例を存するなど述べているのを見ると、上掲斯道文庫蔵自筆本（稿本6）・静嘉堂文庫蔵自筆本（稿本7）・天理図書館蔵自筆本（稿本8）、又その転写本前掲無窮会神智文庫蔵本（稿本9）の系統本であったかと臆測される。又、本書には、千家尊孫の平仮名交り序文を載せているという、恐らく上述して来た如く、未定稿本系統の第一次完成稿として、その全貌を伝える唯一の伝存本であったかと思われ、その存否が気づかわれるのである。

註一 本稿本卷十二・十三の巻第編成は既述したので、全集の方を記すと、卷十二下は「日本書紀神日本磐余彦天皇之下 冬十月癸巳朔」を以て巻初としている。本稿本の如く「同即位前紀六月乙未後半」を巻首に据えるよりは当を得た編成である。勿論編輯時のことであるから、寧ろ本稿本の巻第編成の方に問題が残るのである。因みに、当該箇所は本稿本の卷十三・十八丁裏初行にあたる。

註二 本稿本卷十二、十三丁裏を一例として挙げる、と、

其年冬十月丁巳朔辛酉。天皇親帥^{リマセハヤスヒナドニ}諸皇子舟師^{ワフホネノヤククルアマリ}東征。至^ニ速吸之門^{トクソクノカド}一時。有一漁人乘艇^{ウツクシノボネノリ}。○至天皇招之因問曰。汝誰也^{シマシマニハシレシ}。
对曰臣^{ウヂノミ}是国神名曰珍彦^{ニギハヤヒ}。釣魚於曲浦^{ササガヒノマヅ}。聞^ニ天神子来^{アメノミコノキ}。故即奉迎^{ユヅルニモウマツ}。又問之曰汝能^{シカニ}为我導^ニ耶^ヤ。对曰導之矣^{ウツクシニササガヒニササガヒ}。天皇勅^{ミコトノミコトノミ}授漁人椎橋末^{ウツクシノササガヒノシノヘ}令^ニ執而^{トシテ}。率^ニ納於皇舟^{ミコトノフネニ}以^テ。為^ニ海導者^{ウツクシノササガヒノササガヒ}。乃者賜^ニ名^ヲ为椎根津彦^{ウツクシノササガヒノササガヒ}云々。

の如く見え、全集の訓読との相違は一例を以ってして顕著である。又敢て和臭の訓法を試みている処などあり、本稿本巻十二・十三の特色をなすひとつでもある。

稜 威 道 別 存〔卷三〕

自筆 (稿本10)

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。改装濃紺色表紙、竪二十八・四糎、横十九・八糎。元表紙、薄手楮紙。料紙に就いては後述す。字面高サ約二十一・五糎(本文)。釈文一字下げ。每半葉、本文七行、釈文略十行前後なるも各紙相違する処あり。本文墨付、三十九丁。

題簽、金切箔散し短冊(表紙左肩)に、「稜威道別 卷二」と記す。元表紙には題簽・外題共になく、その左肩に、「二」とのみ自筆にて誌している。内題、「稜威道別卷二」とあり、その許に、「橘守部謹撰」と自署している。

本書は前掲斯道文庫蔵「稜威道別卷三」(稿本6)直前の草稿本である。題簽・内題に「卷二」と記すが、本稿本の構成は旧稿のそれに拠ったものであり、前掲斯道文庫本卷三(稿本6)以下板本卷三に相当する。それは、旧稿が「総論」を全一卷に予定したために、本稿本が神代紀巻初を「稜威道別卷二」と巻第を定めたのであろう。

従って、本稿本の編成は、前掲斯道文庫蔵「稜威道別」存卷三(稿本6)と同じく、「日本書紀神代上之一 自神代上 第一段至第四段一書第十」迄である。

本書は前掲諸稿本と異り、当初から草稿として執筆されたのであろう、その料紙には、主に「難古事記伝」の反故が使用され、以下の如き補訂の跡が辿られる。

先ず、本稿に見る旧稿部分であるが、旧稿といっても時代を隔てるというのではなく、ほぼ同時期の寸前の稿本で

あろう、筆勢も殆んど同じくしている。これは、書紀本文が主で、僅かに釈註部分を含み、前記反故に貼付している。因みに、前記内題、「稜威道別卷二・橘守部謹撰」と記すのは旧稿貼紙部分である。「卷二」とあるのも旧稿を其儘に利用したためであろう。

次は、「難古事記伝」の反故に、先の旧稿書紀本文に続く釈註部分が書かれ、これが本稿の当初の執筆部分にあたり、第一次の稿本となっている。反故の「難古事記伝」は加筆補訂本ではあるが、天理図書館蔵「記伝慨言」四卷本（後述）以後の稿本であり、斯道文庫蔵本の改題定稿本「難古事記伝」（後述）以前である。定稿本間近き草稿本であるところから、自ら本稿本の執筆の時期は推測されるわけである。

以上の旧稿と新稿とから本稿本の本体は成り、その上に、まず執筆後の朱筆の刪訂・加筆が行間・欄外に著しく施され、更に、其後間もなくの事であろう、墨筆の最終補訂が処狭しともいうばかりに書込まれている。又、墨筆補訂と期を同じくするのであるか、一部増訂部分を貼紙して書入れているなど、文字通り草稿本である。

概略右の経過をたどりながら本稿本は成立していて、改訂の朱墨両筆の加筆と増訂貼紙書入れなどの順次に従い具にその跡を追えば、ほぼ前掲斯道文庫蔵「稜威道別」卷三（稿本6）に移行するのである。その寸前の草稿本である。従って、書紀本文・釈註項目・釈文等は刪修後に於ては稿本6に最も隣接し、その叙述にも異同するところはすくない。但し後半になるに従い、稿本6に増補改訂するところがま見出されるのであるが。

その意味では、本書は以後の改訂稿本の基礎的な形態を整えつつあった草稿本であるともいえる位置を占めているのである。

例えば、本稿本に見る書紀本文を例にとると、

于時^{ソノトキ}天地^{ツチノナリ}之中^{ノナカ}生^{ナリ}二^ニ一^{ヒト}物^{モノ}状^{ノカタチ}如^{ノトシ}草^{クサ}木^キ一^{ヒト}。便^{スベテ}化^ニ二^ニ為^ス神^{カミ}一^{ヒト}号^{トシテ}国^{クニ}常^{トシ}立^テ尊^ニ一^{ヒト}。

于時國中ソノトキノナカニガヨリナリ生ツク物。状ツクカタチニナリ如ニ葦アシ禾コ抽ヒキ上ノ也。因テ此レ有ニ化カ之神カミ。号イナヘ可ク美ミ葦アシ禾コ彦ヒコ舅ニヤ尊ノ。

の如く、通行印本に見る「葦牙」を「葦禾」に校訂し、

○状如ニ葦アシ禾コニ云々ル今本ニ○葦アシ牙カと書クて新ニ芽メの事ト心ココロ得トク謬ミヤカりしも久キウし（以下切除）薩摩（以下切除）の曾ソウ槃ハシが国クニ史シ草ソウ木モク考コウ卷クワンノ一ニ
初丁阿ノ部
云三言条下
（増補貼紙）

○如ニ葦アシ禾コ抽出ニ也今本如ニ葦アシ牙カ之抽出ニ也とあるは久キウしき時トキよりの謬ミヤカなるへし既ニ云ク曾ソウ槃ハシか写テて蔵クラる古本コホンには右ミダの如ニくあり彼カノ葦アシ花ハナの抽ヒキて上ノるを云クなり

と記し、本文校訂とその拠り所を述べているなど、ままた散見する校訂本文―左傍朱〇にて指示する―は既に此期にて概ねは整定されている。

更にもう一例を挙げると、神代上之一、第一段のはじめに、本稿本の叙述形式を述べ、

是レより吾ガ古コ伝デンにして国クニの始ハジより〇世セの初ハジ〇を伝ツへたる真マコトの神話カミコトノワカ〇そかし次ツギミの一ヒト書シとももの伝ツ々に大同オウドウ小異コウイあれ

は先マツ一ヒトわたりつゝあらく云クて末ヘに又マタ合アヒせて惣意ソウイを説ツクへし

と断り、同段の惣意の末に、上欄書入れして、

かくいひて毎段凡ソレゾレかくさまに再マタひ物積モノツクを加ソフへて幼コき人ヒトにも心得ココロエさせん（前朱）の心ココロにはあれと釈トクにて自然シズカと聞クゆへきは皆みな

省クけり

と記し、以後の叙述次第と省筆方法を、いわば本論中にその凡例の如きを補記し、「稜威道別」釈註方式を此処であらため明示している。本稿本巻三の前稿本が現存しないので更に確認しがたいが、この断り書きは以後の稿本6にと多少の文辞を変えながら、殆んどそのままに移写され、其後は定稿本にいたるまでの論述形式の一端をなす方式となっているのである。

右記二例にすぎないが、本文・註項目・叙述形式は本稿本の段階に於てほぼその形態を整えるにいたり、その所論・内容も次第に充足して成稿本への道程に第一歩を確実に印したものである。

扱、本稿本の執筆時期であるが、本稿本の旧稿部分も前記した如く、新稿と踵を接する時期と想定され、略々同一期のことであったと認めて差支えはあるまい。とすると、本稿本は、その料紙である反故、定稿本「難古事記伝」草稿本執筆（後述）以後のある時期であり、前掲斯道文庫蔵「稜威道別」卷三（稿本6）の寸前の草稿本であることから、自ら其時期は限定されてくるわけである。又、釈文中には、随処に「如此カ、るかしこ古へのミセケチふりに二種あり其一種は総論に引し皇極天皇以下四代、朝の翻遺積の余風なり」（一ウ・新稿部分）の如く、「総論」を挙げて略記するところが散見される。従って、この云う「総論」は、屢々記す後述の斯道文庫蔵自筆稿本「稜威道別」総論（稿本12）であろう。とすれば前掲本（稿本6）同様に、該書卷末の「天保十五年五月廿五日」の年紀が本稿本と関ってくるのである。それが、同総論執筆と併行する同時期の事であったか、あるいは以後の事であったかは猶確認しがたいが、その斯道文庫本（稿本12）に卷三・卷六（定稿本卷四・卷七）の両巻が現存するところから、やはり同総論執筆以後と推測するのが自然であろう。が、また同稿本12に卷二（定稿本卷三）を欠いているところから、本稿本がその僚巻とも仮想することも考えられようが、如上の書写の状況から見て同一稿本を予想するのは全く不可能である。同稿本卷三を欠く現在、確認はしがたいが、あるいは、本稿本の旧稿部分―前記の本文と釈文一部―は総論を持つ稿本12と同時期に執筆された一部であり、新たに改稿するに際し、当該部分を活用して、これに充当したのではないだろうかとも想像されるのである。特に、「稜威道別」釈註の初巻である神代紀冒頭には総論と共に兎角完整を期する意識の働くのは守部ならずとも当然であろう。本稿本卷二（定稿本卷三）が総論に続く巻第として、旧稿中、特に此巻を採って改稿にあつたのではなからうかと。本稿本が、卷二（定稿本卷三）の零本であるのも、這般の事情故であろうかと臆測するのである。そし

て、その新稿も旧稿本から月余を隔てぬ近き頃日のことではなかつたらうかと。しばらく仮説によって、後考を俟つことにする。印記、巻初に「権本文庫」朱印を捺す。

稜 威 道 別 存卷一・二（総論） 橘冬照筆 （稿本11）

斯道文庫藏

袋綴、二冊。改装濃紺色表紙、竪二十七・六纏、横十九・七纏。元表紙、本文共紙。料紙、薄手楮紙。字面高サ約十
九・七纏。每半葉、序五〜七行、本文十行。分註双行。本文墨付、卷一、四十五丁（内、序十二丁）、卷二、五十四丁
一柱に丁附。全巻裏打す。

題簽、金切箔散し短冊（表紙左肩）に、「稜威道別 卷一（二）」と別筆墨書。内題、「稜威道別卷之一（二） 総論上
（下）」と記し、その許に、「橘守部畏々撰」（卷之二）と署している。

卷之一冒頭十二丁に板本同様に以下三者の序と自序がおかれ、各序年紀を記している。即ち、
真都夫佐奈理也マツブサナリ也ヤ日本紀乃成之移破ニッポンノキノナリシイハレ礼宇倍那里也レウベナリ也正語談言乃差マサ妙南離耶ミョウナリヤ天上黄泉之直香アメノミクノナラニヒ其余乃秘事等孰加尊ヒトゴトモイワレガタツ
可良邪羅カラザラ牟翁ムウ者我道之塩土オキナハワガミテノシホヅク老翁叙司之天保オウソノカシテムホウテイ十有四年五月十日称而卷乃片端尔誌シントツマリヨトセサツキトカノヒジ、ユテマキノカタハシニシルス

天日隅宮御杖代

出雲宿禰尊孫

今よりは尊き神の神語もまよはて見へきこれのとぎこと

天保十四年美南月

皇太神宮権禰宜

従四位下 荒木田神主久守

只難き物とのみ思ひしに。常磐なす。石よりかたき真鉄も。火以てとけは如此しも安く解ぬるものかとして。目も

うつらうつら見めてつゝしるす。天保の十五年七月望日

長崎諏訪大神につかへまつる

前大宮司

従五位上 青木永章

の三序に続き、自序の奥には、

天乃御照。国能御光乎。掲出多流此稜威乃道別會余。擯別瀟之隈々波。又後乃益荒雄擯分祢。天保云十有三

年。君代乎長月朔日。神世乃事能世尔豊栄昇流。朝日能影乎待取而。畏く毛識

と誌している。

奥書は、卷之二本文末、凡例前に、

……(前略)……此一ツを以ても皇神の御稜威を仰き尊みて字ひゆかは遂に真の道を悟り得んものそとていさゝか
ことわりおくになん

天保十五年五月廿五日

橘守部長々謹識

と年紀が記されている。

更に本書には、板本・斯道文庫蔵原本(稿本1)、又前掲天理図書館蔵本(稿本3)等、定稿本やそれに近き稿本に見えぬ、稜威道別「凡例」を前記奥書に続けて掲げている。稜威道別著述の趣旨、その方法を要約するものとして留意される。やや長文であるが以下に掲出する。即ち、

凡例

一此書はむかしより神典を釈キし人々に一人も本トの正実を得て説たるかあらざるを慨み憤りて神の道を専ラと論し次に古伝説の文段にはいとさま／＼にすち／＼ある事をむねととけり故レ語釈字義文言の出所等のさたまては得

せずさてはあまり事長く成てくた／＼しかりなるとなり其中に語釈なくては事かけぬへきわさなれは稜威言別の方に委く尽して其^レと引合せて悟り^(マ、)へくものしつ猶其^ノ他も其処に用ある事はさすかに省きかたかれは少しはいひし処もあるへし

一御国にしては神代の事を始^メとして皇祖天皇の御代^々の事等は天ノ下おしなへてしらすてはかなはぬわさなりけるを中古の頃よりこなた唯学者のみ見るもの^々さまにむつかしくのみ書^テりし故に下にうとくなりけり然か下にうとくなり来しほとに民の心儒仏に奪ひとられて神の道埋れ神の道のうつもる^々に随ひて朝廷のみおとろへとそなりにたる故^レ今はをさな子どもの口誦するはかりには得かきあへすともせめて下万民のよみ得て心得安けなるさまにもものしつ

一同語同物は其出たる始^メにことわるへきわさなれと道を主ととく故に心得安き処を待て云こと多かるへし又おもた^々しき事の上も既に先注ともに出て人の惑ふましきすちはいたく省きかりそめなる事のうへも先注ともに謬り世ノ人の心得違ひしてをる事ともはきひしくことわりなとしてすへて長短等しからす又すくれて難きふし／＼は一かたに弁へむとはせずして其事の出る度毎にすこしつ^々いく度もことわれり猶軽きにも重きにも其ふりにものせる事多かれはこれかれを相合せて心得てよ

一本文の異同ははやくよりあまた校^へ合せつれともそをこ^々に一^々ことわらんもうるさかるへければ誰も見しれる世の普通の本に先^ッ従ひてとけりさてそのうへに必ず然^ハ有へからす見えたるは他の善本に就て改めてときつ其中に脱字、衍文、攙入等、又或は後の加筆と見ゆるなどは必ずそのよし委くことわるへきなれと別に六国史校合録もあれは其^レにゆつりて只一わたりつ^々云り

一訓点は古語の章は古語をほとこし漢文の章は漢籍ぶりに随ひて点せり此紀は摠論にことわりつる如く一たひ漢文

に翻訳せし時の潤色処々に流れ入たればなりされとさすかに重き事の上には古語を助けて訓注をさへに加へられたる、撰者の心さし篤かれはよまるゝ限りはよみつ

一 此書はしめは古事記をも一書の中に加へて釈キつれと其後別に難古事記伝と云を書ければこたひは除キてたゝ用ある所々へ採て引用せりかくて神武天皇御卷以上を前編とし綏靖天皇御卷以下を後編としてをこかましかれと稜威道別と名^ナけぬ即此神語に出たる語なるを以てなり

一 ことゝにことわりおく事あり世に神典を窺ふ人をよそなから見るに何の神は右^トあり某^シの命は左^カませりなとゝ神の御上をいとたやすけにさたすめり、此はいとゆゝしくかしこくあるましきわさなるそかし古へはたゝ神の御名のみ申ヌをも神秘としてたやすくは申ッいてすもし止事を得ざるをりは服を改め席を正しくして礼^{マシ}拜^ヒてのち畏^{オソ}ム申ヌ例なりきさはかりなりければ猶止事を得ざるをりももし汚穢不浄を見たらん日などは慎^ツみき況^{マシ}て其神の御たゝかなとをたやすく言にかけつへきわさかは今此書を見む人は先ッざる世のまがゝしきひかくせより改めていとひたふるに畏み謹みてよ今如此筆にうつすたに猶いと恐^{オソ}かりつれと更に神の道を興さんとのわさなればまことに止事を得すてなり故^ナレ本文の釈に至ては凡て大らかに大意を述て神の御上を深く穿たさるも猶其慎^ツみなり見む人も又此うへを深くうかつことなかれかし

と述べている。

次に、本稿本の編成は、

第一冊 稜威道別卷之一 上記両三序・自序 総論上、古記典之一 古記典之二 古記典之三 古記典之四 古記

典之五

第二冊、同卷之二 総論下、神秘ノ第一条 旧辞本辞ノ差 神秘第二条 古伝説ノ本義 神秘第三条 稚^{フサ}言^{ナリ}談^ト辞^ト

弁 神秘第四条 略語含語概 神秘第五条 天。黄泉。幽。現。顯。大意
となつてゐる。

扱、本稿本は上記した如く、板本、板本と隣接する前掲天理図書館蔵自筆稿本八冊（稿本3）と同じく両三序・自序を持ち、総論二卷の編成も全く同じくするのであるが、以下略記する如く、両者の間には猶著しい懸隔があり、両稿本執筆時を遠く遡る稿本からの冬照浄書本である。

まず、両稿本（板本・天理本「稿本3」）との異同を見るに、両三序及び自序に於ては助辞・漢字仮名・附訓・句点の小異が散見されるほか、自序末に僅かな改訂を見出すにすぎず、この限りに於ては本稿本は既に定稿といふのであるが、次の本論に入ると、その相違は甚だしく、その間の改稿の跡は漚然たるものがある。現在、本稿本と両稿本とをつなぐ稿本を管見しないので、以下天理本（稿本3）を以つて本稿本と比較することにする。

卷之一総論上に於ては、古記典之一・二・五の三項目は本稿本は全面的に改補され、天理本（稿本3）となつて面目を一新している。特にその一・二は全く異なるほどに改稿されている。古記典之三・四の兩項目は概ね本稿本の叙述に拠り改訂補正するにとどまつてゐる。

卷之二総論下は前者に較べ、神秘第一条から第五条まで天理本（稿本3）の論述は略本稿本の次第に准じ、守部の説く秘説の基本的概念には既に異なるところなく、叙述の潤色、整備、所引証例の増補、補正などが主である。しかし、それらは、両巻を通じ随処に散見され、本稿本から天理本（稿本3）へと直ちに移行した稿本次第とも思われぬほどである。因みに別註する「阿米」の原義に関する守部所説の変移など、両稿本にはその所論に異同が見出されるところも尠くなく、やはり天理本（稿本3）に至る前過程の自筆稿本からの転写本である。此冬照筆写本の拠つた自筆稿本は現在その所在を聞いていない。本書の前稿本としては、次述する斯道文庫蔵総論・卷三・四（稿本12）の草

稿本が存する。本書は恐らくその草稿本を基として改稿された自筆稿本に拠つて冬照が転写副本としたのであろう。

備考

この転写稿本から板本又は天理本（稿本3）にいたる増補の一端を担っているのは、和漢籍の参照資料の博搜と再検討による所引証例である。その中でも留意されるのは、旧事紀・天書・姓氏録など史書の扱い方であり、就中偽撰として顧みられることの多い旧事紀に就いてである。本稿本の古記典之五に、

次に神典の見合となすへき物は今世にある、十卷の旧事紀なりされとも此書、近世の学者の説、区々なりければ先其説ともを、一二採出で、末に己レか考は云フへし

と、その冒頭に挙げ、諸説を略記して後、

今よく彼ノ書の趣を見もてゆくに記紀を取合せて造りたるにもあらず又構へて偽撰せしにもあらず其ノ書の全骸は古記典の一ツに疑なし、もしは彼和銅七年に詔して紀ノ清人三宅ノ藤麻呂等に撰しめられたる史にもやあらんかくしも云は彼ノ天武天皇の十年に川嶋皇子等の奉レ敕て撰み給ひしは中古の書目に載せてその程までは遺り伝はりつるさまなりけるに和銅ノ七年の撰載すして其書の行方のしられざるにつきてなり

と、旧事紀全卷の偽書説を否認し、その史書資料として重視するのは本稿本以降定稿本にいたるまで首尾一貫するところであるが、本稿段階に於ては、猶今一步消極的態度を持し、其書の引用に於ては、

されとも全ク其史のまゝにはあらず其遺り伝はりし中へ中昔の頃ほひ、卜部家などの折禱を事とすめる好事の者、己が職の爲に加筆刀筆してかゝる題号をほとこし馬子か序文を作せへなとして世人を欺んとせしものなるへしかゝれは其加筆は後の所為として見もてゆくに更に此紀にも古事記にも伝へ泄せし古伝も遺り、又神ッ伝、人の系統などともいと委しく、此書に拠て悟り知ラるゝ事なんいと多かりけるをあはれ偽書といふ汚名の世に弘り

てありければ今、此道別の奥旨も半は此書に拠て悟りなから此書を引用する事のいと罕なるは他の疑を憚てなりけり、(傍点筆者)

と、傍点部分に見る如く、本書の奥旨は深く旧事紀にかかわるを敢て断り記しながらに躊躇している。それは、いずれ旧事紀本文の原型復元と整理を期すまでの逡巡でもあつたらうか。前掲天理図書館蔵自筆稿本(稿本3)では、当該箇処に於て、

右古事記、日本紀に見合て、其足りざるを補ひ、過れるを糺すへき物は、今世に十卷五本五存る、先代旧事本紀と云る書なり、此書近世おしなへて、偽撰といひふらしたれと、偽撰にしたて、偽書にあらず、と同じく冒頭に断じ、

こたひ其ちり曇りをおし払ひて、人々のあらぬ疑ひを、さやかに解きつ、すなはち旧事紀直日と名付けて、其書十卷本六あり、そもく書紀の積を半途にして、さる考証をかきつる事は、此書に引用するに、世人の疑ひなん事を、恐れてなり、故(傍点筆者)其然る所以は、皆彼考証にゆつりて、こゝにはたゞ、其ノ本に復して、目録を挙ぐ。

と記し、以下「旧事紀直日」六巻の目録を再録している―因みに、目録は既に全集底本に同じである―。右の記述によれば、「稜威道別」の積を半途にしてとどめ、「旧事紀直日」の編述に移っていることが判明する。本稿本段階に於ける旧事紀重視の消極的態度に比し、天理本(稿本3)に見る積極的な方向付けは、右文の記述にとどまらず、その積中に有力な所引証例として屢々散見されるのである。その資料的評価には猶再検討を要することではあるが、「稜威道別」成立過程に於ては、此「旧事紀直日」編述の間が、其積註の密度を將に二分しているともいえるのである。即ち、その編述以前は未定稿本系、以後が定稿本系とも認定しうるものであろうかと考えられるのである。それは単に守部の整理「旧事紀」本文の証例引用にとどまらずに、諸資料の蝟集と再検討、あるいは論述の詳密な整備と

相俟って、以後は定稿本に向い確実に充足されゆく稿本経過をたどってゆくのである。その点では本書は未定稿本部類に属する「総論」の稿本である。

扱、その「旧事紀」本文の積極的採用が見出される自筆稿本は孰れの稿本段階であるかをみるに、前掲稿本中、斯道文庫蔵自筆稿本（稿本4）からである。前記した如く、同稿本は板本に比し釈中項目も稍々尠く参考資料も未だ整備するにはいたらぬが、やはり同稿本の辺りから次第に定稿へと辿り、前記天理本（稿本3）を経て終稿本に到達する転機の過程にあつて、その執筆時期も相接することであつたらうと推測されるのである。

それはともかく、本書の扱つた自筆稿本の執筆時期であるが、本書卷之二卷末の奥書に「天保十五年五月廿五日橘守部長々謹撰」とあるのは、屢々記してきた如く、本書の前稿本、斯道文庫蔵自筆稿本（稿本12）の奥書を襲つたもので正確には同年紀の執筆ではなく、其以後のことである。

又、その下限は、「書紀の釈を半途にして」、「旧事紀直日」の考証に着手する以前の執筆であつたことは上述の引用文にて明らかであり、且つ、前記した如く稿本4以前のこととなるのであろう。しかし、猶本稿本の扱つた自筆稿本—現在伝存未詳—の執筆時期は明確に断定しがたいながらも、次述する本稿本の前稿本である右記の稿本（稿本12）の「総論」と近似する諸点から推測して、同記「天保十五年五月廿五日」の年紀に程近き頃、又、同「稜威道別」本論の改稿経過の途路に、それに伴い「総論」二巻として成稿となり、冬照の転写するところとなつたのであろう。又、「稜威道別」巻第の編成よりみるに、前掲自筆諸稿本中、稿本5あるいは稿本6の過程が最も妥当な時期ではなかつたかと推測されるのである。

本稿本は転写本ながら諸稿本の中で数尠い「総論」の稿本であり、諸稿本成立経過の前半、未定稿本系諸本に於ける繕写副本として、その附載凡例と共に充分に留意されるべき一本である。

印記、両巻内題下に「椎本文庫」朱印が捺されている。

註 本稿本巻之二神秘第五条天・黄泉・幽・現・頭 大意の条に、

かくて其ノ天は空の方に傍れは日月の度り坐すあたりまでを懸て云り、黄泉は地の方に属れは下辺とも云り素戔嗚ノ尊ノ段に奥津葉戸、火鎮祭祝詞に下津国万葉五に、之多齋、などあるを見れば下辺と云が黄泉の本ノ名ときこゆさる故に黄泉の字此名に對へて思へは阿米と云名ノ義は上辺の約れるなるへし

と、阿米の原義を下辺に對偶するものとして捉えている。それが、天理本（稿本3）に至ると、同条に、

かくて此ノ天を恒に空の方につけて云ならへるは敬ひ貴みてなり又夜見と云に黄泉ノ字を用ひ或は根国ノ底国など云は人の屍を地下に埋ムるより云と馴て其一名を下津国下辺なども云とそめたるなり余も始メは黄泉を下辺と云に對へて阿米といふも上辺の約りたるにやと思ひつれとあまたの本文に合せてつらく考へわたるに然にはあらざりき天も黄泉も目に見えぬ界なる故に云ひて阿米は空眼の中略夜見は闇の通音なり空目とは云々

と以下空目に就き詳説している。その語源の是非はともかく、本稿本から天理本（稿本3）に改稿されるの間には猶幾多の自説の変遷を見るのである。

稜 威 道 別 存総論・〔巻四・七〕

自筆（稿本12）

斯道文庫藏

袋綴、三冊。金砂子散し菊花空押茶褐色表紙、堅二十八・六糧、横二十・六糧。料紙、楮紙。字面高サ約二十糧。每半葉十行（総論）、本文七行、釈文十行。本文墨附、総論、五十四丁（内自序二丁、柱下に丁附、一―〔廿五〕、一―〔廿三〕）と記し、他紙には不記）、〔巻四〕、三十九丁（柱下に丁附あり）、〔巻七〕、三十九丁（同丁附あり、但し「三十」重複）。

外題、表紙左肩に、「稜威道別第一稿総論」、「稜威道別稿本第三」、「稜威道別稿本第六」と自筆墨書している。又、第一冊表紙右下隅に「池室秘本」と自書する。内題は、第一冊に「稜威道別卷一」と墨書し、その許に「橋守部謹撰」と自署するが、同冊の middle に「稜威道別卷二」と記し、其後朱筆にて抹消している―後述する如く、当初「総論」を

二巻にあてたのであろうが、其のあと「総論」一巻と改訂したものと推測される。第二・三冊の内題は「稜威道別卷三(六)」と記し、第一冊同様に「橘守部謹撰」と自署している。

第一冊冒頭に平仮名交りの自序二丁が置かれているが、前掲冬照書写本(稿本11)に存する出雲宿禰尊孫・荒木田久守・青木永章の両三序は未だ掲載するにいたっていない。その末尾に、

天の御光り、国の御光りを、掲げ出たる、此ノ稜威の道別ぞよ、擧別漏せし限は、又後の益荒雄、擧分ね、即此
積言を、天保云十有三年、君か代を、長月の朔日、神世の事の、世に豊栄昇る、朝日の影を待とりて、畏々モ
も白ス、

橘守部

と誌している。前掲書(稿本11)の序とは真名書と平仮名交りの表記の相違のほか、一字乃至数字の異同を見るに
すぎない。

奥書は第一冊「総論」末、朱訂「稜威道別卷二」の奥に、

此吾か悟りし状、いよ々神代の正実に協ひたらは、天ツ神国ツ神等、此書をちはひ給ひて、再ひ神典を興し、天ノ
下を、つひに古へ復させ給へ、又かくても猶いまた、本の真に背けなは、とく此書を滅したまへ、若ッ又此書の
中に、いさ々かも、吾か私ことなどのあらは、立所に刑はせ給へとなん、天保十五年五月廿五日畏々も申す

橘守部

と年紀と共に恐懼跋文を誌している。「稜威道別」諸稿本中、右の年紀を明記するのは本書が、そのはじめである。
恐らく、本稿本の成立の時期を記すものであつたらう。従つて前掲諸稿本の成立は明らかに本稿本以後の改稿である
ことが判明する。

更に、本稿本には所掲自筆諸稿本又板本等に見えぬ「稜威道別」凡例を右文に続き巻尾に書きとどめている。前掲

冬照書写本に見える同凡例の草稿をなすものであり、加えて本書積述の要旨を概略するものとして留意されるので、以下に全文を掲出する。

凡例

一 此書はむかしより神典を釈し人々に一人も本の正実を得て解るかあらざるを慨み憤りて神の道を専ら論し次に古伝説の文段にはさまく／＼にすちく／＼ある事をむねととけり故に其語釈字義文言の出所等のさはよくもわるくも皆先註ともにゆつりて略けり「多くもことわらすと朱訂、以下「」同」

一 吾皇国にして神代の事皇祖天皇の御代々々の事等は天の下の人々おしなへて誰も知すてかなはぬわさなるをむかしより学者のみ見るものゝ如くなりけるもあかす又それ故に南朝の御時の事のありつるか恐こさにこたひはなへての人に見せまほしくて論文釈語はたゞ聞え安く俗言俗字音訓さへよりくるまゝにしたかへり

一 同語は其はしめて「古伝説には同語いと多かり其解にはト朱訂、更ニ、同語同物はト朱訂」出たる所に「はしめに」委く論すへきなれといまた神語を見なれ聞なれぬ人の為に少しつゝいくたひも云なり凡て簡古を主「旨」とせればかたきふし／＼には言の足はぬ所々多かりなんそは「はすへなくて長くもいへと既に先註ともに出テて聞え安けなる事の上はいたく省ける所々多かり又用ありけなる所に積の足はぬ事もあるへしそは」其前後に照し合せてへき事のかならずありなん「て悟るゝ事のある故に省るなれば凡て此ちうさくは」一部の上をいくたひも見わたしてさととりてよ

一 本文の異同ははやくよりあまた校合せつれともそをこゝに一々ことわるもうるさかれは誰も見しれる世の普通にしたかひてとけり其中に必ず然らずては解さる事などは稀々なことわれり「かあるへく見えたるは直に其誤字脱字などを改めてしつ其へ人の疑ひもあらんとて其出所をことわるへきなれとそれも一々には得ことわらすかはれることわり

□字は皆古本と見てよかし」

一 訓点は古語の条は古語をほとこし漢文の条は漢文ふとにより此紀は惣論にことわるごとく一たひ漢文に翻訳し
〔あまひ字を辨なんもいかうなれば其二もよき程にはからへり又全くの漢（全以下、表は漢ト訂ス）文ながらも其意の古
へ状なるはしひて古語をほとこせり亦た濁色の爲に全くの漢意を加へたるは漢釋なりに点せり是もと記者の意なりければ（りければそれはなりと朱訂）
たれとさすかに重き事の上には古語を助けてさすすに訓註をさへほとこしたれば其心してよみわかつへきもの也

一 此書ははしめより世々の人の思ひ惑し神代はかりも清く諭してんとて古事記をもくはへて如此はものしたれと此
〔この道の「すぢを」〕
も古事記に似たる一書もあればた用ある所にのみ引いて、へり彼記の事は別に難古事記伝といふもあれば也かくて此書神武天皇御卷迄（迄ミセケチ、以上ト朱訂）を前
比又寛むる人多かれは三卷以下をも此さまにことわりてんもし其いとまを得すはせめて神の御うへ又さらてもあ
編と綴増天皇御卷以下を統篇とせり）
やしげにし人の惑ひ安けなるふし／＼のみも注してそへつへし

一 ことゝにことわりおく事あり世に神典を窺ふ人を見るに恒に何の神は右あり某の神は左ませりなと神の御上をいと
たやけにさたすめる多かりこはいとゆしくかしこくあるましきわさそかし古へはた神の御名のみ申をも神秘
として止事を得ざるをりは衣を改め席を正して申す事なりき穢れ不浄を見たる日たるは猶さても申さぬならひな
りきまして其大神のたゝかなとかけても申すへきにあらす今此書を見む人は先つさるひかくせより改めてひたふ
るにつゝしみ畏みてよこそ

と誌している。本稿本の凡例は未だ朱筆補訂の跡著しく全く草稿の態をなすものであるが、その全項目は既に前掲
冬照本（稿本11）と同じくしており、本稿を土台とし、朱訂増補に沿いながら冬照書写本の凡例は改稿整理されたも
のであることが判る。ともかくにも、両稿本の凡例に依つて以後の書紀釈註の方法と企図に就いての概要を窺いうる
点が留意されるのである。

本書は上記「凡例」に見るが如く、朱筆の補訂、次いで墨筆の書入れなど随所に散見され、猶処々には別紙の貼紙
補入なども見出される文字通りの草稿本である。表紙隅に「池室秘本」など自から記しているのも其故であろうか。
本書を以つて「稜威道別」第一稿とも意識したものであろうか。朱墨筆加筆の順序は、先ず墨筆の訂正の後、朱筆の
増補訂正があったものと推定される。

扱、本稿本の編成は、

第一冊 稜威道別序(墨) 稜威道別序(朱補) 稜威道別卷一(墨) 総論(朱補) 古記典ノ論(墨) 之(朱補) 古記典之二(朱補) 古記典之三

(朱補) 古記典之四(朱補) 神祕第一条(朱補) 〇旧事本辞ノ差(墨) 神祕第一条(朱補) 〇古伝説ノ本義(墨) 稜威道別卷二(墨・朱補抹消) 神祕第三条 稚言談

(朱補) 〇天黄泉幽現頭ノ大意(墨) 凡例(墨) 神祕第四条(朱補) 天黄泉幽現頭ノ大意(朱補) 凡例(墨)

第二冊 稜威道別卷三(墨) 神代之二(墨抹消) 日本書紀神代上之二(墨補) 自神代上第五段至同段一書第八(筆者

注、以下同)

第三冊 稜威道別卷六(墨) 神代之五(墨抹消) 日本書紀神代上之五(墨補) 自神代上第八段至同段一書第六

となつてゐる。

先ず、巻第の編成に就いてみると、本稿本は当初「総論」に第一・二の両巻をあてていたのであるが、其後それを一卷に改めている。(一) 圈内に註記したように、本稿本着筆の時期には、第一冊を二部に分け、「稜威道別巻一・二」と巻第を墨書しているが、次の朱筆補訂の段階では、その巻一の前の余白に、朱筆にて「総論」と追補し、更に次の「稜威道別巻二」を朱筆にて抹消している。起筆時の「総論」二巻の構成は柱下の丁付(前記)によつても判るが、この「総論」の見出しも追補のことであれば、本来は第一巻第二巻に上記諸項目を分載したものにすぎなかつたのであろう。しかし、その後、恐らく神代紀を全十巻に構成しようとしたのであろう、「万葉集墨繩」に於ける「総論」一卷の如く「稜威道別」も一卷として編成したものと推測される。因みに以下本稿本の各巻第も「巻三」は前掲諸稿本の「巻之四」、「巻六」は「巻之七」に当るのである。この巻第編成が板本・全集底本の如く再び改められるのは前掲稿本6・7・8・9からであるのは上述したとおりである。

更に、この着筆時の巻一・二に於ける各項の編成は、その第一巻は、「古記典ノ論」、「旧事本辞ノ差」、「古伝説ノ本

に於て「今此道別の奥旨も半は此書に拠て悟りながら此書を引用する事いと罕あまなるは他の疑を憚おそりたり」と記す態勢にまでもいたっていない。まして、冬照書写本の過程を契機に、「そもく書紀の釈を半途にして、さる考証（旧事紀直目）をかきつる事は」（天理図書館蔵稿本3）の如く、釈註の引用にその本文を糺す積極的姿勢は未だ全く見出されていない。「古記典之五」はいわば「旧事紀」本文の意義の再確認とこの積極的採用の転機が本項目を補述するところとなったのである。その意味では前掲「稜威道別」諸稿本の中で、この「旧事紀」の扱い方はひとつの転換期を提起するものとして留意されるのである。猶その稿本時期に就いては冬照書写本（稿本12）の備考を併せ参照されたい。

又、本稿本では「稜威道別」釈註の基本となる「神秘五ヶ条」の、守部云う秘説中、第四条「略（ハフキゴフクシゴト）語含言大概」の一条を欠いている。しかし、この条は五ヶ条の中では他条に較べ比重は尠く、古文の修辭上の事柄でもあり、叙述するところもまたすくない。神秘五ヶ条の核心をなすものは上記四ヶ条であるのを想えば、「総論」構成上の結構の整備とも云いうる補説にとどまるものであって、本稿本「総論」は、幸手在任時代以来、神典解明の方法論として、「古訓古事記頭書」（文政二年五月十五日）、「神道弁上」（文政三年春）、「温源録稿」等に披瀝（ヒキ）したところの秘説を集成し結構した、そのはじめとも云うべき「秘本」でもあったと思われるのである。ともかくも、上記した如く補訂加筆著しい草稿本ではあるが、「稜威道別」十三卷全編にわたる説（セ）き（キ）ざ（マ）のすべてを本稿本「総論」に於て吐露し、説述を試みようとしているのである。未だ完備するにはいたらぬが、その意味では、守部にとつて最も記念すべき著攻であったろうと想ばれる。この「総論」は冬照書写本（稿本11）の過程で補訂改稿され、その主題から再び卷之一・二の両巻に再編成されるのであるのは既述した如くである。但し、冬照の拠った其自筆稿本は現在所在を明らかにしない。

次に、本稿本の第二冊、第三冊の「稜威道別卷三(六)」(内題)は全集底本の卷之四・七の編成と全く同じくし、以後の諸稿本の巻第編成と異るところはない。それは、単に「総論」を一巻に編成したことから巻第数を異にするにすぎない。

扱、此の卷三・六(全集卷之四・七)の両巻も朱墨の補訂加筆するところの著しい稿本である。本稿本と巻第を同じくし、且つ隣接する稿本は、前掲静嘉堂文庫・天理図書館蔵自筆稿本(稿本7・8)に当該巻卷四・七が存するが、他稿本の当該巻は既に定稿に近く対比すべくもない。従って直接に比較の対象となるのは上記両本(稿本7・8)であるが、既に該本の解題に於て略述したので省略するが、両本は本稿本の改補に沿いながらに補述し、論述を大幅に新訂しながら改稿されている。

本稿本は「総論」と「卷三・六(定稿本卷之四・七)」の両三巻を現存するにとどめ、以下続稿の存否は推測しがたいが、後述する斯道文庫蔵自筆稿本(稿本15)に「温源録稿(卷三)・稜威道別(卷七)」の両巻などの存するのをみると、神代卷全十余巻を予定して著述されたものと推測される。しかも、「総論」を具備し、「稜威道別」の書名の許に、「天保十五年五月廿五日」の年紀を明記して、永年の蘊蓄を集大成すべく、着手されたことであつたかと思われるのである。

印記、各巻第一葉に「椎本文庫」の朱印を捺す。

備考

上掲識語末の天保十五年五月廿五日の日付に關聯する記事として注目されるのは、次の天保十五年七月十九日付吉田秋主宛書翰である。高井浩氏の御論考^{註一}中の所掲書翰を再録させていただくことにする。

先日も申上候神典之難きふしぶしも發明漸今年ニ至清書ニかかり候。折から為知もせぬニ諸方神主等一時ニ参

り、傍から写し取参候事不可思議ニ存候。是偏ニ御蔭故、早速一部かかせ差上心組之所、未夫迄ニ手不届、漸此節惣(筆者傍心)神秘口伝之八ヶ条ニ卷別本及出来候間、浜女ニ申付写し可差上渡候得共、真字多きニ当惑いたし居候様子ニ御座候。書紀ハ神武紀迄を前編といたし候所十四卷ニ成申候。綏靖天皇以下後編と可仕候所、是はいまだ分り不申候得共、十六七冊ニ成候間、本書十五本マか三十卷斗ニ成申候。これら清書次第、儒者閉口之書ニ取かかり可申候。今年より三ヶ年中二者、皆悉一生之著述清書成就いたし可申と大ニ勢ひ出申候。外之様へも御礼之書さし上候。宜奉希候。

と、「稜威道別」著述近況をほこらかに私信している。「漸今年ニ至清書ニかかり候」と見えるのは、恐らく本稿本のことを云うのであろうか、それとも其の清書を指すのであろうか俄かに断定しがたいが、文面通りに読めば、前者の加筆増修を了り「総論」の清書に着手した如くである。

扱、本書翰中、「漸此節惣神秘口伝之八ヶ条ニ卷」と記しているのは、よく本稿本の結構と呼応する。まず「神秘口伝之八ヶ条」であるが、それは本稿本の結構をなす、古記典之一々四、神秘第一条々四条、の八ヶ条の項目をさすものであり、未だ定稿本系統に見る古記典之五・神秘第四条略語含言(ハフキゴトクワメゴト)大概の二条を整備するにいたらぬ時期であつたことを告げている。「浜女に申付写し可差上渡候得共云々」と記しているのは翌弘化二年一月に秋主方註二に送られた「総論」二冊を云うのであろうか。ともかくこの天保十五年の草稿(本稿本)・清書本(書信)の「総論」は前掲の冬照書写本(稿本11)とは異なる前稿本であつたことが認められる。

又、本稿本は現在、「総論」と巻三(全集巻四)・巻六(同巻七)の両三卷を存するにすぎないが、同書信には「書紀ハ神武紀迄を前編といたし候所十四卷ニ成申候」と記しているので、「総論」と併せ十五・六卷を予定したものか、すでに完成したのか、書信のあやにて明らかではないが、前編十五・六卷「総論」を二巻とするか一巻とするかは本稿本

中に見るが如く猶揺れているの結構であつたことが判明する。本稿本の凡例、朱筆の補訂に、「かくて此書神武天皇御卷迄を前編と綏靖天皇御卷以下を統編とせり」と記すのは、本書信に「綏靖天皇以下後編と可仕候」と又相応し、「是はいまだ分り不申候得共、十六七冊二成候間、本書十五本か三十卷斗」と両編の巻数を予想し、現神武紀上下二巻以下の後編を企画していた事情などが具さに語られ興味ぶかい。ともかく、この書信などから、本稿本は、神代から神武紀にいたる諸巻が次第に稿本を整えつつ書きつがれ、一部清書の如き部分をも含めて、天保十五年から翌弘化二年年初にかけて次々と稿をあらためてゆく「稜威道別」初期稿本の残欠本である。

註一 高井浩氏「天保期のある少年と少女の教養形成過程の研究」―群馬大学紀要人文科学篇十七、昭和四十二年
註二 同氏「吉田清助秋主伝」―みやま文庫12「近代群馬の人々」(2)、昭和三十八年

稜 威 道 別 存一卷〔卷三〕

自筆 (稿本13)

天理図書館蔵

袋綴、一冊。浅葱色牡丹唐草卍ツナギ空押表紙、竪二十八・二纏、横十九・六纏。料紙、楮紙。字面高サ(本文)約二十一・三纏。釈文二字下げ。每半葉、本文八行、釈文十五行。墨付、二十丁―但し、別稿二丁摺入す。

外題欠。内題、「稜威道別一卷」と記し、その許に、「橋守部謹撰」と自署する。

本稿本には次の如き落丁と誤綴、又別稿摺入二丁が散見される。先ず落丁は初葉と次葉の間一・二丁分である。誤綴は六・七丁の二丁であり、元来は十六丁の次に七丁、次に六丁が続くべきものと推定される。又、別稿の摺入は、万葉集卷二、199高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌の語釈部分である。守部の万葉集註釈書諸稿本中、いずれの稿本であるか審らかにしがたいが、その釈註方法、筆跡などからして、万葉集千別自筆稿本に近い印象を受け

註一
る。しかし、別註する如く同稿本の残簡ではないであろう。

扱、本稿本の編成は、内題の次に、「日本書紀卷第一神代上 天地初アマノノコト発条」と記し、一丁表裏―書紀第一段前半本文・同積文（その尾部より同段後半本文・同積文前半欠、約一・二丁分）、二・三丁―第一段後半積文・同段一書第一本文と積文一行、四・五丁―上記万葉註別稿、六・七丁―上記誤綴、八〜十六丁―同段一書第一積文から同段一書第六本文・積文と参照古事記冒頭本文・積文（同積文は七丁表裏、六丁表に続き、六丁裏は書紀第二段本文と積文四行）、十七〜十九丁裏―同第二段積文、二十丁表―同第二段一書第二本文後半・同第三段・同段一書第一本文、となっており、上掲諸稿本の卷之三前半に該当する残稿本である。しかし、各紙は訂正は極くわずかにして朱墨刪補ある一般の草稿残葉ではない。

本稿本は天理図書館善本目録に「稜威道別異本」とあり、「全集所収本卷三に相当すれど、比して解説詳密にして冗漫なり、未だ総論を附せざる前の稿本なり」と誌している。標題に記す「異本」とはいいがたいが、前掲斯道文庫本（稿本12）の総論成立以前の稿本である。恐らく、後述の斯道文庫蔵「温源録稿」卷一・二（道別総論に相当する）・同卷三、続く同蔵「稜威道別」卷七の後をうけ成立した「稜威道別」の書名を冠した最初期の稿本であろう。上記四卷も後記する如く、卷一・二、卷三・七は、その筆跡からして、執筆時期を異にするが、その卷一・二の総論部に立脚して展開した日本紀神代卷の解釈であり、その意味では一貫した同一稿本過程にある。その途上に於て、「温源録稿」の主体たる日本紀に於ける道の論が、記紀歌の解「蘆荻鈔」の成立と、いずれ「稜威言別」への進展にうながされてか、語註・惣釈を相伴う総括的な日本紀究明にと拡大されるのを余儀なくしたのである。「稜威道別卷七」と改題し、「温源録稿」的な論述方式に、註項目兼備の方法をとるにいたったものと推測される。現存稿本では上記の「稜威道別卷七」がそのはじめである。本稿本はその卷七稿本にやや遅れる稿本であろう、書跡には僅かながらの変化が

窺われる。本稿本に該当する先行稿本「温源録稿卷三」が存した故に後れての着手となったのであろう。しかし、その叙述方式は前者―卷七稿本―に準じている。

元来、「温源録稿」はその総論(卷一・二)に於て、「今此書は、如斯しも本つ旧辞を重みし、専ら古伝説の意趣の、覚り安かりなん事を、主として解よなれば、語釈までは得ことわらず」(同書卷二卷末)と断り、又「故レ先ッ書紀を表にたて、其段毎に、一書のある限りを引付ケ、古事記も一書の一ッに附つて、其一段の意は、段毎に、一書等の末に積なり」(同上)と述べているように、書紀の「本つ旧辞」を重視し、「古伝説の意趣」を説明することに主眼がおかれ、語釈は副次的に言及するにとどめている。「温源録稿」卷三はまさに前記の方式に添って論述されている。しかし、同時期の稿本「稜威道別」卷七―現在卷四六存否未詳―に於ては、現行「稜威道別」と叙述形態を略々同じくし、書紀本文について、朱〇印を附し語釈項目を設け、釈義を記して後総意を述べているのである。本稿本も又その叙述方式に則り、書写されているのである。因みに、前者の冒頭には「簸川上段」、本稿本には「天地アメツチノハシメノクダリ初ハツ発条」と記し、上掲諸稿本には見えぬ各段の標目を設けているなど前者の形式を襲ったものと思われる。―恐らく前稿「温源録稿」卷三の改稿に当って、かく試みられたのであろう。その意味では卷七と共に「稜威道別」の書名を冠しての第一次草稿本ともいべき稿本である。

又、同文の続きに、「書紀を表にたて」て、その上に一書のすべてを挙げて論述するのは現行本と同じくするが、古事記も又「一書の一ッツに附つて」言及する意図を記している。「温源録稿」卷三も本稿本もその点は全く同様である。因みに現行「稜威道別」卷之三にも一部その名残りをとどめているが、当初の方針としては、紀を主軸に記にもおおよぶ総体的な「本つ旧辞」の説明がその意趣に存したのであったかと推測されるのである。

かく本稿本は「温源録稿」卷一・二・三、同一稿本「稜威道別」卷七に続く改稿本であろうと推定されるのである

が、本稿本の巻第の表記には現在からは既に理解しがたい処がある。即ち「稜威道別一卷」と記している点である。旧稿「温源録稿」が、その総論を巻一・二に充当し、以下神代紀上第一段から順次巻第を逐って巻七に構成しながら、何故に本稿本に至り、旧稿総論の二巻を削り、本稿本を以って巻初に据える必要性があったのであろうか。いずれ「総論」は一卷乃至二巻を充当させる予定は当然配慮されていたであらうからである。猶こたわれは、「巻一」とあるべきを「一卷」と記しているのも何か意図的である。あるいは、「稜威道別」改題と共に、改稿第一稿は神代紀初段を以って着手され、その「総論」は後日を期していたがために、その巻第を決定しがたく、暫定的に「一卷」と仮に記したのもあろうか。「総論」着筆前の草稿本であらうことは確かであらうが、猶右の臆測のみにては分明とも思われぬ。疑点として後考をまつことにする。

扱、本稿本の執筆時期であるが、その確実な証拠は未だ見出しえない。本稿本に続く前掲斯道文庫本（稿本12）が天保十五年五月廿五日の跋文日付を持つので、当然の事ながら、この年次以前のことである。又、上記した如く、「温源録稿」巻一・二、「温源録稿」巻三・「稜威道別」巻七以後のことである。「温源録稿」の書名を持つ巻一・二・三は暫くおき、その続稿である「稜威道別」巻七であるが、その改題時期が本稿本のおおよその執筆年代を探る手懸とならう。後述（稿本15参照）するように、それは、天保八年前後のことかと推測されるのである。ひとまず、この年代を上限におくことは認められてよいのではないかと思われる。

又、本稿本の釈文中に、「酒をも阿夫良と云事あり蘆荻抄朝倉宮段三重嫫の歌の条下に云へり」と、「言別」を指し、「蘆荻抄」と呼んでいる。旧稿「温源録稿」諸巻・「稜威道別」巻七文中にも同様に「蘆荻抄」と記し「言別」と称する処はない。しかし、次稿斯道文庫本（稿本12）に至ると、「此事は稜威言別に委くいへり」と記され、明らかに両稿本は弁別記述されるのである。従って本稿本は旧題「蘆荻抄」を「稜威言別」と改称する以前の稿本であると

推定してよいであろう。「蘆荻鈔」の命名は古く文政末天保年初（「記紀の研究」解題参照）のことである。其後、「八十ノ言別一名蘆荻鈔」（天保九年「心廻種」附載目録）、「神詠古義」（天保十四年以前）等を経て、天保十五年翌弘化二年の頃に至り、「稜威言別」と改題されている。其間は長く、時に「神詠古義」を併称することはあるが、多く「蘆荻鈔」と呼んでいる。本稿本もその呼称にならったのであろう。旧稿本が天保八年前後の事とすれば、この場合も同様に天保十五年以前との間が再認され、此の間、六・七年の間のこととなるのである。

更に確実な年次を追認する顕証を見出すところではないが、本稿本中に誤綴されたさきの万葉集積註残簡二葉は、別註した如く、万葉集千別稿本に極めて近似し、同時期の反故類として一括されたものとすれば、「千別」の着稿は天保十二年初春のことであり、微弱ながら傍証として示唆するところがあろう。本稿本の書体も前掲斯道文庫本（稿本12）に近く、おおよそは、此期を前後するの間を本稿本の成立期と推測するのが現在の処、もっとも妥当ではないかと考えられるのである。

猶、天保十四年十一月四日付吉田秋主宛守部書翰には「かの稜威道別清書ハおそくなるとも云々」の記が見出されるときが、本稿本は書翰に「云う清書以前の稿本を指すものであり、あるいは、その土台となる草稿本が本稿本などであったかもしれない。併せて附記し後考を俟つことにする。」

註一 万葉集略解直日にはじまる守部の万葉集積註は万葉集要解七卷に至り、その註積書としての体裁を整えるのであるが、次稿万葉集千別七卷に至り、労作万葉集墨繩八卷に近く、内容・形態共に充実する。本稿本中に摺入する二葉の反故―本稿本は每半葉十五行、反故二葉は共に十行である―は、上記稿本と比較するに、「要解」卷七当該歌（巻尾）の註項目に比し詳細であり、書体も又更に老熟の筆跡である。従って、「要解」以降の稿本反故であると推定され、次稿「千別」十卷の稿本残簡かとも予想されるのであるが、該解題に縷述した如く、現「千別」十卷は万葉集卷一66太上天皇幸難波宮時歌一首と次の並短歌の本文を以って摺筆しているの、上記万葉集卷二199歌の積註は同稿本として残存すべくもない。しかし猶記した如

く、「千別」の註釈形態と内容の充実の点、又筆跡の近似からして、同書に近き時期の同歌註釈の残簡としか考えられない。然りとすれば、同書が統稿されたとするか、同歌のみの註解が「千別」同様な方法を以って執筆されたと考えるかの、いずれかとするかである。前者は「千別」統稿を示唆する点では就中留意されるが、現時点では猶躊躇される。再考を期すこととし、この反故二葉は上記の如く、「千別」執筆と同時期とすれば、同書が天保十二年初春の着稿であるので（同解題参照）、此二葉もその頃の事であろうかと推定される。本稿本にどのような事情で混入したかは推測すべくもないが、想像されるのは同一時期の草稿類として処理されて来たが故であろう。本稿本の筆跡とも又よく近似する。その意味では、本稿本の執筆期を暗示するものとして附記したのである。

註二 斯道文庫蔵「稜威道別」存総論・〔卷四・七〕解題註一同掲書。

温源録稿 卷一・二

自筆（稿本14）

斯道文庫蔵

袋綴、合一冊。後補椽風色雲母松文様表紙、竪二十六・八糎、横十九・五糎。元表紙本文共紙。料紙、楮紙。字面高サ約二十一・五糎。分註一字下げ稍小字。每半葉九行。細註双行。本文墨付、卷一、四十四丁、卷二、四十六丁。朱句点を附す。附箋、墨補訂僅かに見ゆ。

題簽、淡茶色墨流し斐紙短冊（後補表紙左肩）に、「温源録草稿 上下合」と別筆墨書。元表紙外題、「温源録下稿一（二）」と自筆墨記す。内題、「温源録稿卷一（二）」と記し、両巻題下に「橘守部謹撰」と自署す。

本稿本の筆跡は前掲諸稿本と異り年代は稍遡り、天保期もはじめのことであろうか。守部の歌文集である蓬壺草文辞部・穿履集雑部旧稿部分（文政末天保初）、又、文章撰格旧稿部分（天保二〜三年）の書風に近似し照応される。略清書本である。

本稿本の構成は、

卷一 前の「積トキ」の論ノ 御伝ミツト風の論ノ 談詞カガリコトの論ノ 卷二 古伝コデンの心得ココロ様の論ノ 古伝コデンの積法トキホウの論ノ

の五項目を標とし、「稜威道別」総論の部に大概該当する書紀総積の序論をなすものである。古く庭麻呂時代の「古訓古事記頭書」（文政二年）にはじまる古記典の解法トキホウと神道観とが漸く一応の体裁を整え集成された、その初頭を形成するものとして注目される。しかし、以下に見る如く猶その論述は冗長にして結構は不備である。

まず、「前の積トキ」の論ノは、古註、古学先註の積法と批判である。その古註の積法を七種に分類し、神典を漢意・仏意にとりての曲解、又、比喩、風諫、教誡の書と比する強言、或は神典を作意し、改竄する論ノへの反論、更には漢土の系譜に附会するの論、神典の「無ム所以ヨキ事ト」をあたかも由縁あることとし、虚妄を構え、無稽をこととなす諸説などへの論難である。いわば江戸後期国学者一般の視点を襲ったものである。古学先註への批判は、一 荷田春満・加茂真淵、二 本居宣長、三 村田春海を古学三説となし、三説への批正を略述したものである。即ち、古伝を信責するの余り、幼談にまで理りを添え、贅銜を加え、或は専ら古記典に泥み、一向に古伝のままなるの論に終始する態度、その非論理性を、又一方古記典の後人作意論に対する激しい怒りともいへべきを、やや感想的に略述し、次の「御伝ミツト風の論ノ」の緒言としている。

「御伝ミツト風の論ノ」はこの前提を踏まえて、守部の本論に入り、古記典に見える本辞・本紀と旧事・古事との差別を、その成立―主に日本書紀―の経過を背景として説き、その解法トキホウの秘説として「談詞カガリコトの論ノ」を導入している。夙に「正訂古訓古事記頭書」に於て提唱された「幼言談辞」の弁は、本稿本に於て五種に分類整備され、本辞には存せぬ旧事特有な、一添言、二形容、又以下の、三神名、四地名、五諺・地名由縁等は、その事、その御為態にひかれて語りなされた談詞であるとし、古記典中には本辞・本紀と共に入渾りあい語込められて、今の人の世には、怪異、非現実な「咄伝」となり、古記典への疑惑・誤解の因をなしていると説いているのである。後の「稜威道別」総論に於ける「神

秘第一条 旧辞本辞ノ差、「神秘第二条 古伝説ノ本義」、「神秘第三条 雑言談辞弁」の三条に当る原案が本項の中に粗々且つやや雑然と縷述されている。しかし、それは以後守部に於ける神代紀解釈の方法論として一貫するものであり、その秘鍵ともなるべき提唱でもあった。

卷二、「古伝の心得様の論」は、そのはじめに、

今世にして、遠き神世の事を解クに、考の及ふ局りあり、考の及ひかたき局りあり、其及ふへき局りまで、到らずして止ムは、なほさりなり、其及び難き局りを超て、左右云は、強るなり、又疑はしけなる事のうへにも、疑ふへき局りあり、疑ふましき局りあり、其疑ふへき局りまで、疑ひはてさるは、泥めるなり、其疑ふましき局りを超て疑ふは、惑へるなり、

とまづ誌し、古記典に対処する守部の基本的姿勢を明らかにして、その秘説とする「頭事・幽事」の論を開陳している。その所説は基本的には既に「稜威道別」総論「神秘第五条 天・黄泉・幽・現・頭露大意」と異るところはなく、頭事、幽事、幽事概念を真淵・宣長の所論に拠って明別し、殊に幽事概念には更にひとつの創見を以って提唱していることは注目に価する。定稿本に見る詳密な結構にまではいたらぬが、頭事と殃災、幽事と禍、幽事の在所など定稿本に見られぬ初期の見解は生々として見るべきものがある。その幽事の界など、其一は悪神の御霊をはじめ諸々の亡霊・妖鬼・魑魅魍魎の界、其二、伊弉冉尊素戔嗚尊大国主命など殊更に夜見に入坐す神等の鎮り坐す界、其三、彼ノ神代五代の神等の御霊の常に留給える界の三界に分類し、第二の界が「世に所謂神罰の祟り冥助の幸福等」をもたらす処とし、黄泉とは右の第一・第二の幽事の界を統て云い、「人も死は、魂となりて、皆此幽事の界に入り」と、殊更に諸界を設け、幽界の意義を積極的に認知し、かく明別化している。しかし、その所論には殊更に平田篤胤の幽界の論に言及するところはないが、その所説に啓誘されての幽冥観であったことはいなまれないであろう。

次いで「古伝の釈法の論」は、日本書紀・古事記等古史典の「録法」を説き、止むなく漢土の書法を模倣し、漢様の濁りに汚れて、上代の清浄、美麗の句法・文・詞の多く失はれし、文体文辞の論である。そして、巻尾に、古格・古語による旧辞風の復元を試み、紀・記巻初冒頭の各一段を所謂宣命書を以って表記し、古史典の雅正・古格を再現すべく試案を提示している。^{註一}この創意も、本稿本執筆の動機である古き源をたずねて、古雅文に習いしたしむところにあったのであろう。次述の「温源録稿」巻三の稿本も又同様である。

以上が本稿本の概要であるが、略記した如く、未だ定稿本に比べるまでもなく、その「総論」の上巻「古記典之論流の方法論は顕・幽の概念設定と共に成熟しつつ、基本的姿勢は確立されたものと認められるのである。

本稿本の末尾には、

さて今此書は、如斯しも本つ旧辞を重みし、専ら古伝説の意趣の、覚り安かりなん事を、主として解なれば、語釈までは得ことわらず、余り此も彼も、混雑に釈んとせば、事も長く、煩しくもなるへければとてなり、故に先づ書紀を表にたて、其段毎に、一書のある限りを引付け、古事記も一書の一に附て、其一段の意は、段毎に、一書等の末に釈なり云々、

と、謂わば凡例の如きを掲げ、結んでいる。曰く「本つ旧辞を重みし」、「古伝説の意趣」を覚るを宗としていることが、まづうたわれている。「温源録稿」は次述する巻三(神代紀上第一段、第四段の部分)が存するが、総体的に語句の註解は尠く、右記の趣旨を遵守しているのが窺われ、後の「稜威道別」に見る総釈的な著述を意図するものではなかつたかと思われるのである。印記、第一葉に「椎本文庫」朱印を捺す。

備考

扱、本稿本の成立時期に就いてであるが、全集解題に橋純一氏は、

又、稜威道別は初名を温源録といった。予が家に「温源録稿」と巻頭に題号のある本（守部翁自筆）の巻一、巻二、巻三の三冊を蔵して居る。又これと紙質書風等から見て、同本と思はれるもので、「稜威道別巻七」と題号ある本が一冊ある。これを同本とすれば、編述の中途に於て、温源録といふ漢風の書名を、稜威道別といふ古風に改題したことになる。右の温源録には起稿の年代の徴すべきものがないが、巻一をうち開いた第一葉のうちに「摸摺て」「為便」「思謬られ」「当時」「熱心得て」「爾来」「説条」「論弁る」など、宛字を用いた個所が頗る多い。此のやうな記し様は守部文政度の著書に見る癖であるし、又其の書風から考へても、温源録は守部翁の五十歳よりは以前の執筆と推定することが出来ようか（天保と改元された文政十三年に於て守部翁は五十歳である）それに、温源録にあつては、守部翁の態度が著しく謙遜で、真淵宣長等の先哲に対しても……例文省略……など言ひ、その他これらの先哲を心から尊奉してゐる心持が所々に表はれてゐる。後年の道別に於て宣長翁の説を邪説とまで極言したのは、非常な相違である。これらも温源録が、比較的若い時代の起稿であることを証する。

かやうに見ると、守部翁の日本書紀の研究は、少くとも四十五六歳から、六十四五歳まで、初二十年間に亙るもので、実に翁の学問の本流をなすものである。

と述べられている。右の記中の「温源録稿」巻一・二は本稿本を指す。さて、長文の引用となつたが、本稿本に見る諸特徴を最もよく要約されている。その手跡・料紙、宛字、又先学への謙恭な対応には、晩年のそれらとは歴然と相違する。その手跡・料紙については先に寸記した如く、現存諸稿本では、文政末天保初年頃の稿本とみられる蓬壺草文辞部・穿履集雑部旧稿部・文章撰格旧稿部に極めて近似し、又待問雜記等とも相似ていて、氏の推定される文政

期の起稿期はよく首肯される。が、しかし、それも文政期末から天保期のはじめ、四・五年迄の手跡と推測するのを妨るものではない。

守部の日本書紀研究は古く文化・文政期にはじまるものであろうが、「温源録稿」の如き総括的な著述に着手することとなったのは氏の述べられているように守部四十四・五歳以降のことであつたらう。文政十三年二月廿六日付、吉田秋主宛書翰中^{註一}に、

小子も貴君達之為ニ生涯閑居仕、自今以後、余命之限、たた著述而已仕、追々稿本出来次第不残貴君許へ上置可申積ニ而先日より書見候序ニ心当之本文引書等抄書仕、まつ心かけの著述荒増別紙したため御覽ニ入可申候、右之内御望之品よう注釈いたし上可申候云々

と誌されているといはれる。右の別紙覚え書きを、高井浩氏^{註三}は、夙に太田善麿氏により紹介されたところの「御連中方の御為に追々取懸候書目」とされている一しかし、その予定書目覚え書の年次については、その予定著述内容からみて、右書翰年紀を遡る時ものではないかと思われる疑点^{註四}もある一その予定書目の中に、

日本書紀分積 凡二十卷

書紀は神典の第一、歴史の祖なるを、むかしより漢よみのみにして、いまた絶て正訓によりたる書あらされは、漢字に疎き世の学者常にこれに窮せり、実にまた難きわざにして、此後とてもこれを改むる人はあるまじきさまなれば、ぬしたちの為に、こたひおもひを起して悉く古訓の正訓により直し、本文の解かたき所々には、簡古二分積を加ふる也（国学大系第十四卷解説）

と、見えるのが、そのはじめのようである。

この覚え書が文政十三年二月の事か否かは暫く措き、その後の資料の上に現れるのは、天保二年辛卯十一月刻成

「山響冊子」初篇三卷卷末附載の「池庵橘守部大人著述目録」中に、

古史鉤玄^{冊七} 此書はもはら日本紀古事記旧辞本紀古語拾遺祝詞等の旧辞につきて近世古学者の惑説を弁し初て古伝説の意味深長なる奥旨を解^ク事を考出られて巨細に導き諭されたる書にしあれば此書に寄て学ぶ時はゆうくゝに神典の難き疑問も開^クけぬべきなり

と公示する「古史鉤玄^{冊七}」が前者に次ぐ、書紀研究に関する著述のようである。又、文政十二年成立と見られる「待問雜記」前編（自筆本）下巻奥に「待問雜記追加 一冊出来／鉤玄雜錄 五冊近輯／智囊三冊」と附記している「鉤玄雜錄」はその前身を示す書名の如くである。この「古史鉤玄」について右記の目録記事のほか、その著稿は現存することを聞かず、具体的内容に関しては知るべくもない。ただ高井浩氏は註記の御論考中に、天保四年五月五日付吉田秋主宛書翰によって、「四月になると、守部は古史鉤玄の一・二巻を、五月になると、その三巻を書き終えた」と略述されるにとどめているので、恐らく天保四年四・五月頃、かかる題名の書紀研究書は著述されたのであろうことは確かと思われる。しかし、本稿「温源録稿」に関する記録は其後も管見するところでない。

次いで、資料の上で書紀の著述について誌されているのは、天保九年六月の刊記のある足願舎蔵版「心の種」下巻末に記す参考書目の一つとして自著に言及し、

守部は、いさゝか神さちやありけん、はやくより、かの二人の大人を信じながら、神の御上のさだ、道の論などは、はじめよりえうけず、たゞ物躰なく覚えければ、別になして、学び来しを、さりとて外に考へもなく、歎きながら過つる内、家に聊か伝へたる事のあるにもとづきて、初念のほい空しからず、数十年苦学して今は十年あまり以前についに真の解さまをさとり得つ、よろこほしきあまりに、とみに筆とりて、しるしおける、即書目に出せる、稜威道別是也、

と附記している。又、同書附載の「池庵北畠守部先生著述略目録」の首には、

○稜威ノ道別 十五卷 一名神典古義

此書は、古事記伝の、道の論の拙なかるを、深く歎きて、更に真の古伝の本義に、とき改められたる書也、其軀裁は、書紀を本文に立て、古事記も、其一書の中にくはへ、諸の神書をも合せ、天地の初より、崇神の朝迄を、精しく釈せり、是より後は、人のまどふべき事もあらざれば、省るなり、故に甚簡古にして、神典の限りを貫き、久しく埋れたりし、古伝説の本義粲然として世に顕はれ、初めて神の道の、上古に立かへる、基を開かれたりと云は、此書なり、

と広告し、前者と対応している。既に書名は「稜威ノ道別」と改められ、「温源録稿」後の改稿たることは明らかである。しかし、後者の文中、道別十五卷といい、古事記をも一書にくわえ、崇神の朝迄を精釈すると述べているのを見ると、後の稿本12の総論に添えた凡例とは異り、未だ其構想は未熟な段階にあり、寧ろ本稿「温源録稿」の趣旨に近い言辭である。恐らく次述の「稜威道別」巻七（稿本15）などを踏えての言葉遣いであつたらうかと推測される。又、前者の「初念のほい空しからず、数十年苦学して今は十年あまり以前に、ついに真の解ざまをさとり得つ」と誇らかに述べているのは、いずれの著稿を指すものであろうか。文面どおりに読めば、文政末天保初年のこととなる。現存諸稿中、その期に近きものは、先の「古史鉤玄」、「温源録稿」の両書となるのである。そのいずれかはともかくとして、両書は天保初・二年から此九年の間の成立であることは、ひとまず承認されるのである。

本稿本「温源録稿」には両巻に「蘆荻鈔に委く云々」又、その巻二には「豫美」の解につき、その分註に「既に、山響冊子、三枝ノ巻に、委くいひつ、此と引合て見へし」と見え、上記両書以後の成立であることは明らかである。就中後者については、鈴木英一氏は^{註六}「既述のごとく天保二年五月に『難語考』を最終的に修訂したさい始めて名付け

られた書名であつて、それ以前に『山響冊子』と称した例はないのであるから、守部が神典研究書を『温源録』と銘打った時期は明らかに天保二年五月以降で、あると指摘されているのも上述のことなどと併せて首肯されるのである。

又、其他本稿中には、卷二卷末近くの分註に、「又、既に文章撰格にも、つはらに論うひ置たれば、互に引合せて、心得らるへし」と文章撰格を挙げ参照すべく述べている。三撰格中、文章撰格は繕写定稿本は完成を見ず旧稿と改訂稿を継ぎ併せて編成されたものが現存最終稿となっている。同解題で述べた如く、旧稿部分は天保二・三年頃、新稿部分が加つて成稿となつたのが、同五年八月頃と推定されるのである。本稿本の手跡は記した如く、その旧稿部分に最も近似する。料紙も又同質であるので、この天保二・三年頃も一つの目安とならう。尤も天保四・五年頃の手跡とも当然の事ながら然して変ることみなかろうから、両書を照応しての印象である。この主観的印象に強ちにこだわるといふのではないが、本稿本の執筆は天保二年～五年の間がまずひとつの仮説として考えられるのである。

とすると、天保四年五月「古史鉤玄」三巻の成立が此「温源録稿」二巻と相係ってくるのである。縷述をさけて臆測の一端を記すと、「鉤玄」といひ、「温源」といひ、両書名の持つ漢臭の強い語感には、文政期の著述一般に通ずる名残りが感じられるのである。例えば駐雲鈔、退雲鈔、蘆荻鈔、鱗・輻註（土佐日記）、など又同様である。そして、それらは屢々改題され、時に併称されながらに、次第に和風、古風に改められて落着している。本稿本の場合にも、「鉤玄雜録」、「古史鉤玄」、と旧題を襲いはするが、成稿の後、結果として「温源録稿」となり、更には、その統稿の途路に―次述「温源録稿」卷三・「稜威道別」卷七の如く―「稜威道別」に再三改題されて定着するように、同一稿本の経過を或は此場合も辿つたのではないかと想定されるのである。即ち、同一稿本の草案・草稿・成稿の過程にかく異称を以つて呼称したのにすぎないのではないかと。換言すれば文政末天保年初に「鉤玄雜録」と仮称し腹案し、そ

の草稿の着手にあたり「古史鉤玄」と齊え、成稿として繕写されるにおよんで「温源録稿」と冠して同稿本は暫く一段落を区切るにいたった、既にその草稿類は反故に附せられ、成稿「温源録稿」のみがとどめられて現在にいたった。そして、その時期は天保四年五月の書翰に告げているという「古史鉤玄」の執筆と相重なる時期ではなかったらうかと、臆測を重ねてみるのである。猶その当否はともかく、本稿本の執筆期は天保四・五年の頃と推定して然したる誤差は生じないであろう。

本稿本「温源録稿」二巻は、いずれ後の、天保十五年五月廿五日の識語を持つ「稜威道別」総論の結構を基礎付けることとなるのである。

註一 その書紀神代紀冒頭の一部は、

天地開闢初之時波、魚之水尔如浮ウチノミヅニアルカトク尔虚中尔洲壤浮漂オホソラニヒシツクホネニヨヒ比然浮漂之物中ヒナニシヨクナリ如葦芽流物生其物即且化アサハサニシヨクナリ神伎其化坐留神号波国常立尊次云云

の如くに続け改め、古事記のはじめは、

天地之初時尔、高天原爾神成坐タカノヘノミコトノトキニ後、其成坐留神ノ名波、天之御中主神、次成坐神名波、高御産巢日神、次成坐神名波、神産巢日神、此三柱ノ神波、各母、独神成坐オノオノノカミ且、御身ミミ尔隱賜波、天地ノ之初時波、国稚久クニノササキ（土稚久ト傍記アリ）浮脂之如久ウヅシノカサハシ之、海月成漂波、然源理之シテ時尔、如葦芽久、所爾騰留物在波、然爾騰留物尔因且、成坐神名波、宇麻志葦芽彦遲神、次成坐神名波、天之常立神、此二柱神母、各独神成坐且、御身尔隱坐波、

と、かく一種の宣命体を借りて古雅の格を試みている。そして、「こたひ、此温源録には、漢字の上に、古語を播し、次に、其段の意を釈し、其次には、章毎に如此試をくはへて、字訓と、古文との差をさすとすなり」と記している。記紀の表記に於ける「漢文風」、「漢文格」を和文に見る「古格」、「雅藻」、「華麗」の再現を期すべく試行しようとしたものである。右の章句の「連接」―上掲古事記の如き―など「文章撰格」の着稿と相俟って創意された古記典へのアプローチでもあったのであろう。以下現存稿本に於ては次述「温源録稿」巻三の稿本に於てまでは、この試みが各章段に附されている。其後、此巻三に続く諸巻を欠くが、巻七に至ると書名の改題と共に、この創意は省除されている。

註二・三 高井浩氏「橘守部の稜威言別の執筆経過とその間における桐生門生との交渉」、昭和三十八年「群馬大学紀要人文科学篇」十二所収。

註四 右書目は夙に国学大系第十四卷「橘守部集」の太田善磨氏同解説にて紹介され、それは「文化五六年の頃の事であろうか」と記されている。右の書翰、書目共に披見するところではないが、この文面からは恐らく江戸進出後、文政末年のことになるのであるが、その予定書目中、古事記素隠凡五七冊、紀記歌解凡八冊、など見え、殊に後者などは文政十三年十月には「蘆荻鈔」十五巻を橘貞暉が書写するところであれば、かく凡八冊の如き漠然とした記述は考えられず、太田氏の推定される文化五・六年はともかく、猶同年紀については疑点が残る。

註五 前掲稿本12註一と同掲書。 註六 「橘守部」、昭和四十七年「人物叢書」所収。

温源録稿 卷三

自筆 (稿本15)

稜威道別 卷七

自筆 (同)

斯道文庫蔵

袋綴、二冊。改装濃紺色表紙、縦二十八・一釐、横二十・一釐。元表紙本文共紙。料紙、楮紙。字面高サ約二十一・三釐(本文)。釈文、一・二字下げ。分註稍小字。每半葉、本文九行、釈文十一・二行―卷三釈文中にまま九行の旧稿を合綴す―。細註、双行。本文墨付、卷三、四十六丁、卷七、四十五丁。両巻共に墨補訂―書入れ―別紙貼付―を見るが卷三に稍繁。卷三は朱句点を附す。

題簽、金切箔散し短冊(改装時、表紙左肩)に、「温源録稿 卷三」、「稜威道別 卷七」と別筆墨書。元表紙外題は、卷三は短冊形白紙(左肩)を貼り、「温源録稿卷三」と別筆墨記するが、貼紙下には「稜威道別卷三」と自筆にて打付書きしている。内題に惹かれて後補せる貼紙であろう。卷七には、「稜威道別卷七」(左肩)と自筆外題している。内題、「温源録稿卷三」、「稜威道別卷七」と記す。両巻はその手跡、紙質から見て同時期に成る稿本である。卷三の内題か

ら外題（貼紙下）への書名の推移もその経過の跡をとどめ示している。

本稿本両巻は前掲「温源録稿」巻一・二の総論に続く、書紀釈註であるが前者とは稍時期を異にする別稿本である。前記した如く、巻三には旧稿―前者同様に毎半葉九行書写の巻三旧稿、恐らく前者巻一・二に続く巻三の旧稿―を数葉併せ綴じ流用しているのによっても明らかである。この旧稿は何巻にまで進抄したかは未詳であるが、巻七に旧稿の再使用が見えぬところから、旧稿は巻七に至る途路で欄筆したものと推測される。

本稿本巻三の編成は、「日本書紀巻第一 神代上」と記し、神代紀上第一段から第四段一書第十迄、であり、定稿本巻三の当該部分と同じくしている。釈註方法は旧稿「温源録稿」巻一・二の「釈法」に従い、「先ッ書紀を表にたて、其段毎に、一書のある限りを引付ッ、古事記も一書の一ッに附テ、解クこととし、先ズ本文を挙げ「漢字の上に、古語を播し、次には、其段の意を釈」しているが、次の巻七以下の諸稿本に見ることく、「語釈までは得ことはらず」して、「専ら古伝説の意趣」を主として釈述している。又、書紀第一段、第二段の各段、一書の末、又、古事記伊邪那岐・伊邪那美命国土生みの段などの末には「所謂宣命書」の文体を以って旧辞風を試み附し、旧稿「温源録稿」の趣旨を遵守している。次の巻七とは同時期稿本であるが―後述する如く本稿巻三とは趣を異にしている―内題に誌す如く「温源録稿」巻一・二の方則を継承墨守している。

次の巻七は前記巻三から継続する同一稿本であるが、此時点に於て―巻四・五・六の両三巻を欠くので猶未詳ながら―題号も「稜威道別」と改められ、その釈法は基本的には前者の方法を襲いながら徐々に変化を辿って来たのであろう、前者に見ぬ註項目を多く設けて、顯著に語句の釈に意をそそぎ詳述し、末尾に各段の大意を総括しているのである。あるいは、又、一書としての古事記は参照資料にとどめ、前者に試作した各段本文の旧事風―宣命体―の復元はすべてこれを破棄して、漸く「稜威道別」稿本に見る所謂総叙的な形態を整えはじめてるのである。

その編成は、内題「稜威道別卷七」と誌し、次行に「簸川上段」と標を立てている。書紀神代紀上第七段から第八段一書第六迄、同上卷々尾を以って終っている。定稿本卷之七に該当する。「稜威道別」諸卷の編成は既に本稿本の段階で定着したものと推定される。以後続稿を見ぬ現在その進捗状況は未詳というほかはないが、上記の如く神代紀上卷までは一応成稿となり、「温源録稿」の書名は卷三以後、その途路に於て改題され、卷七に至ったものと推測される。卷三元表紙の後補白紙題簽下の自筆外題「稜威道別卷三」の記はその名残りを告げるものであろう。

猶、卷首に誌す「簸川上段」の標は、前掲天理図書館蔵卷一（稿本13）と照応され、この期の叙述形態として考案されたのであろう。が以後、上掲諸稿本に見るが如く「神代上之一（〜）」と改められるのである。

本稿本を前掲の次期改稿本と比較するに、書紀本文に於ては殆んど異るところはないが、その訓読に於ては著しい異訓が多見される。その訓読の基本は流布印本に拠ったのであろうが、猶顯著に相違する。その依拠するところを審らかにしえないが、卷三文中に「さて今本文を、如此様に訓^ムわさは、賀茂、本居ノ翁等の、物を訓^メりしふりに倣ひて、よむ所なり、そも〜漢字もて書^ルる物を、如斯しも、古言して読るゝやうになりたるは、専ら彼翁等の、功にてそ有ける」と記しているのを見ると、その特徴的な和訓・訓法などは先学の二人に負うところが多かったのであるうか、本稿本中にも屢々改補のあとをとどめている。しかし、未だ本稿本段階に於ては未定の状況を示している。

しかし、最も留意されるのは、前記した如く、本稿本卷三と卷七との基本的な著述方針の変更である。前者は旧稿「温源録稿」総論を墨守して古記典の意趣に論を逐うのに対し、後者は一変して、総釈的な語註をも併せ詳述していることである。その内容から見れば同一稿本とは殆んどいいがたい。前者は寧ろ旧稿「温源録稿」卷一・二に続く、卷三として認められるべきであらう。又、事実、その執筆時は、その内題に記す如く、旧稿卷三―現存しないが―を補訂繕写する考えの許での着稿と推測されるのである。が、しかし、記した如く、旧稿「温源録稿」卷一・二とは同一

稿本であったとは考えられない。従って、此卷三擱筆後、現存の卷七に至る途次に於て、その基本的方法の変転があったものと推測される。ともかく、卷七にいたると、その註釈態度に於ては、記紀歌の総釈「稜威言別」十巻が辿った経過と相似て、旧註・新註の纂輯の傾向が顕著となり、私記・口決・纂疏、降って集解・通証、記伝等、その書名を明記して縷述するところが尠くなく、その傍証資料をも長々と列記引用し、旧稿以来の所説と相俟って聊か贅言、冗長にわたる諸点が散見されるのである。又、その釈註に於ても次稿（稿本12）に比し、その註項目は略同じくするも猶推考は熟さず却って自説に姑息し、あるいは、先註に逡遁するところが屢々見出されるのである。その点では、旧稿「温源録稿」から総釈「稜威道別」への過渡期的経過と摸索の状況を如実に提示している。しかし、本稿本は次の改稿本（稿本12）の基礎的草稿としてその転換期を劃する土台たるべき意義を荷ったものであったろう。

卷三に就いては旧稿改補繕写の後、卷七の改題に副って、その内題「温源録稿卷三」を外題に於て「稜威道別卷三」と追補したのであるが、新稿のなるにおよんで全面的に改稿されることが必要となり、前掲天理図書館蔵「稜威道別一卷」の如き、恐らく改稿本が追加されることとなったのであろう。卷三は書名・内容共に旧稿「温源録稿」巻一・二を継承するものであるが、卷七とは記した如き経過による同一期の稿本と推測されるのである。猶、本稿本は卷七以下は其存否は不明であり、続稿については猶未詳である。

備考

本稿本の執筆はさきの「古史鉤玄」、「温源録稿」巻一・二の後をうけての改稿であるから、前述（温源録稿）巻一・二（解題参照）の天保四年五月以降の事である。叙述文中にも既成著稿である「蘆荻鈔」、「山響冊子」、「文章撰格」^{註一}などを挙げて参照すべく断っているのも、その執筆時期を語っているのであろう。

又、本稿本卷三の内題が「温源録稿卷三」と記すが、外題に「稜威道別卷三」（後補題簽貼付紙下に打付書する）と自

筆追記しているので、旧稿書名から「稜威道別」と新たに題名を冠することとなる推移の経過を告げているのであるから、この改題の境目の期が、この稿本の執筆時であったと認められる。

この書名が確実に資料の上に現れるのは、天保九年六月の刊記を持つ足穎舎藏版本「心の種」三巻巻末添書の書目中と、又、附載する「池庵北畠守部先生著述略目録」に見える「○稜威ノ道別 十五巻 一名神典古義」である。同目録は前掲「温源録稿」巻一・二解題備考中に挙げたので参照されたいが、その中に「天地の初メより、崇神の朝迄を、精く積せり」とあり、十五巻と記している。本稿本は管見するところ巻七以降の続稿本の存否を明らかにせず断定はしがたいが、恐らくその完成時を予測しての広告であろう。従って「心の種」三巻の刊行時までには、「稜威道別」改題とその執筆は相当に進捗し、本稿本巻七までは尠くとも成稿となっていたのであろう。この天保九年は、その点、本稿本成立の下限として、かなり確かな目安となるのである。その書風、手跡もまた此期の、例えば、「万葉集要解」七巻と極めてよく近似する。「要解」の執筆（同解題参照）は天保六・七年頃と推定される。おおよそ、これらから勘案して、この天保六・七年から同九年の間を本稿本の成立の時期とみて誤りはなからう。

又、天保八年の成立といわれる^{註二}天理図書館蔵「三大道弁」（自筆定稿本）には、

守部年来神典聖經ニ、天ト称シ、高天ノ原ト称セル物ノ、不^ル明^{ナラ}ヲ嘆息シ、又其古伝旧辞ヲ、^{古学ノ徒ノ}怪力ノ奇談ニ説キ、^{所謂異端ノ怪}枉^ケ、人ヲ惑ハスノ甚キヲ慨^シミ、^{註三}勉^ム学^シ沉^ム思^フシテ、幸ニ発明スル所アルヲ以テ、サキニ神典ノ旧積ヲ改メ、

とある記を見出す。鈴木英一氏は右記傍点の記を『古史鉤玄』か『温源録』のいずれかであろう」と述べられている。確かに掲出文の内容からすれば、「温源録稿」巻一・二よりなる総論部分を指すものと見えるが、この時期、本稿本なども含めて、即ち「温源録稿」巻一・二に於て描いた基本的結構の許に旧稿を続稿すると共に、その途次、総括的なる「稜威道別」新稿への着手と、相当巻の稿本の成立をも併せ含めて、かく記したのではないかとも思われ

るのである。強いて想像をめぐらせば、天保四年五月頃註四の書翰に見える「古史鉤玄」は現存する「温源録稿」巻一・二となり、恐らく次巻以下何巻かは草稿として書かれ、本稿本巻三に一部合綴される。その続稿中に本稿本巻七の如き、いわば決定的改稿へと転換するに至ったのが、この天保八年前後のことではなかつたらうかと、「サキニ神典ノ旧釈ヲ改メツ」と敢て揚言しているのには、旧稿の全面的改稿を「稜威道別」と冠し、日本書紀総釈への意欲と自負の念がかく語らしめたのではないかと思われるのである。

猶微弱なる傍証ではあるが、本稿本の手跡と近似する「万葉集要解」にはその前稿本から一転し、広き地誌の蒐書による引用例が急激に散見される。万葉集墨繩総論の中で、その事を回顧して、「此五とせ六とせかほとは、たゞ體かなる書の限りを集めて、考へわたりけれと、其書目ともは、本文中、地名の出たる如々にことわれは、此には擧ざるなり、」と記しているが、本稿本巻七に就いてみると、旧稿を継承した巻三に比べて、この地誌に言及するところは甚だ顕著である。あるいはこの地誌の蒐書など本稿本巻七の執筆時期とも何程かは相関聯するところがあつたのではないかとも思われ附記するのである。

以上、本稿本の確実なる成立時期は猶断定しがたいが、天保六・七年頃から同九年の間、「三大道弁」に云う改稿が本稿本を指すのであれば天保八年前後がその時期であろうと想定して概ね誤りはなからうかと考えるのである。

附記

本稿本巻三、神代上第四段一書第八の釈文中に異伝の派生につき言及し、

譬へは今年津国難波ノ江に入江の砂を浚ひて天保山と云砂山を築りといふ事此東国まで聞え来てとり／＼にかたれり

とある記述が見える。此の摂津天保山は「摂津名所図絵大成」に「目標山めじるしやま」とあるのがそれで、天保二年、当時の町奉行新見正路が、安治川口浚渫の土砂を積み築きて船舶入港の標識となしたのである。そのことが江戸に口伝さ

れたのであろう。右記文中、「今年云々」と記すのを見ると、この卷三執筆中の事と認めねばならない。上記した如く本稿本は更に数年後のことである。又、旧稿「温源録稿」卷一・二も同二年後のことであり、同年とすれば、「山響冊子」附載目録に記す「古史鉤玄^{冊七}」の予告の時期にあたるのである。従つて、この記は、如何にもつじつまがわなない。目標山が船舶入港の標識として事実上通用し、風聞が江戸に伝つたのが多少の年月にずれがあるとしても幾許の差異もあるうとは思われなからでもある。とすると、この天保二・三年頃、「古史鉤玄」の書名の許に執筆中の頃の事としなければならぬことになる。「古史鉤玄」は現存しないので未詳というほかはないが、この記は「古史鉤玄」の中にあつて、それが「温源録稿」卷三の旧稿の中に入り、再び新稿である本稿本卷三の中に其儘再録されたと想定するのが最も自然であらう。其の間の事情は「古史鉤玄」なる著稿が現れぬかぎり審らかにしがたいが、上記の如く、とりあえず臆測して再考の機会を俟つことにしたい。しかし、既に此頃卷三神代紀上第四段辺りの原旧稿が執筆されていたことは本稿本成立の過程として考慮されねばならないので附記する次第である。

註一 本稿本卷三文中にも、

古文の連絶^{ツグツグ}状とを校合せて、いとせめて、雅文^{ワカコト}の運法^{ハコトウツ}云状^{クニカタ}、疊み様、句格などをたに、当昔語り伝へけむ詞のふりにとて、次々其段毎に、試を附すなり……………中略……………さる句格等の事は、既に文章撰格に、十八則の法を分拵^{ワカケテ}て、委しくことわり置たれば、照し合せて覚るべきなり、

と、「温源録稿」卷二末の添言を再述し殊更に文章撰格をあげ断つている。

註二 鈴木暎一氏「橋守部」(人物叢書)に

天保八年一月、吉田秋主宛書翰中に「三大道弁あまり一寸したものに御座候へ共、是も少し入用御座候而稿仕候」とある文面を引用され同書の成立に言及されている。

註三 同右掲出書

註四 「温源録稿」卷一・二解題、註五掲出論文

神代紀心覚

自筆

天理図書館蔵

袋綴、一冊。淡褐色刷毛引改装表紙、豎二十四・一櫃、横十六・七櫃。元表紙、本文共紙。料紙、楮紙。字面高サ約二十三櫃。每半葉一・二行乃至八行、余白は追補書入れのためであろう。墨付、九丁。

題簽、白紙形短冊(表紙左肩)に、「神代紀心覚 橘守部自筆」と別筆後補する。元表紙左肩にも、「神代紀心覚」と別筆外題している。内題、署名共になく、上記書名は後補外題の仮称による。

本書は、書紀神代紀本文の抜萃であり、文頭に朱○印を付し、印中に、注・尺・生・カ・児・教・覚等の略号を記し、神典関係著書執筆のための心覚風な所引用メモと思われる。二・三例をあげると、

④注 一書曰天地初判始有^{トモニナリマスガキ}俱生之神^ニ号国常立尊次国狭槌尊^ニ七代ノ尺^ニ入^ニ

⑤生 一書曰国常立尊生^ニ天鏡尊^ニ天鏡尊生^ニ天萬尊^ニ天萬尊生^ニ沫蕩尊^ニ沫蕩尊生^ニ伊奘諾尊^ニ

⑥教 一書素戔嗚尊云々雖然日神恩親之意不愠不恨皆以平心容焉また一書に雖然日神不愠恒以平恕^ニ相容焉

など見えて、その略記号の概略は推測される。が猶、④・⑤・⑥等、既に未詳の項も見え、何れの著述の心覚えなるかは審らかにしがたい。筆跡は前掲「温源録稿」巻一・二の後、後述の「道別対照」の頃と略近似する。

印記、元表紙右隅に「椎本文庫」朱印を捺す。

神代紀索引

自筆

天理図書館蔵

袋綴、一冊。上辺刷毛引、下辺金箔散しの淡茶色表紙、堅二十三・三糎、横十六・二糎。題簽、飛雲布目短冊を表紙左肩に貼付するも書名なく、又、内題、署名共になし。表紙見返しに「神代紀索引」「橘守部自筆」と別筆貼紙す。

本書は美濃紙台紙に、各語彙項目の美濃紙カードを上下二段、各段五〜八枚を、五十音順に貼付している。各語彙項目は、日本書紀神代紀上下二巻より、神名、地名、又、普通名詞を主に、その他自立語を掇拾し、その下に依拠本丁数を表示して検索の便に供せしものである。但し、依拠本は、孰れの本を指すものであるか、猶未詳である。

その筆跡は「温源録稿」巻一・二に近似し、文政末、天保のはじめの頃のことであろうか、書紀積註のための準備であつたかと思われる。墨付、二十二丁。

印記、第一葉に「椎本文庫」朱印を捺す。

道別対照

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。改装濃紺色表紙、堅二十三・一糎、横十六・五糎。元表紙本文共紙。料紙、斐紙（全紙裏打す）。字面高サ約二十糎。每半葉、略十行前後。本文墨付、十三丁。巻尾余紙十一丁。

題簽、金切箔散し短冊（表紙左肩）、「道別対照」別筆墨記す。元表紙外題同上。内題、署名等なし。

本書は「椎本文庫目録」に「神典ノ中カラ主題別ニ類似ノ語句ヲ摘出対照シタモノ、道別撰述ノ準備的書拔ノ類カ」

と誌している如く、日本書紀を主に、神代紀以下応神紀まで、主題項目を上欄に見出し、諸例を分類し、備忘の便に供した簡略なノートの一種である。掲出項目は略三十余項、「比喻・見タテ」、「幼言」、「釈言」、「淫語」、「黄泉」、「熊野」、「幽契」、「幽冥」、「マトコオ衾ノ事」、「狗人ノ段」、「ツハキ」等諸項目、あるいは、「日ノ神ノ処ニ引ヘシ」、「フツ主ノ処ニ引ヘシ」など記し、同目錄に云う、道別撰述のための覚書であろう。年代は確認しがたいが、しかし筆跡は天保の早期ではなくして、「温源録稿」巻一・二以後の書風である。前述の「稜威道別」改題の頃ででもあろうか。余紙を猶多く残し、追補すべく書抜きしてゆく予定であつたのであろうと思われる。

印記、本文末に「椎本文庫」朱印を捺す。

旧事紀直日 六卷

自筆

国文学研究資料館蔵

袋綴、六冊。濃紺色表紙、縦二十六・八糎、横十八・七糎。料紙、薄手楮紙。字面高サ約二十一・五糎(本文)。註文小字一字下げ、細註双行。每半葉、序九行、本文八行。本文墨附、第一冊 自序十五丁(柱に丁附す、以下同) 巻一 五十一丁、第二冊 巻二 四十六丁、第三冊 巻三 七十丁、第四冊 巻四 四十六丁、第五冊 巻五 六十二丁(丁附、「四十六」脱)、第六冊 四十五丁。

題簽 淡茶色布目斐紙短冊(表紙左肩)に「旧事紀直日一(一六)」と自筆墨書。内題、「旧事紀直日卷一(一六)」と記し、その許に「橘守部謹撰」と自署する。

自序末に、

弘化の四とせう月のはつかの日

橘守部

と誌す。

本書は端正に繕写された自筆稿本である。全集解題に「原写本 六巻」と見え、「橘守部大人遺稿目録」に「守部自筆 全六冊」と記している全集第二巻所収底本であろう。但し、全集との間には、次の如き僅かな相違が見出される。

先ず、自序末に追記する凡例中第二項に、旧事本紀本文復元に伴う、校訂部分箋符の説明末尾に、全集に見ぬ次の一文が本行中に存する。即ち、

又字の右に、ヽヽヽヽ、如此、朱点をほとこしたるは、守部か心に用ありてなりければ、こは他に及すへきにあらず、

の付記である。次述二本―無窮会神習文庫蔵本・天理図書館蔵本―にも右文は同様に見出される。本書・無窮会本の本文中にも右記の朱傍点が散見されるが、全集本文には此傍点は見えぬ。恐らく著者個人のための朱点につき、全集刊行時に、右文と共に削除したのであろう。

その二は、右凡例中、又本文中の朱の箋符は、本書又右記二本と全集のそれとはすべて印形を相違しているが、前者同様に刊行時の変改であろう。又、巻初の編目には本文検索の丁数を脚註している―但し巻三迄―が、これもすべて刪省している。が、その他は全集本文と全く同じくし、本書が全集底本であったと認められるのである。本書の転写本は甚だ尠く、左記の二本―天理本は自序のみ―を管見するにとどめる。

印記、各冊巻首に「椎本文庫」朱印、巻尾に「国民精神文化研究所」の方円朱印を捺す。

備考

本書の執筆に就いては、自序末に追記する凡例の中に、

一 此書をかくいそきたるは、稜威道別を、書_キ改めんとてなりければ、只誤字、落字を改て、引用のためにそのる、然るに此書久しき間、偽撰と貶められて、誰正さんとせし人もなかりければ、誤りいと多きに、見合する本たにもなし、今はわずかに、大永元年の奥書ある印本と、出口延佳か鼈頭本と、豊後ノ中津、千葉常文か齋りし、古写本の書入を、写しおけりしのみなれば、校合は事足す、考へも行とくかぬ事おほかり、

と、その編述の意図と経過を先ずは、じめに誌している。右文により、本書は守部云う古史典の殘篇の輯録たる旧事本紀本文の復元と後人加筆又摺入の整除とを、僅か校本も右三本を以って整理しようとして試みた、忽卒の編著であったことが窺われる。現在、その草案・草稿本の類も見ず、守部各諸著作が数次にわたる稿本経過を辿っているのに比しても、それは、かなり短期間内のことであつたかと推測されるのである。その意味では、自序末に記す「弘化の四とせう月のはつかの日」の期日は、本書の成立期として其儘さしたる誤差はないであろう。又、その準備期間も、右校本三本にとどまる限り、此年を遠く数年を遡るというものではなかつたかと思われるのである。本文中に補足する註文も極めて簡略であり、「故こたひ注をくたして、よく弁へはやと思へと、為へき事の多くして、それまてに至らされは、只人の疑ふふし／＼に、わづかに姓氏録、神命式等を引て証しつ」(序)と見え、「又注せんまてには、おひ／＼に考へそへつへし」(同)と断っているように、本書「旧事紀直日」六卷は、未だ完備せざる編著として右年紀までに一応の脱稿了えたものと思われる。

そのことは、右掲の文中にも「此書をかくいそきたるは、稜威道別を、書_キ改めんとて」の急迫の理由にあつたからにはかならなかつたのであろう。定稿本系統の天理図書館蔵自筆稿本「稜威道別」存八卷(稿本3)の総論、「古記典之五」には、「こたひ其ちり曇りをおし払ひて、人々のあらぬ疑ひを、さやかに解_キつ、すなはち旧事紀直日と名付_{ナホヒ}けて、其書十卷_本あり、そも／＼書紀の釈を半途にして、さる考証をかきつる事は、此書に引用するに、世人の疑ひ

なん事を、恐れてなり」と記している事実とまさに相呼応するのである。

既に、「稜威道別」諸本解題中に触れたので詳細はそれに譲り、結論のみを略記すると、その定稿本系の改稿にあたり、本書「直日」との関聯が緊密化してくるのである。具体的には「旧事本紀」の所引例証が極めて顕著となつて、未定稿本系統諸本と確実に一線を劃するのである。

本書の中にも、屢々「道別」に言及し、「カ、ル漢様ノサカシラハ道別ニ委ク弁ヘタル如ク」(巻一・四ウ)、「虚空見日本ノ事道別ニ弁ヘツ」(巻二・八オ)、「此事道別ニ引ヘシ」(巻三・十三オ)、「此等ノ事ヨク道別ノ此条ニコトワリオクヘキナリ」(巻五・五六ウ)の如くに誌している。これらを以つてしても、本書「稜威道別」定稿本系統の改稿にあたり、緊急且つ直接する須要によつて着手されたものであったことは明らかである。

扱、本書の成立が、自序に記す「弘化四年卯月」の頃のことであるとすると、「稜威道別」定稿本系統の成稿期は、当然のことながら、本書にかかわり、その年次は従来の定説と、やや差異が生じてくるのである。同解題中に纏述するところである。併せ参照されたく附言した次第である。

旧事紀直日 六卷

明治二年井上頼圀令写本

無窮会神習文庫蔵

袋綴、合二冊。紺色布目表紙、堅二十六・七糎、横十八・五糎。料紙、薄様。字面高サ約二十一・二糎(本文)。註文小字一字下げ、細註双行。每半葉、序九行、本文八行。本文墨付、第一冊 自序十五丁(柱に丁附す、以下同) 卷一 五十一丁、卷二 四十六丁、卷三 七十丁、第二冊 卷四 四十六丁、卷五 六十二丁(丁附、「四十六」脱)、卷六 四十五丁、識語半丁。

題簽、単郭付短冊(表紙左肩)に「旧事紀直日自一(一四)至三(一六)」と墨書。内題、「旧事紀直日ナホヒ卷一(一六)」と記し、その許に、「橘守部謹撰」の署名あり。

自序末に、

弘化の四とせう月のはつかの日

橘守部

と誌す。

又、卷六卷末(同四十六丁表)に、旧藏者井上頼圀が、朱筆にて、

右六卷橘守部先生直筆草本ヲ摹写スル者也

嘉永二酉年十月

写主 常純 義典

頤神堂藏本 多摩郡北沢 / 淡島神之 / 社僧

右旧支紀直日今出有故得之于白幡義篤以為我家之藏本頤神堂者余所嘗 / 相識而今不期得其所書写之本豈不亦奇乎

万延元年九月

杉舍主人 識 久保大学 / 大助教源 / 季茲

右使梨本氏之子写之 大学中助教兼皇漢鑿道改正

源朝臣 井上頼圀

明治二巳年九月

と追記している。右の識語にて本書の転写経過は略明瞭である。即ち、嘉永二年、本書成立の翌々年、常純・義典の摹写する頤神堂藏本「可雲歟」註を杉舍主人久保季茲が万延元年に手沢するところとなり、明治二年九月に井上頼圀が梨本氏子某に書写せしめたのが本書であるというのである。

本書は嘉永二年摹写本の転写であるが、前掲自筆稿本と、各巻の丁数・行数・字詰等、全く同じくし、守部著述によく見る丹念な臨摹本である。

但し、本書には、自筆稿本に見えぬ本校合、同本文補訂がまま散見される。それらは頼圀の筆跡ではなく、梨本氏某以前のものと推測され、多くは渡会延佳「鼈頭旧事本紀」からのものであり、「旧事紀直日」所引本文を補正したのであろう。

右校合補訂書入れとは別に、旧藏者井上頼圀による朱墨の書入れが、卷一―卷二・六に一・二ヶ処―に詳記されている。例えば、その始めに、「頼圀云此編ハ偽書ノ尤著ヲ回護セント欲ルヨリ強言ノミニテ徴証无キヲ次々ニ弁明スベシ」と記し、本書を批判、論証すべく細記するのであるが、卷二以下は記した如く、僅か一・二ヶ処にとどまり、転写上の誤りを朱訂するに終っている。

印記、両冊初葉に「井上頼圀藏」、「井上氏」の両朱印が捺される。

附

○天理図書館蔵 旧事紀直日大牟祢 一冊。

表紙欠仮袋綴。竪二十四・五糎、横十八・二糎。料紙、楮紙。字面高サ約十七・五糎。每半葉十行。本文墨付十一丁。内題に「旧事紀直日大牟祢」と記している。同末に、

弘化の四とせう月のはつかの日

橘 守 部

と、前掲両書同様の識語がある。

本書はその自序を「旧事紀直日大牟祢」と名付け、抄写したものである。その転写経過は未詳であるが、本文表記に漢字・仮名の相違、又訓点の存否など多少の異同が散見される転写抄出本である。

註 「頤神堂」は其人を審らかにしないが、斯道文庫蔵「万葉檜孺手」五卷同別記合二冊本の表紙右隅に「頤神堂蔵」の所藏者墨記が存する。同書書入れに「可雲曰」と見え、「可雲」は又国立公文書館蔵「蒙古諸軍記弁疑」五卷五冊本とその転写本に

「可雲上人所蔵本」と見える。又、守部判「四十四番歌合」弘化二・三年頃成立歟一の右方作者として出詠している。あるいは、その人が。その人とすれば、本書の書写経由も首肯される。識者の御示教を請う次第である。

古 事 記

訂古訓古事記書入

守部・冬照両筆

——古訓古事記頭書——

斯道文庫蔵

本書は享和三年刊「訂古訓古事記」三卷三冊本中、上卷一冊に守部・冬照父子が朱墨両筆を以って詳細に書入れしものである。その書入れは文政期と天保期の兩期にわたり、その間十余年の隔りのある別時の書入本である。

そのはじめは、序説の末に、

かれ別に古事記の注釈作らんの心あれば今此頭書はたゞその一端を記すのみ

文政二年五月十五日

橘 庭 麿

とある庭麿時代の初期習作であり、「訂古訓古事記」上巻冒頭数葉に、古事記頭書の序説とその敷衍箇処、以下記本文上欄に各段の総釈註一を簡略に書込みした部分である。夙にその序説は、「国学大系第十四卷」の「橘守部集」に、太田善麿氏により紹介、翻刻された「古事記素隠頭書」註二の原稿本である。氏が拠られたのは、その解題によれば「恰も板下にすべく浄書せる如くに見える自筆半紙六葉のものであ」って、桐生吉田家に襲蔵され稿本の由である。尤も「あとがき」に「守部自筆と断じたことについては、その後原本を再度繙く機を得て、疑ひを抱くに至っていること

をことわる」と訂正されているので、守部稿本に屢々散見する臨写稿本のひとつであって、守部の後援者の重鎮であった吉田秋主の許に転写の序説一部が送られたのであろうか。披閱の機を得ぬので審らかにしがたい。ただ、同書と本書の間には、多少の字句上の異同、漢字・仮名の相違などが散見され、本書によって訂ざれるところがある。

第二次、冬照の書入れは、「正古訓古事記」上巻中の本文部分の行間、上欄又は附箋に、朱墨両筆を以って、細字やや生硬な筆跡で詳細に註記している。一部守部手蹟も混じるかとも思われるが、大部分は冬照であろう。その書入れは主に語句の註釈であり、多くは父守部の見解に沿い、更に諸資料を参照し附言している。そして、処々に、「冬照案」、「冬照云」、「冬照ハ思ヘリ」など記し、私案・自説を述べている。恐らく、父守部頭書「古訓古事記」を譲受け、古事記神代巻の註釈にとりかかるべく、父の著述を中心に参考資料を繙閲し、その都度に註記、私案を増幅していった、冬照の勉強の跡であろう。その手蹟、墨痕もまま相違し、何度かにわたる書入れであろうかと思われる。その中に、「冬照案」、「冬照云」など記していることから、茂三が冬照と改名した天保四年秋、冬照二十歳以降のことになる。しかし、既に茂三時代の書入れもまじえているのかもしれないが、文中、「稚言・談辭」、「天・黄泉・幽」など、守部の神秘五ヶ条の概念など導入しているのを併せみるに、「温源録稿」―天保四・五年頃―以降、前記秘説が次第に明文化され、「稜威道別」の改稿が漸次進められている時期をも含むかもしれない。臆測にすぎないが、「難古事記伝」の前身たる「古事記伝考異」―天保十年九月―の起稿に先立ち、その参考にも供されたことであろうかと思われるので、上記の天保四・五年頃から此頃までの事であつたらうか。

猶精査を必要とするが、いずれにせよ、庭曆時代の頭書に、後年冬照が詳細註記した両筆より成っている。

右記の冬照書入れはさて置き、庭曆の「古訓古事記頭書」は文政二年五月と最も初期に属する習作として留意される。既に太田善麿氏が、同解題で、「本書の内容は、守部の『神秘五箇条』なるものの成立過程を示すものとして興

味深い」と述べられているように、「神秘五箇条」の中の「雑言談辞弁」に相当する神典解釈上の方法論の萌芽が窺われるのである。その数葉の序説の冒頭には、古記典を、

つらく／＼帝紀を考ふるに舍人稗田阿礼 天武天皇の勅語を伝ふとはいへともそのかみは天下になへてかたりつたへたる古ごとにして日本書紀の一書ともは皆その語りつたへの異説ともと見えたり

と規定し、以後の「稜威道別」にも一貫する座標を定めている。その古記典の中で、古事記の釈については、まず宣長をあげ、

されと宣長の伝の如くあやしき事をもこと／＼信しよといふ時はかへりてみながらいつはりにおちてたふとき帝紀の世に弘る時なかるへし

と、記伝の説く、超自然的記述に対する没批判的態度に論点を絞って、その思議を超えた伝説部分に就いては、

そも／＼此神代の古言はもはら 天皇の御系図神社のゆゑよし臣たちの氏々国々の事跡ともを世にいはずる昔咄といふものゝさまにいひ伝へ来にたれば遠く久しき世々のあひたかのはなしにひかれてあやしき事もましりしなり……(中略)……かくしもたふとき帝紀の中にたはれたる事うきたる事をさなき事などの多かるをおもふには御代／＼の天皇皇子たちいまた稚くましますほと御口すさみなりしなるへし

と、本来、古記典の伝えさまには「昔咄といふものゝさま」があるとし、「はなし」にひかれてあやしき事どもをも混入していると言き、その謂れは稚くおはします天皇・皇子たちの「御口ずさみ」であり、めざまし草でもあるからであると解釈する。その証として、古事記の中には、禽獣魚虫・草本の名などにも「皆幼き児の耳に入」るべき物どもをあげ、人体の上にも、「陰」^{ホド}、「屎」^クなど殊更に卑近な言葉を屢々用いていることなどを見ても、それらは「上古の咄し」であることが明らかであると、伝奇として合理的に対処している。しかし、その「上古の咄し」には、公

家の家伝の例をとり、「実事の中に戯れをそへ戯れの中に実事をくはへ」たるもので、「今此帝紀もはやき時のそのたくひ」であるとし、「されはをちくくに幼きすちもましれ」ともそは御系凶事跡に妨げなければそれをもって実事を疑ふべきものではない、と帝紀に於ける実事と咄しとを峻別分離した上で読解しようとするのである。しかも、かかる伝えぶりであるが故に「久しきほとに手をくはふる人もなくてかへりてまこと」の道々しき筋を今にとどめるのであると、いはば、古記典解釈に於ける宣長学統に対する批判の拠点として、実事と所謂咄しとを分析する一種の合理的解釈を提示して序説としているのである。後年の「雑言・談辞」の語は用いてはいぬが、「天・黄泉・幽・現・顕露」の概念と共に、守部の所謂秘説の核心をなす、その一条が、この文政年初に「訂古訓古事記頭書」着手を前にして執筆されたのである。僅か数枚の序説ながら、翌文政三年春の「神道弁」への起点ともなる初期習作として重視されるべきであろう。

印記、各巻巻首に「椎本文庫」、と大振な唐獅子朱印を捺す。

本書は昭和五十四年、本文庫編輯^{「未刊」}影印橋守部著作集「十巻の刊行に際し、横山英氏からの御寄贈書である。記して謝意を表す。

附記 此処に守部の古事記研究の一部として、「難古事記伝」解題と併び記し、その内容をいささか素述したのは、別述する神道・国学の著述解題の参考に供さんがためである。

註一 「訂古訓古事記」本文上欄に記述する各段総釈は比較的簡略なものであり、五・六ヶ処に散見する。一例をあげると、

此段者 此大國主神、須佐能男命之女、婚^ニ須勢理毘賣命而、於宇迦能山之山本、於底津石根、宮柱布刀斯理、於高天原、水椽多迦斯理而坐之、ト云事ヲ中へ、彼ノ昔咄シヲ、数々加へタル者ナリ、其事此丁ヨリ、三十七丁ウラマテニ及へリ（上巻三十一丁裏三十二丁表）

の如く、漢文の総意と寸釈を記したものである。

註二 同書解題に「本書はもと題名も存しないのであるが、今私に『古事記索隠頭書』を命名したゆゑは、その最終の部分」

に「今此頭書」とあるのにより、「また守部が最も初期にころがけてみた古事記の註釈書の題名は『古事記索隠』としてあらしいからである」と記される、氏による命名である。

難古事記伝と諸稿本

本書の執筆については、定稿本「於哀牟涅」冒頭に、

此書ははやくおのれが神典のときこと稜威道別と云を伊勢人に見せてしに記伝の旨と異なるをいふかしてみていた
く難しておこせける其答へにもせし草稿なりき（朱）

と誌し、又、本書の前身たる「古事記伝考異」にも、その「意保牟柵」に、

心しれる友、ひと日すゝめていはく、世に書は多かれど、古事記ノ伝ばかり、委曲ツムクなる積もなく、又学びを助くる注もなし、只あかずくちをしきは、泥ナツまれたるふしぐの多きなり、言語の積は、さこそあれ、かくては道のために、なか／＼なるもの煩ひとや、なりゆかまし云々、

とも記し、記述には多少の差異をみるが、その執筆の機縁を語りかけている。この起筆の背景は必ずしも事実を伝えるか否かは暫く措くとして、「温源録稿」にはじまる「稜威道別」の改稿は、天保十年の頃を迎えて、漸次構想を整え、就中、その秘説たる「稚言・談辞」、「幽・現」の二箇条の要諦は確実に同著述の中に具体化するに至ったのであろう、それは当然の如く、先哲の偉業「古事記伝」のもつ没合理的解釈に対する難評となって「難古事記伝」の執筆をうながす誘因となったのは、自説の赴くところ自然の趨勢ともいふべき結果であったかと推察されるのである。全集解題に橋純一氏が「稜威道別直系の所産児」と記されているのは至当な本書成立の経過であった。いわば、「稜

威道別」に於ける神典解釈の真髓を世間周知の「古事記伝」に拠って拮抗し対峙することによって、生涯の著業「稜威道別」の面目を最も効果的に補翼せんとしたものであるからである。

本書「難古事記伝」の前身を、

此書はしめは慨み言と名つけて彼翁の殊に深く泥まれたるふし／＼を歎きたるのみにしていさ／＼かもそしれるやうの事はなかりき―同於哀牢渥

と述べ、前稿「記伝慨言」を挙げている。しかし、現在所在明らかな稿本としては、次の三系統の稿本経過を辿って、しかも其間は、五・六年の歳月を経て、定稿「難古事記伝」五巻の完成となったのである。

その諸稿本を掲示すると、次の如くである。

- (一) 難古事記伝 五巻 五冊 自筆 斯道文庫蔵
- 難古事記伝 五巻 五冊 筆者未詳 斯道文庫蔵
- 難古事記伝 五巻 五冊 筆者未詳 筑波大学附属図書館蔵
- 難古事記伝 五巻 二冊 村岡典嗣筆 天理図書館蔵
- (二) イ記伝慨言 四巻 四冊 自筆 天理図書館蔵
- イ記伝慨言 三巻 三冊 自筆 天理図書館蔵
- (三) イ古事記伝考異 存巻一 一冊 自筆 天理図書館蔵
- イ古事記伝考異 五巻 五冊 自筆 天理図書館蔵

その第一次稿本は右の「古事記伝考異」と書名する(三)イ五巻五冊にはじまる。その成稿の時期は各稿本解題で案述する如く、(三)イ存巻一・一冊の「意保牟祢」末の識語に見る「天保十年九月廿五日」の日付、その頃とおおよそ認め

られ、両書は同時期に相接して執筆された草稿・補訂繕写本の関係にある。(三)イ同考異稿本に於て、書名を「古事記伝難註」―同書自筆外題に見ゆ―と改題するが、その趣旨・構成・内容・叙述共に、(三)ロの補訂加筆の経過を逐った当初の稿本である。該稿本は、同「意保牟祢」―当該本解題に全文掲出―に、「稜威ノ道別も、間遠からず、世に行はるべければ、詳しくのし給はずとも、たゞ此説はたがへり、此章の意は、かくぞあるとやうに、書そへ給ひて事足なん」との要請をうけ、「さらばそれらのゆゑよし、事実の出所、引書も何も、皆彼ノ稜威道別に」ゆずって、「唯其本書(稜威道別)の目安のさまに、一言づゝ」走り書きしたものであると述べている如く、未だ簡古にして草案的な未定稿であり、「難古事記伝」との間には猶相当の隔りが見られるのである。

第二次の稿本は、それから凡そ三年を経過し、(二)「記伝慨言」三巻本・四巻本が略同時期に成稿となっている。(二)イ四巻四冊本「於哀牟涅」末の識語に「天保十三年三月十八日」と記している、その頃前後して執筆されたのである。両稿本は巻第編成を異にするが、前者「古事記伝考異」両稿本の関係と同じくし、草稿、補訂繕写本の経過を辿る同一稿本と認められる。此の天保十三年頃に至ると、未定稿本系「稜威道別」も徐々に構想を整えつつあり、それと共に該稿本も、「古事記伝」論難の対象を更に具体化し、終稿である「難古事記伝」の前稿たる基礎的構想が着実に結実するに至るのである。(二)イ同慨言四巻四冊本の「於哀牟涅」に、

彼ノ記伝の誤れることの中にも、道にあつかるべきのみを、さくり出つゝ、一日に七ひら八ひらつゝ作りて、廿日あまり七日のあひたに、書をへ見れば、^七五巻にそ成にける、そをこたひ先ッ神代ノ部^四一卷を、板にはゑらせつ、と記し、その進捗状況を伝えている。旧稿を基にしての執筆は右記の日程にほぼ近くして成稿の運びとなつたのであるが、「稜威道別」の副次的著述としての安易感も働いての事であつたらうと推察される。又、文中「そをこたひ先ッ神代ノ部^四一卷を、板にはゑらせつ」と記すが、上梓の企劃も併せ予定しての意気込みも同時に存したのも事実で

あつたらう。前記(三)イ「古事記伝考異」には、料紙として書名を柱刻した専用箋を使用しているなど奈辺の事情を窺うものである。勿論、企劃に終ったのは云うまでもない。右掲記中、又留意されるのは、「彼ノ記伝の誤れることの中にも、道にあつかるべき」ことのみを探り求めてと、本稿本撰述の意図を旧稿「考異」に比して、更に鮮明にし、対象を撰択していることである。「古事記伝」論駁箇所は既に「難古事記伝」とは殆んど異るところはなく、同書の前稿本としての面目をあらためていたのである。

定稿本「難古事記伝」は、同「於哀牟涅」末に「天保十三年三月」と記すが、この年紀は「記伝慨言」の成立年次にして、同稿本の成立期日ではなく、同稿本文序文「出雲乃国造尊孫一の「天保十五年卯月」の頃まで降る年次が想定される。当該稿本に纏述したので省略するが、未定稿本系「稜威道別」の事実上の基礎稿本たる稿本12の総論二巻の完(成)天保十五年五月廿五日」と略併行し成立したものと推定されるのである。題号も「難古事記伝」と標榜し、前稿「慨言」の論駁箇処に拠って、叙述の形態を改め、叙述の煩蕪を整備して、現行の定稿本となるのである。記したごとく、凡そ五ヶ年の経過をみるのである。しかし、各稿本の執筆期間は比較的短く、各稿本は「稜威道別」の改稿、整備と共にあって、その都度毎に稿を改め、面目をあらたにし、定稿本「難古事記伝」へと進捗していったものと推測されるのである。

猶上述諸稿本の結構は「難古事記伝」には、「記伝」三巻より十七巻、神代巻までを弁難五巻に編成し、神代十五之巻にわかれて構成しているが、この結構は初稿「古事記伝考異」以下「難古事記伝」の間、各稿本には、巻第編成に相互に若干の異同をみるが、諸稿本すべて「記伝」中の神代巻を以って摺筆している。「難古事記伝」解題の備考二に後述する如く、其後、神代巻以下の続稿企劃は(二)イ・ロ「記伝慨言」四巻本・三巻本にも、既に其意向を言及するが、「難古事記伝」於哀牟涅末項に「今此一部五巻は、伝ノ十七巻にして、一たひ筆をととめぬ」と記して後、再び

続編起筆のことはなく終ったものと思われ、続稿の残簡をも仄聞するところでない。

以上、諸稿本の解題に先立ち、やや煩縷な其成立経過の概要を記し、その目安にもと附言した次第である。

難古事記伝 五卷

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、五冊。金銀砂子散し淡茶色刷毛引表紙、竪二十七・一纏、横十九纏。料紙、楮紙。字面（記・記伝本文）高サ約十九・五纏。難本文二字下げ、細註双行。每半葉、十行（本論）。本文墨付、第一冊 序三丁、於哀牟涅 三丁、卷第一 三十一丁、第二冊 卷第二 三十四丁、第三冊 卷第三 四十六丁、第四冊 卷第四 三十六丁、第五冊 卷第五 四十五丁。

題簽、黄蘗色短冊（表紙左肩）に、「難古事記 一（一）」「難古事記伝 三（一五）」と自筆墨書する。内題、「難古事記伝卷第一（一五）」と記し、内題下に、「橘守部謹述」（卷第一）と自署している。尾題なし。

序文三丁は四周单边（二十一×十五・五纏）の匡郭ある刷用箋を使用し、第一葉にのみ、「○記伝考異」の柱刻がある。因みに、この料紙は、後述の天理図書館蔵「記伝考異」（古伝、意竄武涅末に天保十年九月廿五日の日付あり）一冊本と同じ刷用箋である。本書の序文末には、

天保十五年卯月はかり

八百丹よし杵築の神の御杖代／かぬる出雲乃国造尊孫

と、序者、日付がある。又、「於哀牟涅」の奥には、

天保十三年三月

と、日付を誌している。

本書は、全集第二巻所収「難古事記伝」の底本である「原写本 五卷」(同解題)である。全巻美麗に繕写された「難古事記伝」定稿本であるが、その「於哀牟涅」には僅かな朱訂数ヶ処が散見されると共に、その末項には次の如き墨訂が行間に施されている。即ち、

一 今此一部五卷は、伝ノ十七卷にして、一たひ筆をととめぬ、猶十八卷神武天皇御段より末々にも弁ふへき事もおほく又かの添られたる三天考と云物にも人ませ(ドト朱訂)はせなるふし、あまた見えたれば必ずわきまへすてはえあらす然れとも神の道には何くれと著はせる難あれは同じ事を二たひつへき書なれと次の十八卷神武天皇ノ御段より末にもおよそ神功皇后の韓國御言向の段まではいはまほしき事多かれは又継てことわるついでにかの三大考をも弁つへし
つへしとてしはらく筆を留つ(見消す)るなり(なり見消す、にト訂ス)なん
天保十四年三月(四を見消す)

天保十三年三月

と見えるのが、本書唯一の顯著な補訂である。全集は勿論、右の墨訂に拠っている。本論中にも極く尠い誤字朱訂が散点するが、守部の筆跡とは異り、恐らく全集刊行の際の訂正ではないかと思われる。

後述する旧稿諸本との参考のために、以下本書の巻第編成を略記する。

- 第一冊 難古事記伝巻第一 伝三神代一之巻 伝四神代二之巻、第二冊 同巻第二 伝五神代三之巻 伝六神代四之巻、第三冊 同巻第三 伝七神代五之巻 伝八神代六之巻 伝九神代七之巻、第四冊 同巻第四 伝十神代八之巻 伝十一神代九之巻 伝十二神代十之巻 伝十三神代十一之巻、同巻第五 伝十四神代十二之巻 伝十五神代十三之巻 伝十六神代十四之巻 伝十七神代十五之巻

以上、「古事記伝」三之巻神代一之巻以下同十七之巻神代十五之巻まで、「即ち神代巻の伝註に対する駁撃であつて其の弁難は全部で二百十九個条」註二にわたるのである。

猶本書には草稿本の存したことは、斯道文庫蔵「稜威道別」存卷三(稿本10)の料紙の一部に、「難古事記伝」の草稿反故が利用されているので判る。次述天理図書館蔵「記伝慨言」四卷四冊本との間である。「道別」同稿本解題を参照されたい。

印記、各冊初葉に「椎本文庫」朱印を捺す。

附 本書の影写本と転写に次の三本がある。

○斯道文庫蔵 難古事記伝 五卷 筆者未詳。

袋綴、五冊。菊花空押丹表紙、竪二十六・六糎、横十九・二糎。料紙、薄様斐紙。題簽、白紙短冊に、「難古事記

一 (一)(一)、「難古事記伝 三(一)(五)」と墨書している。

本書は前掲自筆本の入念な影写本である。料紙には薄様を用いて、本文のみならず、上記の朱墨の補訂、又刊行時かと推定される朱訂をも其儘に透き写している。但し、各冊わずかながら、原本の一・二字の誤字・誤脱などに、朱筆にて()を囲み、「マ、」又は「ニナシモトマ、」、「く歟」など記し、原本の復元を期しているところが散見される。

○筑波大学附属図書館蔵 難古事記伝 五卷 筆者未詳。

袋綴、五冊。後補無地丹表紙、竪二十七・二糎、横十九・四糎。料紙、楮紙。題簽、外題欠。但し、本文共紙表紙の左肩に、「難古事記伝 一(一)(五)」と打付書している。字面高サ約十九・五糎。

本書は前掲書と同じく、自筆本からの影写本であろう。各巻の丁数・行数・字面すべて同じくし、字躰も守部手跡を模している。但し、自筆本に僅かに散見する朱墨自筆補訂を本行に繕写するほか、別筆朱訂をも採用しているのを見ると、転写時期は明治期に入ることであろう。又、卷三、伝八神代六之卷、二十七丁裏終行「道の害これより甚し

きはなし」の傍点三字を書き落すなど偶目されるが、ほか精緻な模写本である。

○天理図書館蔵 難古事記伝 五卷 村岡典嗣筆

袋綴、二冊。栗皮表紙、竪二十四・六糎、横十六糎。料紙、匡郭、竪十九・一糎、横十二・八糎の十行卦紙。記・記伝本文、又難本文も上下一ぱいに書写する。本文墨付、上冊 卷第一・二・三 八十四丁（内「写本難古事記伝」総扉一丁、「難古事記伝写本凡例」一丁、「難古事記伝一（〜三）」各巻扉三丁 序一丁 於貞牟涅二丁半）、下冊 卷第四・五 六十丁（内、「難古事記伝四（〜五）」各巻扉二丁）。

外題、表紙左肩に「難古事記伝 上（下）」と墨書。内題・署名等自筆原本に同じ。

上冊総扉の次葉には、

難古事記伝写本凡例

- 一、この書は橘守部が自筆稿本を写せるものなり
- 一、原本は美濃判にて五冊に分れ第一巻紙数三十七枚第二巻同三十四枚第三巻同四十六枚第四巻三十六枚第五巻同四十五枚 合計百九十八枚
- 一、書名は第一第二は難古事記と表記し第三以下は難古事記伝と表記するも各巻々頭の標目には凡て難古事記伝とあり更に又本書第一葉のはし書には記伝考異と記す
- 一、原本の体裁は記曰、伝云、亦云等より難云を二字分引下けて記せれとこゝには凡て一様に写せり
- 一、記曰、伝曰、の引用文は四巻をのそきて他の巻々にては概ね省略して写せり四巻には原本引用のまゝ写せり
- 一、頭書は朱墨をとはず凡て予か記入せしところ、本文中の圈点書入（原ノマ、と注意せざるもの）いづれも同様なり

大正四年七月廿三日

村岡典嗣

と誌し、本書の転写次第を具に述べている。又、下冊、巻第五の終行に、

大正四年七月二十三日夜原本と校合了

典嗣

と朱書し、校合了日付をも追記している。本書が守部自筆原本に拠る転写本であることは右記の識語により明らかであり、その転写凡例をも併せ詳記しているので重ねて附記すべくもない。欄外朱墨の書入れはままだ散見されるが、いずれも極めて簡略なるものである。「日本思想史研究」所収の「橘守部の学説」（大正九年）、「復古神道に於ける幽冥觀の変遷」（大正四年）などの参照資料として書写されたのもあろうか。

印記、表紙右隅に「村岡典嗣藏書」と白紙に朱印を捺し貼付している。

備考一

本書の成立は「於哀牟涅」末に、「天保十三年三月」の日付を誌しているが、本書の前稿本である次述天理図書館蔵「記伝慨言」四巻四冊本の同「於哀牟涅」末にも、「天保十三年三月十八日」の日付を誌しているので、当然の事ながら、此の年次以降の事となる。出雲国造尊孫の序文の年紀が「天保十五年卯月はかり」と見えるので、一応、天保十三年三月から同十五年四月の間が本書の執筆の時期であると推定されるが猶正確な年月に就いては確証しがた
い。

本書が「稜威道別直系の所産児」であるのは全集解題に橋純一氏が述べられている通りであり、「道別」に於ける五ヶ条の秘説の要諦である「稚言・談辞」、「幽・現」の両説を以って「古事記伝」の非合理性を論駁しようとして
る。従って、本書中にも「道別」との緊密な関連に於て叙述を構成している。巻一冒頭の難にも、「かれ次々少しつ
ゞ幾回も云へけれども猶必ず其ノ処に尽へきならねは、ゆく／＼、本書道別と、よく相合せて、さとるへし」と、又

卷二に「古伝の正しき神語なる徴シなりければ此には尽すへきならねは道別に就て窺ふへし」など、随所に同書を引いて断っている。その「稜威道別」の成立に就いては同書解題に詳述したので省略するが、本書の論中に云う「道別」は、その十数本にわたる稿本の中のいずれの稿本を指すかが、本書の成立にかかわる問題となるのである。詳細な検討は後にゆずるとして、同解題にて私に提案した、未定稿本系・定稿本系の両系統のなかでは、前者の系統本を以って言及していることが、その内容上から略推定されるのである。例示の煩雑をさげ、別註に一例を挙げ附記した。註三

又、同書を引いて、「又委しき事は道別、総論につきて見るへければ只一わたりいひてやみつ」(巻五)と、「道別総論」を明記している。未定稿本系稿本中、その「総論」を具備するものは、斯道文庫蔵自筆稿本存総論・(巻四・七)(稿本12)一本である。該書を遡る旧稿は恐らく書名を異にする「温源録稿」巻一・二を以って総論とする稿本であり、同書を以って「稜威道別」総論の骨格が形成されたものと認められるのである。が、しかし猶その結構と成立年次から見て、其後の改稿を経、「稜威道別」の書名を冠せられた上記稿本12を云うのであろう。しかも該書は第一次稿本として、未だ朱墨加筆著しい文字通り草稿本である。

さて、本書に云う前記「総論」が此自筆稿本を直接に指すものとすれば、同書の巻末に誌す「天保十五年五月廿五日畏々も申す、橘守部」の日付は本書の事実上の成立を示唆するものとしてあらため留意されねばならないのである。その諸稿本改訂過程から概観すれば、この日付はことさらにひとつの時期を劃するかの感があるのである。本書序文に「天保十五年卯月」と近似、符合しているのも何らかの点で故なきことではないかとも暗推されるのである。

さらに加えて、又、巻三、伝八神代六之巻に「偶々世に顕はれける靈異クシヒの代々の書等に載せたるのみを僅に引たる神異例の初巻一冊を見ても凡て世の人のいひ思ふ処とはいと遙かに異なる程は誰も知なんものそ」と、「神異例」を挙げてゐる。そのほかにも靈異につき同書を記し断っている。この「神異例」草稿本である天理図書館所蔵本には、序

末に「天保十四年七月下旬」の年紀が見えるので、本書の成立は、尠くとも同年七月以降の執筆であると考えてよいであろう。本書「於哀牟涅」末に、上掲した如く、加筆訂正以前の原日付が「天保十四年三月」と記しているのも単に偶然の錯誤の記ともおもわれぬ守部常套の作意が窺見されるが如き感も否みがないものがある。それは、ただの邪推、臆測にすぎぬにせよ、猶究明するにたる暗示とも思われる。精査を期し再考することとするが、いづれにせよ、本書の成立は、天保十五年の四・五月の年紀に係り、この年月而もいくばくの月日の前後なくしての成立ではなかつたらうかと推測しておくことにする。

備考二

本書は巻五「古事記伝十七」神代十五之巻を以つて終つてゐるが、同条に、「それらの事は中巻ノ其処にして弁ふへし」、又同巻結尾に、「又此御子等の事は次の巻にて弁へつへし」と記し、続稿を予定している。続稿の企劃は既に本書の前稿本、次述する「天保十三年三月十八日」の識語を持つ「記伝慨言」四巻本、同草稿三巻本の同巻当該条中に、「猶此等の事は、既に蘆荻抄にも弁へ、中ノ巻其処にも云へし」(四巻本)、「猶此事は中巻ノ其処にて弁つへし」(三巻本)と記してゐて、当初からの構想であつたものと推定される。神代記上巻に終ることなく、以下中巻をも予定したのであるが、その構想は明らかにもない。現存稿本中にも、その残簡をもとどめぬのを見ると、定稿本「稜威道別」同様に神代記上巻を以つて擱筆したのであるが、附記して本書中の上記一文の誤解を避けることにする。

註一 その朱訂は、「ものせし草稿なり」(第一葉表)、「道の害と成へき事を」(同上)、「そはわか此書かきたる故にも侍^るか」(同裏)、「年ころもあま^た過たる事なれば」(同上)、「諷るとやおもふらむかし^{あなうた(見消チ、くるし)}」(第二葉表)——此の朱訂

全集に入らず、である。又、墨訂一ヶ処、「条毎に引つされと伝には」(同裏)が散見される。註記一ヶ処を除きすべて全集は本行としてゐる。

註二 全集首巻所収「難古事記伝」解題

註三 卷三、「記伝」の「根之堅洲ノ国」の解を難じて、本書は、

難云此に横堅のさたせるはいよく、黄泉と云を地ノ底ッ極みに、さる一世界ありとして、所謂無間地獄を摸せる也そもく、黄泉を根ノ国と云る詞は地下の底根を謂には非ず既に云如く天も黄泉も共に幽冥のうちなる中に天は黄泉の上方に属、黄泉は天の下方に属れば下部と云則上方を約めて阿部と云に合せて知へしさて下部と云より根ノ国と云フ、根ノ国と云より底ノ国と云、此底は曾伎にて、人死て其魂の行への知られかたく生死の界の遠きか如くなるをいふ是即幽明にて同じ此世の中ながら探れとも手にも触レテ燈火以て覓れと目にも見えざるを比喩てついに片隅ノ国とさへ云となせるにこそはあれ

と、「稜威道別」総論に説る神祕第五条「天、黄泉、幽、現、顕露ノ大意」の概念を以て解いていることには既に異なるところがない。しかし、天・黄泉の解釈は、定稿本系にいたると、前者に於て、天、黄泉の積を上方、下方の対偶として解したのに対しその釈には次の如き変遷が辿られる。天理図書館蔵「稜威道別」自筆稿本（存卷一ノ八、稿本3）の総論同条には、かくて此ノ天を恒に空の方につけて云ならへるは敬ひ貴みてなり又夜見と云に黄泉ノ字を用ひ或は根国ノ底国など云は人の屍を地下に埋ムるより云と馴て其一名を下津国下辺なども云とそめたるなり余も始メは黄泉を下辺と云に對へて阿部といふも、上辺の約りたるにやと思つれとあまたの本文に合せてつらく考へわたるに然にはあらざりき天も黄泉も目に見えぬ界なる故に云て阿米は空眼の中略、夜見は闇の通音なり

と、阿米は空眼の中略、夜見は闇の通音なりと音義説を以て附会している。その是非はともかく終稿にまで定着しているのである。さて、本書同様の解を「道別」稿本中に覓めると、斯道文庫蔵「稜威道別」冬照筆本（総論、稿本11）にて、かくて其ノ天は空の方に傍れば日月の度り坐スあたりまでを懸て云り、黄泉は地の方に属れば下辺とも云り素戔ノ鳴尊ノ段に奥津葉戸、火鎮祭祝詞に下津国万葉五に、之多蔽、などあるを見れば、下辺と云が黄泉の本ッ名ときこゆさる故に黄泉の字をも当たるにこそ此名に對へて思へは阿米と云名ノ義は上辺の約れるなるへし

と、天、黄泉を本書と同じく、上辺、下辺の対偶として把握しているのである。又該稿本（稿本11）の前稿本である、天保十五年五月廿五日の識語ある上記斯道文庫蔵自筆稿本（存総論・「卷四・七」、稿本12）では、当該箇処に於て、

かくて其〇は空の方に傍れば、月日の度り坐スあたりまでを、懸て云り、黄泉は国の方に属れば、下辺とも云り〇此下辺と云に對へて思へは〇阿米と云名義は、上辺字波は阿と約りの約れるなるへし

本行〇印間に朱筆の補入がある。即ち、「素戔鳴尊ノ段に奥津葉戸火鎮祭祝詞に下津国万葉五に之多蔽などあるを見れば下辺と云か黄泉の本ッ名と聞ゆ今此名に對へて思へは」

と、前者の草稿をなしている。かく天、黄泉の解釈が一転するのは、上記未定稿本系両稿本（稿本12・10）以後のことである。又、一方上辺、下辺の旧釈もこの両稿本を俟って確実に整備されている。従って、わずか一例ながらも、本書の成立も、「稜威道別」定稿本着稿以前であったと推測する、ひとつの傍証ともなろうかと註記して参考にしたのであるが、猶適例を探れば多見されるところであろう。本書を内容上からみると、未定稿本系「稜威道別」、なかでも、上記斯道文庫蔵自筆稿本（稿本12）が、その界線上に浮び、その識語、天保十五年五月廿五日は、本書中に所記する「道別総論」の書名と共に、本書の成立を示唆するものと推測されるのである。

記伝慨言 四卷

自筆

天理図書館蔵

袋綴、四冊。鈍緑色覆表紙、竪二十八・四糎、横二十・七糎。料紙、杉原紙。字面高サ約二十・三糎（記伝本文）。慨言本文一字下げ、細註双行。每半葉十行。本文墨付、全巻通し柱に丁附す。第一冊 於哀半涅 一（一四） 五（一）卅四、第二冊 卅五（一六十六）、第三冊 六十七（一九十九）、第四冊 百（一）百廿九。

題簽なく表紙左肩に、「記伝慨言 初稿 第一（一四）」と朱筆にて自筆打付書きしている。内題、「記伝慨言巻第一（一四）」と記し、その許に、各巻に「橘守部謹述」と自署する。尾題なし。

於哀半涅の末に、

天保十三年三月十八日

の年紀を誌している。

本稿本は全巻每半葉十行に繕写された後、朱墨筆を以って加筆補訂されている。

各巻編成次第は、

第一冊 記伝慨言卷第一 伝三(一五) 神代一之卷(一三之卷)、第二冊 同卷第二 伝六(一八) 神代四之卷(一六之卷)、第三冊 同卷第三 伝九(一十三) 神代七之卷(一十一之卷)、第四冊 同卷第四 伝十四(一十七) 神代十之卷(一十五之卷)、
となつてゐる。

本稿本は、前掲「難古事記伝」の於哀牟涅に於て「此書はしめは慨み言と名つけて」と記してゐる其書である。「難古事記伝」の前稿本であり、次述の「古事記伝考異」にはじまる記伝論難の書は事実上、本稿本を以つて基本的構想は結実したのである。以下に附註した「於哀牟涅」に記すごとく、「彼ノ記伝の繆れることの中にも、道にあつかるべきのみを、さくり出し」(於哀牟涅)つと、「道の論ひ」としての意趣を明確に旗幟して、記伝弁駁の目標を具体化したものである。云うまでもなく、その拠るところは、漸次成稿化しつつある「稜威道別」総論にいう秘説「稚言・談辞」、「幽・現」の二範疇である。その点では本稿本の前稿本である「古事記伝考異」と異るところはないが、「道別」の進捗と共に、その弁難は更に鮮明となり、その対象は取捨撰択されている。「難古事記伝」に記伝を弁難するところ二百十九箇条は既に一・二箇処条の異同を見るのほか全く同じくしている。かく、その意趣と弁難箇条が定まり、「記伝の釈言をあかす(先)〇くちをしみ」て名づけられた本稿「慨言」であるが、その弁難の論述には、「難古事記伝」との間には、猶精・粗、密・雑、あるいは簡・煩の両面に於て懸隔の相違が認められるのである。猶其異同の主なるには、右記巻第の編成に於ける相違のほかに、「難古事記伝」の叙述上の構成に於ては、記本文、記伝本文、「難云」釈文の順次であるが、本稿本は、記伝本文、慨言本文と続け、記本文については、「稜威道別に書紀も古事記も、本文を相並へて出しつれば又拳んも、□□煩はしかりなんとて」(於哀牟涅)と省略してゐるのが注目される。もとより、本書が「稜威道別」の副産物として相呼応すべく執筆されたのであるが、殊更に「稜威道別」に日本書紀・古事記の

本文を相併べて掲出したと断っていることである。定稿本「稜威道別」には既に紀記本文を並記するところはないのであるから、「道別」稿本に於て両書本文を併記した、乃至は併記する意図の許に執筆された時期のことであつたかと推測されるのである。既に「稜威道別」解題に於て詳述するところであるので再記しないが、「道別」の極く初期稿本である「温源録稿」二巻の総論の趣旨にそれは沿うものである。両書併記の釈註の意図は本稿本の時期にまでおよんでいたのであろうか。「難古事記伝」に於て、再び記本文を記伝本文と共に再録するに至る意味もこの点に於て首肯されるのである。ともかくも、「稜威道別」と相對応して執筆され、釈文中にも屢々不足の叙述には「道別」を挙げ断っているのである。

又、「難古事記伝」於稜牟涅に於て、「此書はしめは慨み言と名つけて彼翁の殊に深く泥まれたるふしくを歎きたるのみにしていさゝかもそしれるやうの事はなかりき是もとよりのおのれか慎みなりければ」と記し、「難古事記伝」に比し、その論難の舌鋒は稍柔軟の如き印象をうけるが、必ずしも言葉通りとはいいがたく、時に「おもはずつよく弁へたるが、ついに訛れるかことく聞ゆめるこそ、心くるしけれ、巻の末に至るほど、慎しみ破れて、詞さへあら／＼しく成ゆきける」(本書「於稜牟涅」と自ら認め断るごとく苛烈な言辞は両書異るところはないのであつて、単に言葉の文にすぎない。明らかに対峙、相拮抗する姿勢はもとより同じくするものである)。

次に、本稿本の前稿である「古事記伝考異」は後述するところであるが、両三稿本との関聯に於て附言すると、「考異」に見る「古伝ノ意衷武泥」、「神典三箇ノ秘事」の兩項目は、本稿本の段階に於て刪省され、「そはいとたやすからぬわさにして、十葉二十葉にはかきとりかたかれは、それも道別の総論にゆつりて、こゝにはえしるさす」(本書「於稜牟涅」と記し、「道別」総論の成稿を俟つこととして)いる。本稿改稿にあたりかく一方に更改するところあると共に、旧稿に見る各段の大意添付の叙述形式は「又其目あてのみにても、心得かてなる所々は、其段の大意なども、一

わたりとき」(同「於哀牟涅」と、本稿本中にも旧稿の残映をとどめている。因みに「難古事記伝」に於ては、各段の大意は殆んど削除するところとなっている。かく本稿本は両稿本の狭間にあって、猶決定稿たりえぬ情況を提示しているのである。又、本稿本の朱墨書入れについて附言すると、その釈文冒頭の加筆には間々「難云」と記され、その補訂は一部次稿定稿本本行へと移行するなど、定稿本に近接してゆく動きが観取されるのである。

印記、「椎本文庫」等、守部印なし。

備考

本書の執筆に就いて、その於哀牟涅に、

彼ノ記伝の纏れることの中にも、道にあつかるべきのみを、さくり出つゝ、一日に七ひら八ひらつゝ作りて、廿日あまり七日のあひたに、書をへ見れば、^七五巻にそ成にける、そをこたひ先^二、神代ノ部^一一卷を、板にはゑらせつと記し、其後に朱筆にて抹消している。本稿本であるのか、次述の草稿本であるのかは審らかにしたいか、一月ならずして草し終つたのを回想したものであらう。尤も「こたひ先^二、神代ノ部^一一卷を、板にはゑらせつ」とあるは今後の企劃を言葉にひかれて附記したまでであらうが、上梓された事実はない。

その意哀牟涅の奥に、「天保十三年三月十八日」の日付がある。それも草稿の期日であるか、本稿本の成稿日であるか又確認しがたい。しかし、両稿本共に恐らく踵を接して成立したのであらう。両者の比較は次述したが、上記の推測の如くであらう。その期日も、又、右日付を前後するの頃であつたらうと考えられる。

本書に挙げる守部著作を見ると、「蘆荻抄」、「難語考初編」、「鐘の響」、「神楽歌入文」、「万葉墨繩」、など、いずれも天保十三年迄には成稿、又は上梓された編著である。右の「蘆荻抄」については、定稿「難古事記伝」では「稜威言別」と改称後の書名を記しているのに対して、本書は、明らかに旧稿を指していることが判る。又、本書と密接す

る「稜威道別」は随所に記されているが、現存諸稿本から孰れを指すか確認しがたい。が、「天保十五年五月廿五日」の識語をその「総論」末に誌す斯道文庫蔵自筆稿本（稿本12）以前の稿本を云うのであるのは確かである。同じく「於稜牟涅」に「それも道別の総論にゆつりて、こゝにはえしるさす云々……中略……猶かの本書のあらはれんを俟て、其疑ひははるけてよ」と断つてゐるのを見ても、同稿本の脱稿以前であることは間違ひあるまい。その「総論」執筆の企劃を腹案しての言辞と思われるからである。「稜威道別」の執筆も徐々にその結構を確実な形に具象化しつつあつた頃、その序説をなす総括的な「総論」二巻を着筆する前にしての事であつたと推定され、右記の日付は略本稿本の成稿期日を記しているものであつたと確認されるのである。

附註

次に本稿本の「意稜牟涅」を挙げ、本稿本執筆の趣旨とその凡例の概要を見る参考としたい。但し、本書「意稜牟涅」本文は朱墨両筆の加筆補訂が殊に著しく、その再現は期しがたく、又却りて煩雜にして主旨を失うの懼れが生じるため、右補訂部分は一切省略し、補訂塗抹以前の当初の本文を採録することにした。

於稜牟涅

一こたひ稜威道別を、世に著はさんとせしに、思金神に似し人、傍にありて思兼ていひけらく、速^速よりも出し給ふへかりしを、いたく後れ來にたれば、今はとみに著はしたまふへし、しかはあれと目ひとつ足はさる猿のむれが、たま／＼眼ふたつ足と、のひたる猿を見て、あやしかりて、笑ひきといふこともあり、千とせの間に、誰も思ひ得さりし、よみ解さまを、始て考へ出給へる釈言なりけれど、年來記伝の説にめなれたらん輩、ゆくりなく見て、かへりて疑ひもそする、今世の中を見わたすに、おしなへて、かの説にこゝろ奪はれたらんさまに見ゆ、故とまつ記伝の僻言を、弁へおとろかして、其書の一わたり行めくるまてのとめ給へ、いてわかために、其弁へをかきて得させてよ、おのれそれを世に弘めてん、委しくしたまふまでもあらず、たゞ十にひとつ抜出たまひて、事は足へしとそいへりける、さらはしかせん、わぬしはわか為の塩椎ノ翁なり、とみにけふより筆はしめんとて、彼ノ記伝の謬れることの中にも、道にあつかるへきのみを、さくり出つゝ、一日に七ひら八ひらつゝ作りて、

廿日あまり七日のあひたに、書をへ見れば、五卷にそ成にける、そをこたひ先ッ神代ノ部一卷を、板にはゑらせつ、

一 本文をことく挙て説^カば、ことわりも明らかなるへけれど、稜威道別に書紀も古事記も、本文を相並へて出しつれば、又挙げんも、□□煩はしかりなんとて、今はそれにゆつりぬ、釈文はかりにても、おほつかなかるへき所々は、たゞ目あてのさまに、其をちくを少しつ採いて、又其目あてのみにても、心得かてなる所々は、其段の大意なども、一わたりとき、大かた其所に随て、前後いろくことにことわりつ、これ事の長くならんを、いとひてのわさなれと、猶かくのみにては、極めて事の足はぬふしく多かるらめと、かの本書道別も引つきて出すへし、たゞそれまでは、おほつかなしとも、記伝とかうか合せてをあれ、

一 記伝を弁へむには、第一ノ卷の総論の始めより、ことわるへき事ともあまたあり、又書紀を論へる段には、殊に心得ちかひ多かりければ、それらよりして、弁へつかりけるを、さてはれい^マの事長く成なんとて、第三ノ卷の、本文の積よりことわりそめつ、かく省き来つる中に、書紀の事は、道別に出たれば、こゝに漏れてもさてありなん、いさゝか心のこりのせらるゝは、直毘靈ノ段にそある、彼ノ段にいへるさまに心得ては、なかくに古伝の旨に、背る事とも多かり、今より後物字ひせん人は、心をおほやけにもちて、平らかに道をとくへし、又をりもあらは弁ふへし、

一 神の御典を鯛ふには、先古伝の本つゆゑよしをたつぬへし、其故よしを索ね得は、如此しも伝へたる、其言からを温ぬへし、其言からをたつね得は、其すちくを、よくわいたためて窺はすては、あらぬ方に惑ひ入へし、かゝれば、これらの事を、よくはしめに諭しをへて、さて後に、本文の積を弁ふへきことなるを、そはいとやすからぬわざにして、十葉二十葉にはかきとりかたかれは、それも道別の総論にゆつりて、こゝにはえしるさす、凡て何事のうへもかゝりければ、此書を見む人、いとゆくりなくおほへて、更に疑はしきふしく出ぬへけれど、いかにせん、猶かの本書のあらはれんを俟て、其疑ひははるけてよ、一 此書を、うれたみ言となつけたるは、記伝の釈言を、くちをしみ噫きてなり、譏るにあらざる事は、卷のはしめに、ことわりつるかとし、然るに、あまりしきひか事ともに励まされて、おもはすつよく弁へたるが、ついに訛れるかことく聞ゆめるこそ、心くるしけれ、卷の末に至るほど、慎しみ破れて、詞さへあらしく成ゆきける、つみさり所なくなん、是に理りをつけて、おのか罪を、遁れんとにはあらざれと、こはたとへは、主親をいさむるに、思ふ心はこゝろとして、あまりいひかひなきをりは、なめしき事もいはるゝやうに、くやしきに堪ぬ時のわざと、見ゆるしてよ、

一 これにまさりて、つゝましく、畏こかるは、をりく取はつして、神のみうへを申せるにそある、常に言にはかけ奉らしとおもひつゝ、是も彼説キことの、みやなきに、励まされてのわさなりけり、古くは神のみうへを申すをは、神秘の第一に挙て、い

とかしこきことゝ、誠め来けるを、近き世の人は、これを忘れて、神のみうへに善悪邪正を論へる事、常多かり、あなかしこく、此心して伝のひか事ももしり、かつはおのれくもよくつゝしみて、神典は、うかかふへきわざそかし

天保十三年三月十八日

註 又、高井浩氏の「天保期のある少年と少女の教養形成過程の研究」^四に引かれる吉田秋主宛天保十五年一月二十日付書翰に、

此春は早々漢意を驚候書可作之所、見合之下本兎角集りかね、諸家御取込にて余延候二付、先其間、記伝慨言之再考清書にとりかかり申候。

と誌されている由である。この記伝慨言の再考清書は、この天理図書館蔵「記伝慨言」四巻本を指すかとも考えられる。とすれば、本稿本はさきの推定の如く、「稜威道別」総論の執筆を前にしてのこととなり、所引の叙述ともよく符合する。御論考看過のため、ここに附記する。

記 伝 慨 言 三 卷

自筆

天理図書館蔵

袋綴、三冊。白紙覆表紙、竪二十八糎、横二十糎。料紙、薄様斐紙。字面高サ約二十一糎（記伝本文）、慨言本文一字下げ。每半葉十行、細註双行。本文墨付、第一冊 二十二丁、第二冊 三十六丁、第三冊 三十五丁。

題簽なく表紙左肩外題に「記伝慨言一（一三）」と自書す。内題、「記伝慨言卷一（一三）」と記す。署名なし。各巻の編成次第は、

第一冊 記伝慨言卷一 伝三（一五）
本書第一 神代一之卷（一三之卷）、但し、伝四以下「本書第幾」^{三三} 刪省、第二冊
同卷二 伝六（一十） 神代四之卷（一八之卷）、但し、伝十神代八之卷ノ前行ニ「記伝慨言下」ト記ス、第三冊 同卷三
伝十一（一十七） 神代九之卷（一十五之卷）、

となっている。

本稿本は前掲四巻本「記伝慨言」の前稿本にして、後述「古事記伝考異」五巻の改訂稿本であるが前掲本に所収する「於哀牟涅」を欠いている。巻第編成は相違するが、前者と同じく記伝第三から第十七に至る難註である。右記した如く、伝十神代八之巻の前行「第二冊二十九丁表第一行」に「記伝慨言下」と記し、あるいは当初上下二冊を予定せるかとも推測される。

全巻にわたり墨筆改補の跡が著しく、文字通りの草稿本である。その墨筆改訂補正のあとを辿ると、殆んど前掲四巻本「記伝慨言」の本文となり、改稿にあたり斧正刪修するところは尠くして、寸前の草稿本と目される。但し、第二巻後半から第三巻尾の間は前掲本への改稿に際し刪補するところが前半に比しやや顕著である。

本稿本の執筆は前稿本備考にて記した如く、「両稿本踵を接する経過を辿ったと推定され、前掲本「於哀牟涅」末に誌す「天保十三年三月十八日」日付が「恐らく本稿本起筆又は脱稿時かと諸例から推察される」その時期であろう。云うまでもなく、本稿本中に散見する守部著作類は前掲本と同じくし、此期の執筆として矛盾する徴証も見出されない。後述「古事記伝考異」五巻「天保十年」から数年を経て、記伝の難註として全面的に面目をあらため改稿された「難古事記伝」五巻の前稿草本である。

本書も前掲本と同じく「椎本文庫」等、守部の印記を欠いている。

古事記伝考異 存巻一

自筆

天理図書館蔵

袋綴、一冊。楮紙仮綴表紙、竪二十八糎、横十九・五糎。料紙は、楮紙に四周单边（二十一×十五・五糎）の匡郭ある

刷用箋、柱に「○記伝考異」を刻記する。毎半葉十一行、考異本文一字下げ、細註双行。本文墨付、四十二丁。

外題、表紙左肩に「古事記伝難註一 四十二丁」と自筆打付書している。内題、「古事記伝考異卷一」と記し、その許に「北畠源守部謹撰」と自署する。本書稿了後、仮表紙綴付けに際し、外題にて「古事記伝難註」と改題したのであろうか。

本書は巻一を現存するのみであるが、その編成は、前掲諸本と異り、

意保牟祢（一オ〜五オ三行迄）、古伝ノ意哀武泥（五オ四行〜十一オ一行迄）、神典三箇ノ秘事（十一オ二行〜十九オ七行迄）、神代一 伝第三、神代二 伝第四（二十オ〜四十二オ三行迄）

と、意保牟祢に続き前掲書に見ぬ、「古伝ノ意哀武泥」、「神典三箇ノ秘事」を冒頭にすえ、緒論を構成している。その序論末に、

天保十年九月廿五日

守部筆を執て卒に草

と、年紀を識語している。

本書は次述天理図書館蔵自筆稿本「古事記伝考異」五卷五冊の第一冊を専用紙を以って繕写したものである。「意保牟祢」並びに本論巻初欄外に「丁ゴトニワク前後一分ツ、約むへし」など朱書指示するのを見ると、あるいは上梓を意図しての板下用下稿でもあったのであろうか。しかし、上掲書に見るが如く、以後数度にわたる改稿経過を辿るのである。

猶、本書には、「神典三箇ノ秘事」の中、三・四ヶ処の切取りの跡がある。又、続巻の繕写が巻五にまで及んだか否かは未詳である。

本書は前掲「難古事記伝」、「記伝慨言」の前身であり、第一次の稿本経過をしるすものである。その叙述形式・内

容上の論旨の骨格は既に本書に於て著しく異るところはないが、その所論の叙述項目・論述本文は次稿「記伝概言」との間には甚しき逕庭があり、同一校本上に本書を比較することはやや躊躇われる。

本書はまず、附訓古事記本文を古事記伝の掲出順序に略従いこれを挙げ、「此段の意は」として、その大意と考異所論を概要し、次いで、弁難する記伝本文を略記し、「弁ニ云」と記して、各論に入っている。前掲書に比し、弁難項目は相当に相違し、その論述もやや粗である。

その古事記伝論難の拠点は、冒頭の「古伝ノ意衰武泥」、「神典三箇ノ秘事」に於て先ず概要し、「稜威道別」の所産たる「稚言談辞弁」―本書「カクシヤク語言」と表記す―、「天・黄泉・幽・現・顕露大意」―本書「アツ天・ヨミ黄泉・カク幽の三の大道」と記す―の所謂守部秘説の神髓である二範疇に拠つて、記伝に見る没合理性を難詰し、以つて「古伝説の本義」を究明しようと試みているのである。

又、本書執筆の機縁、道別との対照、記伝概評、同掲出方法、記本文、同訓点、同注など、その趣旨と凡例は「意保牟祢」に詳記されているので、全文を掲出し、再述の煩をさけることにした。が、その執筆の真意は、「稜威道別」著述経過に於ける当然の帰結として、古事記伝との対決は避けうべくもなかつたのであろう。一種の合理、思弁的方法が、宣長の復古の道―神典即神ながらの道―と対峙し、相拮抗することにより、「稜威道別」の著述意義を補翼することともなつたからであらう。その意味では、「難古事記伝」の前身である本書も又、「道別」の副次的著述であり、その所産でもあつたものと思われるのである。

猶、本書の成立は、その序説末に「天保十年九月廿五日」と記しているので、その年次の頃であらう。次述する本書の草稿本「備考」に併せ考察することにする。

印記、「椎本文庫」等、守部印を欠く。

附註

意保牟祿

一心しれる友、ひと日すゝめていはく、世に書は多かれど、古事記ノ伝ばかり、委曲なる釈もなく、又学びを助くる注もなし、只あかざくちをしきは、泥ツブまれたるふし／＼の多きなり、言語の釈は、さこそあれ、かくては道のために、なか／＼なるもの煩ひとや、なりゆかまし、世の人、書のためたきにおもひゆだねて、却て惑ひゆくがおほかめり、おのれもこゝに訪来ずは、ともにまどひゆきなましを、此あやまちの見えそめつるは、偏に吾大人の、奇オウきみたまによりてなりけり、あふぎねがはくは、此記伝の巻のはじめより、其誤どもを、一段毎に抜出で、少しづゝも、さとし改め給はゞ、是にまじたる学びの助けも、又なかるべし、さきに稿し給ひし、稜威道別も、間遠マドからず、世に行はるべければ、詳くものし給はずとも、たゞ此説はたがへり、此章の意は、かくぞあるとやうに、書そへ給ひて事足なん、いかでわが、輩のために、改めししてよとせいへる、余もはやく、然か思ひつることもありしかど、此をさとすには、先づ天、黄泉、幽ユなどの、いとしもさとりにくゝ、ことわり深きことのうへどもを、よくとき、よく辨へずては、なか／＼にあらぬ疑ひを、引起しつべし、古伝説とて、伝へ来れる中にも、いろ／＼の別ありて、何くれともむつかしさに、なか／＼なるかりそめごとせむよりはとて、つひにもだしつといへど、猶ゆるさず、さらばそれらのゆゑよし、事実の出所、引書も何も、皆彼ノ稜威道別にゆづり給ひて、唯其本書の目安のさまに、一言つものしてよと、せちにこへるまゝに、すべなく其意にまかせて、はしりがきにかきさしつ、すべてのおさま、わがまゝめきて、無徴のことをいひつゝのるやうなるは、おのが本書に、慥かなる徴のあるがゆゑぞ、只まぬがれざるはひが事なり、殊にいそぎものしつれば、おもはぬあやまちもありぬべし、

一伝ノ釈よ、かのいはるゝやうに、神ノ道こそは、さばかり踏たがへられたれ、事物の類別、訓義の傍証、凡て引書自在にして、最しも精詳かに物せれば、古語の字間を助つること、古今の間に雙フタぶものなし、谷川氏の、書紀通証を合せ見れば、其引書傍例等、既におほかた出たれば、其成功は通証にありて、此書も又世に披ヒ撃ゲてあれど、殊に記伝は、古語の解を主として、後々の冊子、物語書までも、細やかに引つけ、仮字もてさへ記されたれば、何事の上にも、よく行たらひて、其釈文も上手なりければ、こよなくさるかたの、助けとはなりぬめり、今ノ世にして物学ブツガクひせむ人は、先づ此書を見べきなり、然れども、事繁雜なる中にもあり、又復古の学び、日々に折サりゆく、御世の勢ひの、致す所にもやあらむ、今よりして是を見れば、思ひの外誤り多くて、道の論はさらにもいはず、ただ仮そめに諭せることの中にも、人惑はせなる僻説強言も少なからねば、其心して見べ

きなり、実は此を悉く直し改めまほしきわざなれど、然かせんには、彼ノ書ばかりの卷数ならずしては、尽しがたかりなむ、余常に歎きおもはく、そもノ神ノ御典はよ、天ノ下おしなべて、いたゞき尊ふへきわざなるを、彼ノ通証といひ、此記伝といひ、大部にして容易からず、文雅にして民間には通じ難き所ありて、凡て昔より今に至るまで、学者のみ観ふべき物の如くになり来しも、あかぬわざなりければ、今は学者のためより、俗間の人のために、平言もて耳近くものせん方まさりなむ、さて然かせむには、簡古の上にも、簡古なるにしくべからねば、ことは足はぬさまながら、道に闕らぬ、言語などの本つ意、また神号、官職、氏族等の類、凡て注の煩はしく成なむことの上は、よくもわるくも、皆姑く伝にゆづりて、今はたゞ本文の意趣を、よく心得させんことをむねとせり、されば其漏らし省ける事どもの中にも、凡てわが考異の旨趣に乖けたる釈どもは、皆ひが事と心得べし、

一 伝ノ説を挙て、其を弁ふるに、或は上略下略、或は云として、省けること恒なれど、其論文の甚長くして、然のみも為がたき処は、其ノ所言大意を約めて、引テるもあり、何れの段も、其ノ末に自幾丁一至幾丁と、大数を、記し置つれば、もしおぼつかなく見えなん処は、記伝を披て照合すべし、如此て其弁じたる中に、あまりしき僻説強言して、世ノ人を惑はされたる条々に至りては、其惑ひをはるけむとて、いたゞき辱カしめて、きびしく咎めたる事をりくあり、こは道のために、すべなくてなむ、見む人其罪をゆるしてよ、

一 記伝に本文を訓る状、さすがに博く渉られたるほどありて、よく文字にゆきとゞきてはあれど、古文の格を得られざるかたも見え、又あまり言多く加へ過して、野卑くなれるふしくも、これかれ見ゆ、又於是、是以、故爾、爾、即爾など云フ文字どもは、多くは古語の文段の、重なるを省て、漢文の格に置りしなりければ、其意を得て、上に接し、其字を捨もして、訓べきわざなるを、悉く字にすがれりしより、且はうるさく、且はからめきて、卑くなりつるも多かり、されど今此等を改めんには、又然か訓べき故よしをも、ことわらずてはえあらぬわざなりければ、事の長くならんを厭て、くちをしみくちをしみ、伝のまゝに訓おきつ、

一 本文の訓注に、訓天云ニ阿麻、訓常云ニ登許、又此ノ神名以レ音、以上幾字以レ音、又其音の上リ下リ等までも、丁寧に録ッおかれたれば、必々其まゝ記しつべきわざなれど、今は古本新本、世にあまた流布せるがうへに、此伝さへ如此世に行はれて、訓法をも委く論し置きたれば、こたびは右の類の訓注どもをば、皆省きて記しつ、よろづを伝にゆだねたればなり、

一 かゝる神典をうかゞへばとて、漫に神の御上を、口の端に勿かけ奉りそ、彼ノ須佐之男ノ命の、御荒の件を、記伝に説るさまに、高声に語りつゝ、即座に氣絶せし人もあり、又古学神道と称して、神の御上を、講舌為ありきし人の、目前に恠しき罰を蒙られ

るをば、見つる事もありき、猶さるたくひ世に多かりなん、近き比名たる字者の、わろき死さませしよしのこれかれ聞えたる、若しまことならば、猶同じたぐひならん、是皆古伝の本つ旨趣を知らずして、たとへば俗間に武鑑と云物を見て、武家の格式をさだすめるさまに、神代ノ御巻を披て、神の御上を、とやかくやと口の端にかけ奉るよりの、あやまちなるぞかし、今は古き世の則を守りて、此ひが事を厳しく禁しむといへども、あまたの人のこゝろくならんを禦くべきならねば、猶恐れつゝしみて、何事の上をも、すべておほらかに申してやめり、

古事記伝考異 五卷

自筆

天理図書館蔵

袋綴、五冊。本文共紙覆表紙、堅二十八糎、横二十・八糎。料紙、緒紙。字面高サ約二十一・六糎（記本文）、記伝本文一字下げ、考異本文二字下げ。細註双行。每半葉十行。一部に切取り箇所あり。

題簽、白紙短冊（表紙左肩）に、「古事記伝考異 一」と墨書、但し、第二冊以下題簽を欠き、表紙左肩に、「古事記伝考異二（～五）」と自筆外題している。内題、「古事記伝考異卷一（～五）」と記し但し、「卷三」の巻第を欠く、その下に、「北畠源守部謹撰」（卷一）と自署している。本書には前掲書に見る識語なし。

その巻第編成は、

- 第一冊 意保牟祢（一才～四ウ四行迄）、古伝ノ意裏武泥（四ウ五行～十才七行迄）、神典三箇秘事（標目後補書入れ、十才八行～十六才終行迄）、古事記伝考異卷一 神代一（二） 伝第三（四）～三十六丁ウ終行迄、第二冊 同卷二 神代三（～五） 伝第五（～七）～三十七丁オ三行迄、第三冊 同〔卷三〕 神代六（～九） 伝第八（～十一）～三十七丁オ五行迄、第四冊 同卷四 神代十（～十三） 伝第十二（～十五）～三十六丁オ終行迄、第五冊 同卷五 神代十四（～十五） 伝第十六（～十七）～三十二丁オ一行迄。

となつてゐる。

本稿本は前掲「古事伝考異」一巻の前稿本である。本稿本は朱墨補訂著しい文字通り草稿本である。前掲本は巻一のみ存巻であるが、巻一に限つて、両稿本を比較するに、本稿本も、意保牟祢、古伝ノ意哀武泥、神典三箇秘事と序説を有し、前掲本同様の編成である。本稿本の上記朱墨補訂はその極く一部を除き、前掲本の本行中に浄書されている。繕写に際し猶多少の改補も散見されるが、多く字句の訂正と叙述上の斧正にとどまるものである。前掲本の序説末の識語を欠くほか、考異本文冒頭を、本稿本が「今云」とあるを、前掲本が「弁云」と改めるなど、僅か瞥見される異同である。

従つて、前掲本は巻二以下を欠くが、若し存するとすれば、両稿本は巻二以下に於ても巻一同様な関係が想定され、本稿本は前掲「古事記考異」の前稿草本と推断される。但し、本稿本は巻三、神代六伝第八以下に於ては、上記朱墨補訂は漸次減少し、殊に記本文の附訓をすべて省筆し、且つ考異本文もやや粗なる点など、草稿本初頭の様相を提示している。「天理図書館善本書目」に、「難古事記伝初度の試みと思はれる」と誌されている如く、第一次草稿本と目される。

猶本稿本の「意保牟祢」は末項部分に加筆訂正の跡があるが、前掲本との異同點を以つて省略する。

印記、前掲本同様に守部印を欠く。

備考一

本稿本は前掲「古事記伝考異」の前稿草本であるところから、その執筆も前者と隣接し、時期をほど隔てぬ頃のことであつたろうと思われる。本稿本に著者が言及する自らの著述に就いて偶目するところをひろうと、「蘆荻抄」、「難語考」、「千代古道」、「神楽歌入文」などの書名が各巻に散見される。「蘆荻抄」の呼称は既に古く、「千代古道」

も又漸次編述を重ねたる辞彙的著述であるので、ひとまず措き、次の「難語考」、「神楽歌入文」と本稿本の成立期の関聯に言及することにする。

「難語考」初篇三卷は「山響冊子」と改め、「天保二年辛卯十一月刻成」の刊記をもって、須原屋から発刊されているが、「難語考」二篇三卷、即ち改題「鐘の響」の刊行は同じく須原屋からであるが、八年の歳月を隔て、「天保十年己亥十一月刻成」の刊記となっている。本稿本は初篇三卷を屢々言及すると共に、二篇三卷についても、例えば、卷五、神代十四伝第十六の条に、「須勢理須佐美など云言の、進む方になると、闕サゲルる方になるとのゆゑよしは、難語考二編第三自九二九反二二丁二二反対する語の例条に委く出せり」と記し、板本同条当該丁数と全く同じくしている。しかれば、本稿本の成立は「難語考」二篇、尠くともその板下下稿の成立時期と同時期か、それ以降と想定されねばならない。高井浩氏御調査によると、「難語考」二篇「鐘の響」の板下本は、天保九年年初から、その仕上げに急ぎ、同年十一月中旬に印刷を終了したといわれる。従って、本稿本も同九年歳暮以降のことと一応は推測されるのである。

次に「神楽歌入文」であるが、本稿本中に、卷三、神代六伝第八に、「猶此等の事は、難語考初編三管曾卷三にも弁へ、神楽哥入綾にも委くいひおけり」と真析葛につき言及している。「神楽歌入文」は「催馬楽入文」と共に、その刊行は、天保十二年九月の跋文の頃と想定されるのである。もともと、その草稿本である天理図書館蔵「神楽歌入文」二卷は略板本に近く、本稿本に云う同書は恐らく上記の稿本を指すのであろう。同書はその解題で述べた如く、やはり「難語考」二篇との関聯で天保九・十年頃の成立と推定されるのである。従って、本稿本の執筆も、その頃を想定するのが、最も妥当かと考えられる。

猶、そのほか、卷四、神代十三伝第十五の末に、「彼寧一山の如き奸細の賊僧をしも一大刹の開祖と仰しこそ遺恨わさなりけれ猶此事別に一冊につくりて委く弁へ置たればこゝには省きつ」と見える。此処に云う書は、「蒙古諸軍記

弁疑」を指し、同記は卷五「人しれぬ事の卷」を指すものであろう。「蒙古諸軍記弁疑」五巻は巻末に「天保十年正月十九日」の識語があり、これも上記二例と相符合するのである。

これらの例から、本稿本の成立は天保十年のことと推定してよいかと思われ、前掲書「古事記伝考異」一巻の序説奥に見える、「天保十年九月廿五日 守部筆を執て卒に草」とある記は事実上の日付を誌すものであると推定されるのであり、両稿本は踵を接して、文字通り忽卒の間に、草稿、繕写が同年中になされたのであろう。

備考二

又、本書が「稜威道別」の副次的所産であることは、今更に縷述するまでもないが、本稿本の序説中、「神典三箇秘事」冒頭に、

天、夜見（朱）、幽（朱）の、三の大道ぞ、かたしともかたき、極みなりける、此三の解ぬかぎりは、神の道も、解べき

よしあらされば、守部まだとし甘ちばかりの比ほひより、いにしへ今のあまたの説を、かたはしより見わたしてしに、ひとつもとるへき事見えす、みそち四十の頃になりては、いよゝ心いられて、大海の原に、西ひんかし

を失ひたるこゝちしつれば、せめてよるへきたづきもかなと、せんすへなくて、もろこし、西のから、遙けきえ

を失ひたるこゝちしつれば、せめてよるへきたづきもかなと、せんすへなくて、もろこし、西のから、遙けきえ

なんもくちをし、今はいかにせんとして、命をたちて、天地の神に、ねき事しつるに、皇神の御うべなひむなし

ならず、四十の末にふとさとりたり、それをちからに、其とし稜威道別を削せしなり、今其趣を、こゝに（左傍ニ

と、「稜威道別」着筆に至る長い道程をいささかの誇辞をも交えながらに回顧している。所謂五条の秘説の中の最

要諦なる此範疇こそ、「稜威道別」の前身たる「温源録稿」執筆の核心であったのである。その解悟は四十歳の末、

文政末の頃であるというのである。「其とし稜威道別を舛せしなり」と記しているのはともかく、「温源録稿」にはじまる「道別」の改稿は、この年、天保十年頃には漸次進展しつつあったのは同解題で触れた如くであるが、それと期を同じくして、先哲の偉業「古事記伝」への対峙は、自説の赴くところ自然の帰趨でもあったのであろう。本稿本の序説にまず其旨をうたって回想しているのである。「古事伝考異」着筆の誘因には、「道別」執筆と共に、自らの秘説の展開の一端として自生発展したものであったろう、と回顧の一文を附記して、その間の事情を諷うの資とするのである。

本稿(二)は、前稿と共に、夙に慶應義塾学事振興資金研究補助と、又近時、トヨタ財団研究助成金とによる調査結果の一端である。記して謝意を表する。又、本調査に際し、御蔵書の閲覧・複写など種々の御高配を賜った天理図書館をはじめ公私の諸図書機関に深謝申上げる。